横浜IRの誘致に係る取組 の振り返り

(案)

中間報告

令和4年2月 横浜市

第1	はじめに	1
第2	これまでの主な経過	2
第3	主な取組・動き	16
1	IR検討から誘致の意思決定等の経過	16
2	広報・広聴の取組	125
3	ギャンブル等依存症などの懸念事項に対する取組	154
4	経済的社会的効果	174
<	参考>本報告書で使用している略語	182

第1 はじめに

IRは、民間ならではの自由な発想を生かし、日本の新たな観光の原動力となり、「観光の振興」「地域経済の振興」「財政の改善への貢献」などの経済的社会的効果が期待される一方、IRを構成する施設の一つであるカジノ施設に起因する懸念事項への不安の声がある施策です。

市は、平成25年の自民党・日本維新の会・生活の党によるIR推進法案の提出等を踏まえ、今後見込まれる生産年齢人口の減少等による、消費や税収の減少、社会保障費の増加など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれる中で、横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など、市民の安全・安心な生活を確保していくための方策の一つとして、IRに関する基礎的な調査に着手しました。

平成27年4月、自民党・維新の党・次世代の党による法案が衆議院へ再提出され、 平成28年12月にIR推進法がギャンブル等依存症への対応等を求める16の附帯決議 とともに可決・成立しました。しかしながら、IR推進法では、日本型IRの制度詳細 は定められていないこと、また、ギャンブル等依存症などの懸念事項の検討が必要であ ることから、市としてIRの導入をする・しないの判断ができませんでした。

平成30年7月、ギャンブル等依存症対策基本法及びIR整備法が成立し、日本型IRの定義や根本原則等が明らかになるとともに法制が徐々に整ってきました。

そのような中で、令和元年8月22日、国の制度設計が明らかになりつつあること、 事業者の投資意欲、経済的社会的効果、懸念事項対策などの市における調査の結果等を 踏まえ、市の課題解決のためにIRを実現する必要があると判断し、IR誘致の意思を 表明しました。

誘致の意思表明後、令和元年9月補正予算においてIRの検討・準備に係る予算を計上するとともに、11月にはIR推進室を設置し、IR整備法に基づく実施方針の策定に向け、(仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト募集(RFC)を実施するなど、本格的な検討・準備を開始しました。

その後、令和3年1月に実施方針を策定・公表の上、設置運営事業予定者の公募を開始しました。市は2グループから提案を受け、提案内容の審査を進めていましたが、令和3年8月22日に執行された横浜市長選において新市長が誕生。令和3年9月10日、令和3年第3回市会定例会の所信表明において、市長がIR誘致の撤回を表明したことから、横浜市は公募手続きなどIR推進に係る業務を中止しました。

横浜におけるIRの中止に伴い、これまで積み上げてきた検討・準備を無駄にしないよう、IRの誘致決定に至る市の意思決定の経過や検討内容等を改めて振り返るとともに、それらを庁内及び市民にフィードバックするため、本報告書を作成することとしました。

第2 これまでの主な経過

年	月	日	国等の動き
H11	4	11	【東京都】石原慎太郎氏が東京都知事に当選(お台場カジノ構想を提唱)
H11	8		【国】民主党内に「民主党娯楽産業健全育成研究会」が設立
H14	12		【国】自民党に「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」が発足
H15	6		【東京都】国に「観光資源としてのカジノ実現のための法整備」を要望
H22	4	14	【国】自民党、民主党それぞれのカジノ関連の研究会を統合する形で、超
			党派の議員連盟である「国際観光産業振興議員連盟」が発足
,			
H23	8		【国】国際観光産業振興議員連盟が議員立法による「特定複合観光施設区
			域の整備の推進に関する法律」案を公表
H24	1	31	【国】国際観光産業振興議員連盟が検討していたIR推進法案を民主党内
			閣部門会議で議論
1105	10	_	【同】自日光 ロナ鉄並の人 ルズの光ぶ口鉄鉄法学と無差院に担用
H25	12	5	【国】自民党・日本維新の会・生活の党がIR推進法案を衆議院に提出
H26	6	24	【国】「日本再興戦略」改定 2014 にIRを明記
H26	7		【国】内閣官房に検討チームが発足
H27	3		【国】特定複合観光施設区域に関する海外事例調査の報告
H27	4	28	【国】自民党・維新の党・次世代の党がIR推進法案を衆議院に再提出
H27	10		 【国】特定複合観光施設区域に関する海外事例調査(依存症対策、区域設
ΠΔΙ	10		【国】特定復行観兀虺政区域に関する海外事例調査(依任症対象、区域故 定等)の報告

年	月	日	市等の動き
	1.0		
H20	10		横浜商工会議所観光・情報・サービス部委員会横浜複合エンターテインメント施設研究会が「横浜複合エンターテインメント構想の基本的な考え方」を
			公表
H23	2	4	都心部活性化特別委員会が報告書において「全国初となる特区を活用した
			外国人専用のカジノの導入」等について市に調査検討の実施を求める提言
H24	5	10	横浜経済活性化特別委員会が報告書においてカジノの導入に向けた調査
1.105		4	研究の実施を市に求める
H25	9	4	横浜商工会議所がIRの推進等を新規要望事項とする「平成 26 年度横浜市 政に関する要望書」を提出
H26	1	30	IRの検討を初めて計画に記載した「新たな中期計画の基本的方向」を公表
H26	4	18	IR検討プロジェクトを設置
H26	7	12	横浜青年会議所が市にIRの推進を求める要望書を発表
H26	12	26	「横浜市中期4か年計画 2014~2017」の確定
H27	2	23 31	「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」を策定 「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」報告書
1141	,	J.	
H27	9	14	「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を策定
H28	3	31	「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その2)」報告書
H28	12	5	特定複合観光施設区域の導入に向けた検討について横浜市経営会議に
			付議

年	月	F	国等の動き
H28	12	15	【国】IR推進法成立 ※附帯決議 16 項目
H29	3	24	【国】IR推進本部を設置
H29	4	3	【大阪】大阪府・大阪市共同でIR推進局を設置
H29	4	6	【国】有識者によるIR推進会議で検討を開始
H29	7	31	【国】「IR推進会議取りまとめ~『観光先進国』の実現に向けて~」を公表
H29	8		【国】全国9ブロックで説明・公聴会を開催
H29	9	29	【国】国内のギャンブル等依存に関する疫学調査の中間とりまとめを公表
H29	10	1	【長崎】IR推進室を設置
H29	11	22	【長崎】IR導入にかかるアイデア募集(RFI)の実施を公表
H29	12	15	【国】「IR推進会議取りまとめ~『観光先進国』の実現に向けて~」に関するパブリ
			ックコメントの結果を公表
H30	5	29	【和歌山】和歌山県IRに関する投資意向調査(RFI)の実施を公表
H30	7	6	【国】ギャンブル等依存症対策基本法成立
H30	7	20	【国】IR整備法成立 ※附帯決議 31 項目
H30	8		【国】区域認定制度に係る地方公共団体向け説明会を開催
H30	9	4	【和歌山】IR推進室を設置
1100		00	【同】同科軟件計画の割合に係て発力が割木と中央
H30	9	28	【国】区域整備計画の認定に係る意向確認等調査を実施
H30	12		【国】IR整備法に係る実務者向け説明会を開催

年	月	日	市等の動き
H29	3	31	「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その3)」報告書
H29	7	30	横浜市長選挙で林文子氏が当選
H30	7	23	IR(統合型リゾート)に関する事業者への情報提供依頼(RFI)の実施を公表
H30	8	7	区域認定制度に係る地方公共団体向け説明会へ出席
H30	8	20	情報提供依頼(RFI) 事前説明会開催
H30	9	21	情報提供依頼(RFI) 調査票提出期限
H30	10	4	「横浜市中期4か年計画 2018~2021」の確定

年	月	B	国等の動き
H31	2	1	【国】IR整備法施行令(案)を公表
			パブリックコメント実施(2/1~3/4)
H31	3	7	【国】「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」を公表 パブリックコメント実施(3/7~3/26)
			ハノリックコメント夫施(3/1~3/26)
H31	4	1	【国】IR整備法施行令 施行
H31	4	19	【国】「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」閣議決定
H31	4		【大阪】「(仮称)大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」のコンセプト募
			集を実施
R1	7	10	【大阪】「大阪IR基本構想(案)」を公表
			パブリックコメント実施(7/10~8/9)
R1	8	29	【事業者】シーザーズ・エンターテインメントが日本市場からの撤退を発表
R1	9	4	【国】基本方針(案)を公表
		-	パブリックコメント実施 (9/4~10/3)

年	月	Ħ	市等の動き
H31	2		有識者ヒアリングを実施
H31	3	31	「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」報告書
R1	6		IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査市民向け説明会を開催 (4方面:中区 6/25、保土ケ谷区 6/25、都筑区 6/26、戸塚区 6/26)
R1	7	18	横浜商工会議所が「横浜IR(統合型リゾート)の申請表明に関する要請について」 を提出
R1	8	21	「横浜市におけるIR(統合型リゾート)の方針について」方針決裁
R1	8	22	IR誘致の意思を表明し、「IRの実現に向けて」を発表
R1	9		令和元年第3回市会定例会政策・総務・財政委員会で3日間審議(9/11、9/13、 9/17)

年	月	日	国等の動き
R1	9	19	【大阪】「(仮称)大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」のコンセプト募
			集の提案者を公表
R1	10	18	【国】カジノ管理委員会を設置する政令を閣議決定
		10	LEIN V / BLIGHT ON PERHANNA
R1	11	19	【国】基本方針(案)(申請期間に関する部分)、申請期間の政令(案)、及び国土
			交通省令(案)(区域整備計画に記載する事項など)についてを公表
			パブリックコメント実施(11/19~12/18)
D1	10	94	「七匹」七匹、黄淵地区株今坂入知业佐部部署海労事業部署海労事業スマネの
R1	12	24	【大阪】大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業設置運営事業予定者の 公募を開始
R2	1	7	【国】カジノ管理委員会が発足

年	月	Ħ	市等の動き
R1 R1	9	20 16	令和元年9月補正予算議決 (仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト募集(RFC)の実施を公表
	11 11		都市整備局IR推進室設置 地元経済団体等が「統合型リゾート(IR)横浜推進協議会」を設立
R1	11	20	IR推進プロジェクトを設置
R1	12		IR(統合型リゾート)市民説明会を開催(中区 12/4、神奈川区 12/9、西区 12/14、金沢区 12/19、鶴見区 12/21、磯子区 12/26)
R1	12		広報よこはま特別号(第1回) 発行
R2	1		IR(統合型リゾート)市民説明会を開催(南区 1/17、旭区 1/20、保土ケ谷区 1/23、港南区 1/28)
R2	1		第1回[横浜]統合型リゾート産業展(パシフィコ横浜)(1/29、1/30)
R2	2		IR(統合型リゾート)市民説明会を開催(緑区 2/11、港北区 2/14)
R2	2	20	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に伴う「IR(統合型リゾート)市民説明会」の開催延期について公表
R2	3	6	「横浜IR(統合型リゾート)の方向性(素案)」を公表 パブリックコメント実施(3/6~4/6)

年	月	月	国等の動き
R2	3	30	【和歌山】和歌山県特定複合観光施設設置運営事業の公募を開始
R2	5	12	【事業者】ラスベガス・サンズが日本でのカジノプロジェクトの断念を表明
R2	6	1	【和歌山】和歌山県特定複合観光施設設置運営事業の公募に係るスケジュールを変更(緊急事態宣言が発令されていた期間(令和2年4月7日~5月25日(49日間))に相当する期間について延長)
R2	6	23	【大阪】大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業設置運営事業者の公募 に係る提案審査書類の提出期限を延長(当初:令和2年7月⇒当面の間)
R2	8		【事業者】ウィン・リゾーツが国際事業戦略の見直しとして横浜オフィスを閉鎖
R2	10	9	【国】基本方針(修正案)を公表 パブリックコメント実施(10/9~11/7)
R2	10	9	【和歌山】和歌山県特定複合観光施設設置運営事業の公募に係るスケジュール の変更を発表
R2	10		【国】娯楽と健康に関する調査を実施(10月~12月)

年	月	目	市等の動き
R2	3	24	令和2年度予算議決
R2 R2	4	1	広報動画「横浜の輝く未来のために〜横浜イノベーションIR〜」を公表 横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査実施結果を公表
R2	7	14	市長説明動画「IR(統合型リゾート)の実現に向けて」を公表
R2	8	24	横浜イノベーションIR公式ウェブサイトの開設
R2	8	28	「横浜IR(統合型リゾート)の方向性」を公表
R2	10	13	(仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト募集(RFC)提案概要を公表するとともに追加募集を開始
R2	11	17	第1回横浜イノベーションIR協議会を開催

年	月	目	国等の動き
R2	12	18	【国】基本方針、IR推進本部におけるIR事業者との接触ルールを決定 申請期間を定める政令を閣議決定
R3	1	7	【長崎】九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業の公募を開始
R3	3	19	【長崎】九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業の公募に係る第一次審査通 過者名を公表
R3	3	25	【神奈川県】神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画を公表
R3	4	2	【国】カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則(案)を公表パブリックコメント実施(4/2~5/9)

年	月	日	市等の動き
R2	11		広報よこはま特別号(第2回) 発行
R2	11	30	第1回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
R2	12	14	第2回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
R2	12	17	横浜イノベーションIR公式 Facebook の開設
R2	12	20	「横浜IRを考えるシンポジウム」を開催
R2	12	21	第2回横浜イノベーションIR協議会を開催
R3	1	6	令和3年第1回市会臨時会の開会(住民投票条例の制定)(1/8 否決)
R3	1	14	実施方針の策定及び公募の開始について横浜市経営会議に付議
R3	1		実施方針の策定及び公募の開始について方針決裁
110	1	21	追加RFC提案概要を公表
			横浜特定複合観光施設設置運営事業予定者の公募を開始
R3	2		IR(統合型リゾート)事業説明会を開催(2/6、2/12、2/20、2/26)
110	۷		IK(別自主// 1)事来説の公で所催(2/0、2/12、2/20、2/20)
R3	3		横浜イノベーションIRイメージビジュアルによる広報展開を開始
R3	3		IR(統合型リゾート)事業説明会を開催(3/7、3/14)
Do	2		庆祝上×丹本栋则县(第9回) ※行
R3 R3		99	広報よこはま特別号(第3回) 発行 令和3年度予算議決
ιτο	J	۷3	17 /140 十/文 J´ 昇 哦(人
R3	3	27	「横浜イノベーションIRオンラインシンポジウム~横浜IRで目指すもの~」を開催
R3	4		横浜イノベーションIR広報冊子 発行

年	月	月	国等の動き
R3	5	17	【事業者】ギャラクシー・エンターテインメントが、横浜市の設置運営事業予定者の 公募への応募見送りを表明
R3	7	16	【国】カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則等公布
R3	7	20	【和歌山】和歌山県特定複合観光施設設置運営事業の公募に係る優先交渉権者の選定について公表
R3	8	10	【長崎】九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業の公募に係る設置運営事業 予定者の選定について公表
R3	9	28	【大阪】大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業設置運営事業予定者選 定結果の公表

年	月	目	市等の動き
R3	5	31	横浜特定複合観光施設設置運営事業予定者の公募における資格審査通過者数
			を公表
R3	6	11	横浜特定複合観光施設設置運営事業予定者の公募における提案審査参加者数
			を公表
R3	7	12	第3回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
R3	7	16	第4回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
R3	7	19	「横浜IRを考える有識者対談」を公表
R3	7		横浜イノベーションIR企画展示を開催(7/27~8/7)
R3	7		横浜イノベーションIR PR動画「横浜IRで体験できること」を公表
R3	8	22	横浜市長選挙で山中竹春氏が当選
R3	9	10	IR誘致撤回(令和3年第3回市会定例会において所信表明)

第3 主な取組・動き

1 IR検討から誘致の意思決定等の経過

(1) IR検討から誘致の意思決定までの経過(まとめ)

ア IR検討調査の開始

平成11年4月に東京都知事に当選した石原慎太郎氏が、お台場カジノ構想を提唱。その後、都は、平成13年11月に策定した「東京都観光産業振興プラン」において、カジノ等新たな観光資源の開発を位置づけるとともに、平成14年度予算に調査費を計上し、同年10月に都庁展望室でカジノイベント(2日間)を開催、平成15年には、国に「観光資源としてのカジノ実現のための法整備」を要望しました。

東京都のカジノ導入の動きをきっかけとして、平成 12 年以降、各地域の自治体や 経済・観光団体等もカジノ導入に向けた研究・提言活動に取り組み始め、全国に広が りました。

国においては、平成 11 年 8 月、民主党内に「民主党娯楽産業健全育成研究会」が設立し、平成 14 年 12 月に、政権党自民党で「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」が発足するなど、カジノ導入に向けた国政での検討の動きがみられました。

自民党は平成16年6月には「ゲーミング法・基本構想(案)」を公表するとともに、 平成18年6月には、政務調査会観光特別委員会の下に設立された「カジノ・エンターテインメント検討小委員会」により法案作成の基本的な考え方となる「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を策定しました。

横浜商工会議所では、平成20年10月、観光・情報・サービス部委員会横浜複合エンターテインメント施設研究会が、カジノに関する調査検討内容をまとめた「横浜複合エンターテインメント構想の基本的な考え方」を公表しました。

市会では、平成 12 年から、市における地域経済の活性化に資するカジノ施設の設置に向けた検討についての議論が始まりました。平成 21 年から 23 年までにかけては、都心部活性化特別委員会において、都心部の活性化に向け、調査・研究が行われてきました。同委員会による都心部活性化特別委員会報告書(平成 23 年 2 月)では、

「羽田空港国際化を契機とした都心臨海部の活性化」に向けての提言で、「(3) 横浜の目玉となる新たな集客資源の創造」として、民間主導で取り組みを進めている「全国初となる特区を活用した外国人専用のカジノの導入」等については、行政側としても、法的整備を含めた課題を整理した上で、ワークショップやシンポジウムなどを開催し、市民の意見を聞く機会を設け、実現の可能性を調査・研究していくべきであるとし、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。

あわせて、横浜経済活性化特別委員会報告書(平成24年5月)では、平成24年1月の沖縄県への市会議員による視察の報告として、カジノの導入に向けた調査研究の 実施が市に求められました。 このような他都市、国等の動きや市会での議論等の機運の高まりを受け、市は、平成22年度から25年度までにかけて、魅力ある都心部の形成に向けた検討の一環として実施した、都心部活性化検討調査の中でカジノに関する調査を行いました。この中では、平成21年10月に神奈川県が実施した「カジノ・エンターテイメント」に関する県民意識調査の結果やカジノを含めた統合型リゾート(IR)に関する国、他自治体、海外の動向、統合型リゾート施設の整備効果、大学生との協働等について報告されました。

なお、この間、前市長は、平成24年第2回市会定例会(6月13日)において、「カジノにつきましては、経済効果や税収効果などが大いに期待できますし、また、国際的な観光・MICE都市として活性化の重要なメニューであると考えています。一方で周辺への影響などさまざまな課題があることや法の整備も途上であることから、国を初め関係方面の議論を注視するとともに、引き続き議論を尽くしていきます。」と答弁し、経済的社会的効果へ期待する一方で、懸念事項対策や今後の制度設計の議論の状況を注視しながら、市内部で検討を続ける旨の市の姿勢を示しました。

イ IR 推進法案の提出と市における IR の基礎的な調査の実施

平成 22 年 4 月、国においては、自民党、民主党それぞれのカジノ関連の研究会を 統合する形で、超党派の議員連盟である「国際観光産業振興議員連盟」が発足し、法 律案が起草されました。

これに対して、政権党である民主党では、平成24年1月31日に開催された内閣部門会議で議論を始めました。その後、協議が重ねられ、同法案の目的が「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」もので、低迷する地方経済及び東日本大震災以降の観光産業の立て直し対策となることや、新成長戦略で位置づけられた我が国におけるこれからの経済成長戦略とも合致することを確認しました。

また、法制化や特定複合観光施設の実現を図るためには、①依存症対策、②反社会的勢力の排除、③特区の認定数について(全国に設置されることへの懸念)、④利権や天下りへの対応の4点について対策が必要であることをまとめました。

こうした流れを受け、平成25年12月5日、自民党・日本維新の会・生活の党により、IR推進法案が衆議院に提出されました。

横浜商工会議所からは、平成25年9月に、ドーム球場の建設を含めた新たな集客施設の積極的な整備とIRの推進等を新規要望事項とする「平成26年度横浜市政に関する要望書」が提出されました。

これらの動きを踏まえ、平成26年1月に市は、「新たな中期計画の基本的方向」に都心臨海部の再生・機能強化を図る手法の一つとして、IRの検討を記載しました。あわせて、予算を計上し、平成26年度からIRに関する基礎的な調査「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」に着手しました。

また、平成26年4月に、IRについて総括的に検討することを目的に、庁内に政策局担当副市長をプロジェクトリーダーとする検討チームを設置し、「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」の結果や国・他都市の動き等について情報共有等を開始しました。

前市長は、平成26年第1回市会定例会(2月21日)において、「国内外からの誘客や積極的な民間投資を呼び込むとともに、都心臨海部の再生の起爆剤ともなり得るIR、統合型リゾートという手法を検討する調査費を計上いたしました。」と調査費計上の理由について、答弁しています。

その後、国においては、平成26年11月21日、衆議院に提出されたIR推進法案が衆議院の解散に伴い廃案となりましたが、平成27年4月にIR推進法案が再度、衆議院に提出され、閉会中審査(継続審議)を経て、平成28年12月15日、ギャンブル等依存症への対応等を求める16の附帯決議とともに可決・成立しました。

国は、IR推進法の成立及びその附帯決議を受け、平成28年12月26日からギャンブル等依存症全般についての包括的な対策を推進することを目的にギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において議論を始めました。また、平成29年4月、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議するため、IR推進会議が設置されました。同会議では、平成30年12月までに延べ14回開催され、日本型IRの大枠及び主な政令事項に係る基本的な考え方について、議論されました。

横浜青年会議所からは、平成26年7月12日に、新市庁舎整備基本計画策定、2020 オリンピック・パラリンピックの開催、都心臨海部再生マスタープランの策定という 大きな時代の節目を踏まえ、横浜に住み暮らすまちづくりの担い手として、明るい豊 かなまちの未来を創造し、横浜の未来を切り開いていく必要があるとして、政策提言 がなされました。

「提言② 特色あるMICE機能強化のための全天候型ドームの実現とIR誘致」では、今後、シンガポールをはじめとする、アジアの諸外国との誘致競争に打ち勝つためにも、他都市に負けない特色あるMICE機能が必要であり、そのための方策として、「全天候型ドームの実現」「IR誘致」「全天候型ドームの実現とIR誘致を目的とした協議会の発足」を求めました。

市ではこの間、平成 26 年度に着手した「IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」を 27 年度、28 年度と継続して実施し、他国における IR 導入の背景や目的、設置プロセス、IRの導入効果、懸念事項対策など IRの基礎的な調査を実施しました。

また、国や地元経済界の動き、調査結果等を踏まえ、市は、平成28年12月5日、 横浜市経営会議にIRの導入に向けた検討について付議し、国の法案等の動向を踏ま えながら引き続き検討を進めることを確認しました。

この間、前市長は、「IRは、国内外から多くの人を引きつける世界最高水準の文化芸術、エンターテインメント、MICE、ホテルなどの施設を民間の活力を最大限に生かして一体的に整備、運営することができる有効な手法です。都心臨海部の機能強化、観光MICEや文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには本市の財政基盤の強化を図っていかなければなりません。将来に向けて横浜の成長をより一層確かなものとしていくために、IRの導入は必要と考えております。」(平成28年第4回市会定例会(12月9日))と答弁しました。

また、I R推進法案可決時の 16 の附帯決議等を踏まえ、「昨年 12 月に成立、公布された I R推進法では、I Rの整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものなどと定められております」「私としては、その前提として、依存症などの懸念事項への対策がしっかりと講じられるべきと考えております。地域経済の振興に関する具体的な内容は、今後、国会等での議論を経て、国から示されると思います。私どもとしては、この依存症など懸念事項への対策をしっかりと研究してまいりたいと思います。国もそれを最優先に進めていると思います。」(平成 29 年第1回市会定例会(2月 22 日))と答弁するなど、国における懸念事項対策や今後の制度設計の議論の状況を注視しながら、市内部で検討を続ける旨の市の姿勢を示していました。

その後、平成29年6月21日の市長定例記者会見において、前市長は、「統合型リゾートを継続的に運営していく上で、カジノというのが有効ではないかということが言われています。インバウンドの要素になるのではないかと言われながら統合型リゾートが考えられ、日本型の統合型リゾートを導入しようではないかというお声がありました。そこは私自身も良く理解をしていますし、確かに当初、有効な一つの手段ですということは申し上げました。しかし、依存症の問題がとても大きくクローズアップされてきて、国民や市民の皆様が大変ご懸念されているということは国も横浜市としても大変理解しています。そのような考え方の中で十分慎重に考えていかなくてはいけないと思っています。今この時期に、果たして統合型リゾートがどの時期にどのような形で導入していかなければならないのかという考え方の中で、私の中では、今は白紙というか判断できないということを申し上げている」と発言しました。この会見については、翌日に、「IRは白紙」「IRありきではない」「カジノ判断できない」という見出しで報道がされました。

平成29年7月の市長選において、前市長は、「林文子10のお約束」と題する公約を掲げています。この中で、「横浜市を取りまく厳しい環境」として、「2020年頃から横浜市は人口減少社会への突入が予想されます」「横浜市から東京への転出者も増えています」「法人市民税や上場企業数は大阪市、名古屋市を下回ります」、「2025年問

題といわれるように、超高齢社会の社会保障需要が拡大し、横浜市の扶助費の増加が予想されます」「市民利用施設・道路・公園の老朽化による保全・更新・耐震化も必要です」と課題を挙げ、課題の克服に向けて、「経済・産業基盤を一層強固にするために、市内企業の活力を高め、企業を誘致し、賑わいを生み出し、横浜経済圏としての自立性を高める手立てを積極的に打っていきます」「市民の誰もが安心して働ける雇用の場も増やします」「市の財政の効率化や集中と選択の徹底はもちろん、新たな財源確保にも取り組み、市の財政基盤の更なる強化をはかります」としていました。また、同公約の「【お約束9】 観光・MICE」では、「IR(統合型リゾート)の導入検討」として、「依存症対策やIR実施法案など、国の状況を見ながら、市として調査・研究を進め、市民の皆様、市議会の皆様の意見を踏まえたうえで方向性を決定」としていました。

なお、平成 26 年度から予算計上し、調査を行っていた「IR (統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり検討調査」について、29 年度も予算計上をしていました が、同年度にIR整備法の制定が無かったため、29 年度は、同調査は実施しませんで した。

ウ IR整備法、ギャンブル等依存症対策基本法の成立

国においては、横浜市長選挙後の平成29年7月31日にIR推進会議の取りまとめが公表され、公共政策としての日本型IRについての定義や根本原則等が規定されました。この中で、IR区域・IR施設・IR事業者、IR区域整備・IR事業者の監督、カジノ規制、弊害防止対策、カジノ管理委員会及び公租公課等についての基本的な考えが示されました。

その後、IRの重要論点の与党協議、IR推進本部の了承を経て閣議決定された後、 平成30年4月27日、IR整備法案が国会に提出されました。

提出されたIR整備法案は、平成30年5月22日に審議入りし、国会会期を32日間延長(会期終了日7月22日)した後、7月20日にIR整備法が成立しました。

I R推進法と同様に、I R整備法とあわせて附帯決議がなされました。附帯決議の内容は、国際競争力の高い魅力的な滞在型観光の実現を通じた観光及び地域経済の振興の検討や、カジノ事業に係る廉潔性の確保、都道府県等における万全な治安対策・ギャンブル等依存症対策の実施など、31 項目に及びました。

国は、成立したIR整備法の概要について、平成30年12月19日から平成31年1月18日まで、全国9ブロックで実務者向けに説明会を開催しました。説明会では、IR(統合型リゾート)とは何か、IR整備法の概要、開業までのプロセス、弊害防止対策、刑法の賭博に関する法制との整合性、主な政令事項の基本的な考え方の6項目が説明され、資料とともに、各会場での質疑応答の概要が公表されました。

また、IR推進法の附帯決議として求められていたギャンブル等依存症対策につい

ては、平成29年2月から6月にかけ、日本維新の会、自民党・公明党、民進党・自由党がそれぞれ独自のギャンブル等依存症対策基本法案を提出しました。衆議院の解散に伴い廃案となりましたが、自民党・公明党と日本維新の会が協議により法案を一本化した後、国会に再提出され、平成30年7月6日に可決・成立しました。この法律では、ギャンブル等依存症の定義や、国及び都道府県によるギャンブル等依存症対策を推進するための計画策定、内閣にギャンブル等依存症対策推進本部の設置及び同推進本部内にギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置などが規定されました。

市は、IR整備法の成立を受け、「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」として、IR整備法を踏まえ、事業者への情報提供依頼や 有識者ヒアリングなど本格的なIRの調査検討を開始しました。

当該調査はそれまで判断を保留していた中で市がIRを導入する・しないを判断するための材料のひとつとすることを目的とし、IR整備法によって示された日本型IRの諸条件を踏まえた上で、市の現況や課題の整理や日本型IR等について調査・分析を行ったほか、横浜におけるIRの事業性や経済的社会的効果、依存症などの懸念事項とその対応策について、事業者への情報提供依頼(RFI)や有識者へのヒアリング等により実施しました。

当該調査では、事業者が横浜において民間による大規模な開発投資を伴うIRの事業性を見込んでいること、観光や地域経済の振興、財政改善への貢献などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれること、また、懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験やIR整備法を踏まえた様々な対応策が想定されていることが示されました。

エ IR誘致の意思決定

「横浜市中期4か年計画 2014~2017」及び「横浜市中期4か年計画 2018~2021」で示しているとおり、横浜は、今後の人口減少や超高齢社会の進展により、長期的には消費や税収の減少が生じ、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。そうした状況であっても、横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の安全安心を確保する必要があります。

そのような背景の中で、市にとって、IRは、都心臨海部の機能強化、観光MICEや文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには本市の財政基盤の強化を図り、将来に向けて横浜の成長をより一層確かなものとするための手法の一つとして、有効な選択肢と考えられました。一方で、市民の安全安心を確保する観点から、その導入にあたっては依存症などの懸念事項への対策がしっかりと講じられるべきであり、これらを含めIRの実施に必要となる法制上の措置などについての検討状況を見きわめる必要がありました。

そのため、市は、IRを導入する・しないについての判断はせず、さまざまな意見

を踏まえ、横浜の将来にとってよりよい方法を検討してきました。

このような状況の中で、国においては、平成30年7月のギャンブル等依存症対策基本法やIR整備法の可決・成立に続き、平成31年4月には、中核施設の具体的な基準・要件、ゲーミング区域の床面積の上限、IR区域以外でのカジノ事業等に関する広告物の表示施設、現金取引報告の対象範囲など、大きく分けて6つの項目から構成されたIR整備法施行令が施行されました。

あわせて、同月、依存症問題の現状、依存症対策の基本理念、PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進、多機関の連携・協力による総合的な取組の推進、重層的かつ多段階的な取組の推進などのギャンブル等依存症対策の基本的考え方等を規定した第1章と、広告宣伝に関する新たな指針の作成や、施設内・営業所内のATM等の撤去などの取り組むべき具体的な施策を規定した第2章の二章構成からなるギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定されました。

また、市が、IR整備法により示された日本型IRの諸条件を踏まえて前年度に実施した、「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」では、事業者が横浜において民間による大規模な開発投資を伴うIRの事業性を見込んでいること、観光や地域経済の振興、財政改善への貢献などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれること、また、懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験やIR整備法を踏まえた様々な対応策が想定されていることが示されました。

この調査結果について、市は、令和元年5月27日、令和元年第2回市会定例会政策・総務・財政委員会において、報告を行うとともに、その結果を公表しました。

また、市は、令和元年6月25、26日にかけて、市民向け説明会を、中区、保土ケ谷区、都筑区、戸塚区の4方面で開催しました。この説明会では、「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」の報告書の内容を踏まえ、日本型IRの制度や海外IRの事例のほか、横浜を取り巻く状況と課題、事業者からの情報提供の内容、有識者へのヒアリング内容などについて説明しました。当日は、当初1時間の開催時間を予定していましたが、多くの質問・意見をいただいたため、40~50分程度延長した回もありました。また、その場で回答できなかった質問については、後日、資料とともにホームページで回答を公表しました。主な質問・意見としては、IRを構成する施設の一つであるカジノ施設に対する嫌悪感や治安や依存症などの懸念事項に関するものが多くありました。一方で、IRに期待するものや中立的なものもありました。また、説明会のアンケートでは、IRの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割あり、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられました。

さらに、横浜商工会議所からは、令和元年7月18日に、IR整備法に基づく国に おける手続きが進んできていること、認定申請を予定している自治体等で独自の調 査・研究が進んできていること、市における4か年の専門的な調査や事業者への情報 提供依頼(RFI)等によりIRの認定申請に関して十分な判断材料を蓄積してきて いること、今後、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、社会保障費の増大や税収の減 少が予想され、地域経済の活力が失われることが危惧されている現状を踏まえ、IR 整備法に基づく認定申請の実行を決断・表明するよう強く要請する文書が市に提出さ れました。

このような状況を踏まえ、市は、国の制度設計が明らかになりつつあること、市の調査により、横浜におけるIRの事業性やこれまでにない経済的社会的効果が見込まれること及び事業者の海外での知見やIR整備法を踏まえた懸念事項対策が示されたこと、地元経済界からの強い期待の声があることなどを総合的に勘案し、今後の社会情勢の変化による経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれる中でも、横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の安全安心を確保するためにIRの導入が必要であるとして、IRの誘致を決定し、表明しました。

【図表1】「IRの実現に向けて」要旨

人口減少や超高齢社会が進展する中で、長期的には消費や税収が減少し、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれます。そうした状況であっても横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の皆様の安全安心を確保することが必要です。

決断に至った具体的な理由としては、

- ○IRによる「観光の振興」「地域経済の振興」「財政の改善への貢献」など、これまで にない経済的社会的効果が見込まれ、市が抱える諸課題の有効な対応策になり得る と考えられること
- ○また、世界最高水準のカジノ規制といわれるIR整備法やギャンブル等依存症対策 基本法など、依存症に関する諸制度も整いつつあり、国・自治体・事業者・関係団体 がしっかりと協力することで、依存症の方を増やさないように取り組む環境が整っ てきたことがあります。
- ○今後とも、IRへのご理解を頂けるよう、市民の皆様に丁寧に説明を続けていきます。

これらを総合的に勘案し、横浜の20年、30年先を見据え、横浜が将来にわたり成長・発展を続けていくためには、IRを実現する必要があるという結論に至りました。

<市内部の意思決定の経過>

令和元年7月25日 IR検討プロジェクト (関係副市長・局長への情報提供)

7月29日 4副市長説明 (IRの実現に向けて)

7月31日 市長説明 (IRの実現に向けて)

8月21日 方針決裁

8月22日 IRの実現に向けて 市長定例記者会見にて誘致表明

<「IR推進事業」の補正予算の議決と体制>

令和元年9月、第3回市会定例会にて「IR推進事業」の補正予算が議決されました。 また、11月に都市整備局にIR推進室を設置し、誘致に向けた本格的な検討・準備を 開始しました。

<令和元年第3回市会定例会の経過>

9月11日・13日・17日 常任委員会

9月20日 第3回市会定例会において「IR推進事業」補正予算議決

(IR推進事業:260百万円、債務負担行為:140百万円)

(2) 国等の主な動き

ア IR推進法成立までの動き

平成11年4月に東京都知事に当選した石原慎太郎氏が、お台場カジノ構想を提唱。 その後、都は、平成13年11月に策定した「東京都観光産業振興プラン」において、 カジノ等新たな観光資源の開発を位置づけるとともに、平成14年度予算に調査費を 計上し、同年10月に都庁展望室でカジノイベント(2日間)を開催、15年には、国 に「観光資源としてのカジノ実現のための法整備」を要望しました。

東京都のカジノ導入の動きをきっかけとして、平成 12 年以降、各地域の自治体や 経済・観光団体等もカジノ導入に向けた研究・提言活動に取り組み始め、全国に広が りました。

国においては、平成 11 年 8 月、民主党内に「民主党娯楽産業健全育成研究会」が設立し、平成 14 年 12 月に、政権党自民党で「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」が発足するなど、カジノ導入に向けた国政での検討の動きがみられました。

自民党は、平成16年6月には「ゲーミング法・基本構想(案)」を公表するとともに、平成18年6月には、政務調査会観光特別委員会の下に設立された「カジノ・エンターテインメント検討小委員会」により法案作成の基本的な考え方となる「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を策定しました。

平成 22 年 4 月、自民党、民主党それぞれのカジノ関連の研究会を統合する形で、 超党派の議員連盟である「国際観光産業振興議員連盟」が発足し、法律案が起草され ました。

これに対して、政権党である民主党では、平成24年1月31日に開催された内閣部門会議で議論を始めました。その後、協議が重ねられ、同法案の目的が「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」もので、低迷する地方経済及び東日本大震災以降の観光産業の立て直し対策となることや、新成長戦略で位置づけられた我が国におけるこれからの経済成長戦略とも合致することを確認しました。

また、法制化や特定複合観光施設の実現を図るためには、①依存症対策、②反社会的勢力の排除、③特区の認定数について(全国に設置されることへの懸念)、④利権や天下りへの対応の4点について対策が必要であることをまとめました。

イ IR推進法の成立【平成 28 年 12 月】

平成25年12月5日、自民党・日本維新の会・生活の党により、IR推進法案が衆議院に提出されましたが、閉会中審査(継続審議)を経て、平成26年11月21日、衆議院が解散したことに伴い、IR推進法案は廃案となりました。

平成27年4月、自民党・維新の党・次世代の党により、IR推進法案が衆議院に再提出され、閉会中審査(継続審議)を経て、平成28年12月15日に可決・成立しました。

I R推進法では、I Rの基本理念をはじめ、法制上の措置、基本方針の策定、I R 推進本部及び推進会議の設置などが規定されました。

また、IR推進法とあわせて附帯決議が可決されました。附帯決議は16項目に及び、刑法の賭博に関する法制との整合性の検討のほか、区域認定数の上限の法定、カジノへの厳格な入場規制の導入、ギャンブル等依存症患者対策の抜本的な強化などを求めています。

【図表2】IR推進法の概要

第一 目的

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の 振興に 寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑 み、これを総合的かつ集中的に行う。

第二 定義

「特定複合観光施設」…カジノ施設※、会議場施設、宿泊施設等 が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をす るもの

※ 許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において 設置及び運営がされるものに限る。

「特定複合観光施設区域」・・特定複合観光施設を設置することが できる区域として、地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた 区域

第三 基本理念

地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い 魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するととも に、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設 の収益が社会に還元されることを基本とする。

第四 国の責務

基本理念このっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する 責務を有する。

第五 法制上の措置等

政府は、第六から第八までに基づき、特定複合観光施設区域の 整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとす る。必要な法制上の措置については、法律の施行後一年以内を目 途として調じなければならない。

第六 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

- 1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等
- 2. 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興
- 3. 地方公共団体の構想の尊重
- 4. カジノ施設関係者に対する規制
- 5. カジノ施設の設置及び運営に関する規制

・ナシノ施設における不正行為の防止並びにカシノ施設の設置及び運営に伴う有害な 影響の排除を適切に行う観点からの措置(ギャンブル依存症等の悪影響防止措置 等)

外国人旅客以外の者に係るカシノ施設の利用による悪影響を防止する観点からのカラノ施設に入場することができる者の範囲の設定等の措置

第七 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及 び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対す る規制を行うものとする。

第八 納付金等

- 1. 国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。
- 国及び地方公共団体は、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第九 特定複合観光施設区域整備推進本部

- 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、本部は、必要な法律案及び数令案の立案等を行う。
- 2、本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は内閣総理大臣をもって充てる。
- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する重要事項を調査審議するため、有識者で組織する特定複合観光施設区域整備推進会議を本部に置く。
- 4. 本部に事務局を置き、事務局に事務局長のほか所要の職員を置く。

第十 見直し

この法律の規定及び第五に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

出典: I R推進会議取りまとめ(概要)

ウ IR推進会議の設置【平成 29 年4月】

I R推進法第二十一条の規定に基づき、I R推進本部のもと、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議するため、I R推進会議が設置されました。

IR推進会議は、平成29年4月から平成30年12月までに延べ14回開催され、日本型IRの大枠及び主な政令事項に係る基本的な考え方について、議論されました。

エ IR推進会議取りまとめの公表【平成 29 年7月】

平成29年7月にIR推進会議では、日本型IRの全体像やIRの枠組み、規制の あり方等についての考え方を取りまとめ(「特定複合観光施設区域整備推進会議取り まとめ~「観光先進国」の実現に向けて~」)、 I R推進本部へ報告しました。

取りまとめでは、公共政策としての日本型IRについての定義や根本原則等が規定され、日本型IRの具体的内容として、IR区域・IR施設・IR事業者、IR区域整備・IR事業者の監督、カジノ規制、弊害防止対策、カジノ管理委員会及び公租公課等についての基本的な考えが明記されています。

その後、国は、平成 29 年8月から1か月間、取りまとめに対するパブリックコメントを実施するとともに、全国9か所で説明・公聴会を開催しました。

オ ギャンブル等依存症対策基本法の成立【平成30年7月】

I R推進法の成立及びその附帯決議を受け、ギャンブル等依存症全般について包括的な対策を推進することを目的に、平成28年12月26日から平成29年8月29日までの間、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において議論が重ねられました。第2回会議では、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」が行われ、第3回会議にて「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられました。法制化に向けた動きでは、平成29年2月から6月にかけて、日本維新の会、自民党・公明党、民進党・自由党がそれぞれ独自の法案を提出しました。衆議院の解散に伴い廃案となりましたが、自民党・公明党と日本維新の会が協議により法案を一本化した後、ギャンブル等依存症対策基本法案が国会に再提出され、IR整備法に先んじて平成30年7月6日に可決・成立しました。

ギャンブル等依存症対策基本法は、主に 11 の項目から構成されており、ギャンブル等依存症の定義や、国及び都道府県によるギャンブル等依存症対策を推進するための計画策定、内閣にギャンブル等依存症対策推進本部の設置及び同推進本部内にギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置などが規定されています。

参考資料2

ギャンブル等依存症対策基本法概要

1 目的

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、 ②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている 、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、

➡ もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義

ギャンブル等依存症: ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その 他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題 啓発週間(5月14日~20日)を設定

* ギャンブル等依存症問題:ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① ギャンブル等依存症対策推進基本計画:政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
- ② 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画: 都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
 - * ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策

① 教育の振興等

- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 ⑦ 連携協力体制の整備
 - ⑧ 人材の確保等

③ 医療提供体制の整備 ④ 相談支援等

⑨ 調査研究の推進等

⑤ 社会復帰の支援

⑩ 実態調査(3年ごと)

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置 所掌事務:①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を設置

委員:ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内)

所掌事務:本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を 述べる

- ※ 施行期日:公布の日から起算して3月を超えない範囲内(平成30年10月5日施行)
- ※ 検討:① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討
 - ② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

出典:ギャンブル等依存症対策推進本部会合資料

カ IR整備法の成立【平成 30 年7月】

I R推進会議の取りまとめの後、パブリックコメントや公聴会、I Rの重要論点の 与党協議、I R推進本部の了承を経て閣議決定され、平成30年4月27日にI R整備 法案が国会に提出されました。

提出されたIR整備法案は、平成30年5月22日に審議入りし、国会会期を32日間延長(会期終了日7月22日)した後、7月20日にIR整備法が成立しました。

I R推進法と同様に、I R整備法とあわせて附帯決議がなされました。附帯決議の内容は、国際競争力の高い魅力的な滞在型観光の実現を通じた観光及び地域経済の振興の検討や、カジノ事業に係る廉潔性の確保、都道府県等における万全な治安対策・ギャンブル等依存症対策の実施など、31 項目に及びました。

I R整備法の成立を受け、国は区域認定制度に係る地方公共団体向け説明会を8月に開催しました

また、成立した I R整備法の概要について、平成 30 年 12 月 19 日から平成 31 年 1 月 18 日まで、全国 9 ブロックで実務者向けに説明会が開催されました。説明会では、 I R (統合型リゾート)とは何か、 I R整備法の概要、開業までのプロセス、弊害防止対策、刑法の賭博に関する法制との整合性、主な政令事項の基本的な考え方の 6 項目が説明され、資料とともに、各会場での質疑応答の概要が公表されました。

【図表4】 I R整備法の概要

1. 目的

○ 適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする

2. 特定複合観光施設 (IR) 区域制度

- 「特定複合観光施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示等施設、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設(⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む)であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものとする
- 国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県又は政令市(都道府県等)は公募により民間事業者を選定した上で区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定
- 認定申請に当たり、**都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決**を要件化
- 認定申請に関する**立地市町村の同意**に当たっては、**条例により立地市町村の議会の議決事項**とすること も可能
- 認定区域整備計画の数の上限は3とする
- IR事業者に対し、カジノ収益の活用に当たって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け

3. カジノ規制

- IR事業者は、カジノ管理委員会の免許(有効期間3年・更新可)を受けたときは、カジノ事業を行うことができる。 この場合、免許に係るカジノ行為区画で行う、免許に係る種類及び方法のカジノ行為については、刑法第185条 (賭博)及び第186条(常習賭博及び賭博場開張等図利)は適用しない
- その他のカジノ事業関係者(主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設士地権利者、カジノ関連機器メーカー等)についても、免許・許可・認可制とする
- カジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為区画のうち面積制限の対象部分及び上限値を政令等で規定
- カジノ事業者に、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程(本人・家族申告による利用制限を含む) 及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査(変更は認可が必要)
- 日本人等の入場回数を**連続する7日間で3回、連続する28日間で10回**に制限。本人・入場回数の確認手段 として、**マイナンバーカード及びその公的個人認証**を義務付け
- 20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付け
- このほか、カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、特定金融業務(貸付け等)、業務委託・契約、広告・ 勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等について所要の規制を行う

4. 入場料·納付金等

- 日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回(24時間単位)を賦課
- カジノ事業者に対し、**国庫納付金**(①カジノ行為粗収益(GGR)の**15%**及び②カジノ管理委員会経費負担額)、**認定都道府県等納付金**(GGRの**15%**)の納付を義務付け
- 政府及び認定都道府県等は、納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の法の目的等を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする

5. カジノ管理委員会

- 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣 が任命
- カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

6. 施行期日等

- 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行
- 最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について 検討を加え、必要がある場合に所要の措置。ただし、認定区域整備計画の数については、「7年を経過した 場合」とする

出典: I R整備法に係る説明会資料

キ IR整備法施行令の施行【平成 31 年4月】

I R推進本部は、平成30年12月にIR推進会議において取りまとめた「主な政令事項に係る基本的な考え方」を骨子として、IR整備法施行令案を、平成31年2月1日に公表し、パブリックコメントを経て、4月1日に施行しました。

IR整備法施行令は、「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件、ゲーミング区域の床面積の上限、IR区域以外でのカジノ事業等に関する広告物の表示施設、現金取引報告の対象範囲など、大きく分けて6つの項目から構成されています。

「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件では、国際会議場施設と展示等施設の規模に応じた組み合わせが3通り示されたほか、宿泊施設の基準として、全ての客室の床面積の合計がおおむね10万㎡以上であることなどが規定されました。また、ゲーミング区域の床面積の上限について、IR施設の床面積の合計の3%とすることや、IR区域以外でのカジノ事業等に関する広告物の表示施設について、国際線が就航する空港や外航クルーズ船等が就航する港湾の旅客ターミナルのうち、外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定するなどの基準が設けられました。

【図表5】IR整備法施行令の概要

I.「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件

1. 国際会議場施設及び展示等施設 (MICE 施設) の基準:

- (1) 国際会議場施設については、最大国際会議室の収容人員がおおむね<u>千人以上</u>、かつ、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の2倍以上であること。
- (2)展示等施設については、以下の最大国際会議室の収容人員の区分に応じた基準とすること。
 - ① 「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設(最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上3千人未満)である場合には、「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設(床面積の合計がおおむね12万㎡以上)であること
 - ② 「大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設(最大国際会議室の収容人員がおおむね3千人以上6千人未満)である場合には、「大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設を超えるもの(床面積の合計がおおむね6万㎡以上)であること
 - ③ 「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設(最大国際会議室の収容人員がおおむね6千人以上)である場合には、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を超えるもの(床面積の合計がおおむね2万㎡以上)であること 【1条・2条】
- 2. **魅力増進施設の要件**: <u>我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技</u>場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設。
- ※ 都道府県等や民間事業者の創意工夫がいかせるよう、具体的なコンテンツの内容や発信 手法については、都道府県等や民間事業者に委ねる。

【3条】

- 3. 送客施設の基準:以下の①~④を全て満たすこと。
- ①ショーケース機能:日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR 等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信
- ②コンシェルジュ機能:利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配 をワンストップで実施
- ③多言語対応機能:上記①・②について、英語を含め複数の外国語で提供
- ④十分な施設規模:多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備

【4条】

4. 宿泊施設の基準:

(1)全ての客室の床面積の合計が、おおむね10万㎡以上であること。

- (2)以下の①~③が国内外の宿泊施設の実情を踏まえ適切なものであること。
 - ① 客室のうち最小のものの床面積
 - ② スイートルームのうち最小のものの床面積
 - ③ 客室の総数に占めるスイートルームの割合

【5条】

Ⅱ. 専らカジノ行為の用に供される部分(ゲーミング区域)の床面積の上限

ゲーミング区域の床面積の上限は、IR 施設の床面積の合計の3%。

【6条】

Ⅲ. IR 区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設

国際線が就航する空港や外航クルーズ船等が就航する港湾の旅客ターミナルのうち、外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定。

【15条】

IV. 現金取引報告 (CTR) の対象となる取引の範囲

現金取引報告の対象となる取引の範囲については、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換など、現金の受払いが行われる取引であって、100万円を超えるもの。

【16条】

♥ その他

・カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象

【7条・8条・14条・17条・19条・22条・26条・27条・29条・31条・32条・34条・36条】

- ・カジノ施設の入場規制(日本人等の入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止)、 一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外 【9条・10条・38条・39条】
- ・特定資金受入業務においてカジノ事業者に保証金の供託が義務付けられる受入残高の最低額 【11条】
- ・IR 区域の土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為のうち、カジノ管理委員会の認可がない場合でも私法上の効力までは否定されないもの 【25条】
- ・申告・納付期限の日など入場料納入金及び納付金の納付手続等

【40条~46条】

· 読替規定

【12条・13条・18条・20条・21条・23条・24条・28条・30条・33条・35条・37条】

VI. 施行期日等

- ・I. は平成31年4月1日から、その他は法の施行の日(法の公布の日(平成30年7月27日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)から施行。【附則1条】
- ・カジノ事業者が取引時確認等を行うことが義務付けられる「特定取引」の範囲を定めるなど、 犯罪収益移転防止法施行令等の関係政令について所要の改正を実施。 【附則2条~5条】

出典:首相官邸 IR推進本部ホームページ

ク ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定【平成 31 年4月】

ギャンブル等依存症対策基本法第二十四条の規定に基づき設置されたギャンブル 等依存症対策推進本部において、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案の作成が進められました。その後、推進本部内に設置されたギャンブル等依存症対策推進関係者 会議における議論やパブリックコメントを経て、平成31年4月19日にギャンブル等 依存症対策推進基本計画が閣議決定されました。

基本計画は二章構成となっており、第一章の「ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等」では、依存症問題の現状、依存症対策の基本理念が明記されているほか、基本的事項として、PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進、多機関の連携・協力による総合的な取組の推進、重層的かつ多段階的な取組の推進が示されています。

第二章の「取り組むべき具体的施策」においては、関係事業者が行う取組として、 広告宣伝に関する新たな指針の作成や、施設内・営業所内のATM等の撤去などが規 定されています。

神奈川県は、令和3年3月、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」に位置付けられる「神奈川県ギャンブル等依存症対 策推進計画」を策定しました。

ケ 基本方針(案)の公表【令和元年9月】

国は、令和元年9月に基本方針(案)を公表しました。基本方針(案)では、国際的なMICEビジネスを展開し、日本の魅力を発信して世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地へ送り出すことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現するための様々な基準、地域における合意形成、IR施設を構成する施設の一つであるカジノ施設の設置に起因する有害な影響の排除等について記載されています。

また、公表した基本方針(案)について、令和元年9月4日から10月3日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

【図表6】基本方針(案)の概要



出典:観光庁ホームページ

コ カジノ管理委員会の設置【令和2年1月】

カジノ管理委員会は、IR整備法第二百十三条の規定に基づき、内閣府の外局として置かれる行政委員会として設置されました。主な任務は、IR整備法の目的に定める「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業」を実現するため、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることとしています。

カジノ管理委員会は、令和2年1月10日から令和4年1月20日までの間で47回 開催されています(令和4年1月31日時点)。

【図表7】カジノ管理委員会委員名簿(敬称略)

役職	氏名	現職
委員長	北村 道夫	元防衛省防衛監察本部防衛監察監
委員	氏兼 裕之	元国立印刷局理事長
委員	渡 路子	医師 (精神科)
委員 (非常勤)	遠藤 典子	慶応大学大学院特任教授
委員 (非常勤)	樋口 建史	元警視総監

サ 特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(基本方針)の修正【令和2年 12月】

(ア) 国会議員の贈収賄疑惑【令和元年12月】

内閣府の元 I R担当副大臣の元政策秘書と元私設秘書の自宅に捜査が入り、I R 事業への参入を目指した中国企業から総額約760万円相当の賄賂を受領したと して、令和元年12月、収賄罪で元副大臣が逮捕され、その後、起訴されました。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大【令和2年1月】

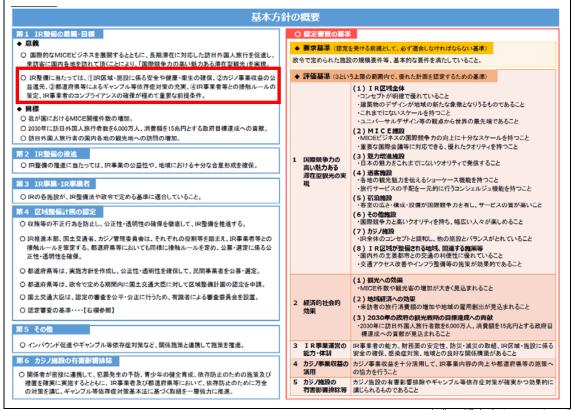
令和2年1月、世界保健機関(WHO)が新型コロナウイルス感染症に対し、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を表明して以降、国内において、緊急事態宣言の発令やイベントの延期・中止、各種施設等における営業時間・内容の制限等、市民生活及び経済活動に大きな影響が生じました。新型コロナウイルス感染症は、世界規模で急拡大し、世界各国において渡航制限や都市のロックダウン等、大きな影響が生じました。

国内及び世界において、ワクチン接種が進んでいますが、変異株が度々発生し、 現在も、オミクロン株が発生・流行するなど予断を許さない状況です。

(ウ) 基本方針の決定【令和2年12月】

これらの状況を踏まえ、国は、基本方針(案)に対して、「IR事業者のコンプライアンスの確保」「国や地方自治体の職員とIR事業者との接触ルールの必要性」「都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実」「IR区域・IR施設の安全の確保」を含めた修正を加え、パブリックコメントを経て、基本方針を令和2年12月18日に決定しました。

【図表8】基本方針(案)の変更点(赤枠部分)



出典:観光庁ホームページ

シ IR整備法第九条第十項の期間を定める政令(申請期間を定める政令)の施行【令和2 年 12 月】

国は、区域整備計画の認定の申請期間を定める政令について、新型コロナウイルス感染症の発生などの社会情勢の変化を受けて、国への申請期間を当初の令和3年1月4日から7月30日までの間から令和3年10月1日から令和4年4月28日までの間とする修正を加え、パブリックコメントを経て、令和2年12月18日に閣議決定しました。

ス カジノ管理委員会規則の施行【令和3年7月】

国は、令和3年4月にカジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則 (カジノ管理委員会規則)(案)を公表、パブリックコメントを経て、同年7月にカ ジノ管理委員会規則を定めました。

カジノ管理委員会規則では、免許の申請手続やカジノ行為の種類及び方法・実施基準等のカジノ事業の基本的な事項、入場管理等の事業活動に関する事項、依存防止対策、マネー・ローンダリング対策、青少年対策等の重層的・多段階的な弊害防止対策に係る事項、カジノ関連機器等に関する事項について定められています。

【図表9】カジノ管理委員会規則の概要

1. カジノ事業の基本的な事項

- (1) カジノ事業者等の免許等(第8条、第13条~第16条、第18条~第21条、第23条~第25条等関係)
- カジノ事業者・カジノ施設供用事業者の免許の申請手続等を規定。
- 事業者やその役員、主要株主等、施設土地権利者その他の関係者の社会的信用に関する厳格な背面調査の実施のため、国際的な標準等を踏まえ、「申請事業者が免許申請時等に提出する書類」として、関係者が作成した「『関係者本人に関する情報(住居・就学・就職・婚姻等の経歴、暴力団との関係、刑事・行政処分歴、財務状況等)や、一定の親族・関係法人等に関する必要な情報』に係る質問票」及び「個人情報のカジノ管理委員会への開示に関する同意書」を規定。

(2) 主要株主等、施設土地権利者の認可等(第5条、第6条、第32条~第36条、第151条~第154条等関係)

- カジノ事業者等の株主等の社会的信用の確保の観点から、主要株主等の対象(議決権等の計算方法)や認可手続等、不適切な者による議決権等の保有を制限するために定めるべき措置、議決権等保有者状況の定期的な提出手続等を規定。
- 施設土地権利者の対象(対象権利の追加)や認可手続等を規定。

(3) カジノ事業等の従業者の確認等(第115条~第123条等関係)

○ 従業者の社会的信用の確保の観点から、「カジノ事業者が確認申請時等に提出する書類」として、「事業者が業務方法書等に 記載した手順等に基づき従業者の社会的信用を点検した手法及びその結果を記載した書類」や、従業者が作成した「質問票」 (従業者用、ただし統括管理者は上記(1)の役員と同様)及び「同意書」等を規定。

(4) カジノ行為の種類及び方法・実施基準(第3条、第56条、別表第1関係)

- ○「カジノ行為の種類及び方法」について、諸外国での実施状況等を勘案し、以下の種類と、これらのルール(実施の手順、オッズ等)を規定。
- バカラ(2分類)、トゥエンティワン(4分類)、ポーカー(8分類、うち2分類は顧客相互間で行われるもの、1分類は顧客相互間で行われるトーナメント)、ルーレット(2分類)、シックボー、クラップス、カジノウォー、マネーホイール及びパイゴウ(いわゆるテーブルゲーム)
- ・ 電子ゲーム機等によるゲーム(電子ゲーム、電子テーブルゲーム及びディーラー操作式電子テーブルゲーム)
- カジノ行為に関する基準について、諸外国の例を参考に、監視体制の整備や公正を阻害するおそれのある行為の防止等を規定。

(5) カジノ行為粗収益(GGR)の集計(第39条~第42条関係)

○ 諸外国の例を参考に カジノ行為粗収益(GGR)の集計方法等を規定。

(6) カジノ事業の内部管理(定款、業務方法書、依存防止規程・犯罪収益移転防止規程、各種行為準則)及びカジノ施設利用約 款(第12条、第27条~第31条等関係)

○ カジノ事業者が定める内部管理及びカジノ施設利用約款の提出手続等のほか、利用約款の追加記載事項や基準等を規定。

(7) カジノ施設の規模、構造及び設備の技術上の基準(第9条、第10条等関係)

- 「カジノ行為区画のうち面積制限の対象となる範囲(いわゆるゲーミング区域)」について、シンガポールの例を参考に、「カジノ行為区画から、『ケージ、バウチャー払戻機、依存防止規程に従った措置に係る業務を行うための室、苦情の処理に係る業務を行うための室、案内所等、区画内関連業務専用部分、通路・階段等、便所、美術品等展示部分、喫煙室、カジノ行為の用に供されるおそれがないものとカジノ管理委員会が認める部分』を除いた部分である」旨を規定。
- カジノ施設の構造及び設備の技術上の基準について、基本的な構造や設置すべき設備、監視設備に関する事項を規定等。

2. 事業活動に関する事項

(1) 入場管理(第51条~第55条関係)

○ カジノ事業者による、入退場時の本人確認方法(提示されたマイナンバーカードについて署名用電子証明書により記載事項の 最新性を確認する等)や入場等回数制限対象者該当性の照会方法(マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による照会 等)、入場禁止対象者のカジノ施設の利用防止措置等を規定。

(2) 特定金融業務の規制(第63条~第90条関係)

- ○「貸付可能対象となる日本人等の範囲」について、「相当の資力を有する者」に限定する観点から、国内の平均的世帯の年間 収入実態やシンガポールの例を参考に、「カジノ事業者に1,000万円以上の金銭を預け入れている者」を規定。
- 貸金業法等を参考に、カジノ事業者による返済能力調査の方法等を規定。

(3) 契約・委託の規制(第93条~第100条等関係)

- ○「認可対象となる長期間又は高額の契約の範囲」について、国内の主要企業の取引実態等を参考に、「期間が1年を超える契約又は金額が3億円を超える契約」を規定。
- ○「委託可能対象となるカジノ業務の範囲」について、「相談対応等業務、広告又は勧誘業務、カジノ施設・周辺の監視及び警備業務、カジノ施設等の保守修理等業務、カジノ施設の清掃業務、従業員福利厚生業務」を規定。
- 契約の相手方の社会的信用の確保の観点から、国内の反社会的勢力排除の取組例等を参考に、「カジノ事業者が認可申請時等に提出する書類」として、「事業者が業務方法書等の手順に基づき契約の相手方の社会的信用を点検した手法及びその結果を記載した書類」を規定(なお取引を通じてカジノ事業等に支配的影響力を有する者の社会的信用の確保については1.(1)と同様)。
- 第三者がカジノ施設の入場者に対して提供できるサービスについて、ATMは認めないこととする。

(4) カジノ行為区画内関連業務及び苦情の処理に関する規制(第91条、第92条、第113条等関係)

○ カジノ行為区画内関連業務の承認の申請手続等や、苦情の適切かつ迅速な処理に関する必要な措置を規定。

(5) 暴力団員等の排除(第8条、第51条~第55条等関係)

○ 暴力団員等の排除の観点から、カジノ事業等の関係者等の社会的信用の確保のための措置や、カジノ施設の入場管理措置 (暴力団員等でない旨の誓約等)等を規定。

(6) カジノ施設及び周辺の安全対策(第112条関係)

○ カジノ施設及び周辺の安全確保の観点から、カジノ事業者による、監視・警備措置や災害、公衆衛生上の重大危害発生時の 措置等を規定。

3. 重層的・多段階的な弊害防止対策に関する事項

(1) 依存防止対策(第43条~第50条、第105条~第109条等関係)

- カジノ事業者が依存防止規程に従って講ずる措置の重要かつ基本的な事項について、諸外国の例や我が国の公営競技の 例等を参考に、以下の事項等を規定。
 - 本人の申出により又は家族等の申出により依存防止の観点から講ずるカジノ施設の利用制限措置は、カジノ施設の入場禁 止又は1月ごとの入場回数制限を1年間以上継続する等の措置を講ずること
 - ・ 顧客の言動や利用状況に照らし、依存防止の観点からカジノ施設の利用が不適切と認められる者の発見に努め、退場の促 し等の措置を講ずること
- カジノ施設内外からアクセスできる相談対処体制の整備や関係機関等との連携、上記の利用制限措置に関する情報提供等 を行うこと
- 依存防止等の観点から、カジノ施設の入場管理措置や広告勧誘の方法、カジノ行為関連景品類の内容等の基準、カジノ関 連機器等の技術規格等を規定。

(2) マネー・ローンダリング対策(第101条~第104条、第111条関係)

マネー・ローンダリング防止の観点から、国際基準等を参考に、チップと現金の交換時等の取引時確認等の的確な実施措置 を規定するほか、チップの譲渡等の防止措置を規定。

(3) 青少年対策(第51条~第55条、第105条関係)

○ 20歳未満の者の入場禁止の観点から、カジノ施設の入場管理措置等や広告勧誘の際の「20歳未満はカジノ施設に入場して はならない」旨の表示・説明方法等を規定。

4. カジノ関連機器等に関する事項

(1) カジノ関連機器等の種別及び用途、技術規格・型式検定、技術基準・自己確認(第7条、第11条、第175条~第188条、別表 第2、別表第3、別表第4関係)

- ○「カジノ関連機器等の範囲」について、以下の機器等の種別及び用途を規定。・電磁的カジノ関連機器等は、電子ゲームシステム、電子テーブルゲームシステム、ディーラー操作式電子テーブルゲームシ ステム、クライアントサーバゲームシステム、プログレッシブシステム、トランプシャッフラー、電子ディーリングシュー、電子さいこ ろシェーカー、バウチャー払戻機及びカジノマネジメントシステム(計10種別)
 - ・ 非電磁的カジノ関連機器等は、テーブルゲーム用チップ、トーナメントチップ、トランプ、プリシャッフルマルチデッキ、ディーリ ングシュー、さいころ、ルーレットホイール、ルーレットボール、マネーホイール用ホイール及びパイゴウタイル(計10種別)
- 電磁的カジノ関連機器等の技術規格及び非電磁的カジノ関連機器等の技術基準について、国際的な標準等を参考に、その 種別ごとに、カジノ行為の公正性の確保等のための事項を規定。また、電子ゲームシステムについて、外国の例を参考に、理論 上の払戻率等を規定等。
- 電磁的カジノ関連機器等の型式検定の申請手続等や、非電磁的カジノ関連機器等の自己確認の届出手続等を規定。

(2) カジノ関連機器等製造業等の許可等、指定試験機関の指定等(第155条~第174条、第189条~第202条関係)

- カジノ関連機器等製造業等の許可等の申請手続等や、指定試験機関の指定・試験事務規程の記載事項等を規定。
- 事業者や指定試験機関、特定業務従業者の社会的信用の確保については、カジノ事業と同様の事項を規定(1.(1)乃至 (3)参照)。

(3) カジノ関連機器等に係るカジノ事業者への規制(第57条~第61条関係)

カジノ関連機器等の技術規格・技術基準適合性の確保やカジノ関連機器等の不正流出の防止の観点から、機器等の変更 承認手続等や保守管理記録の作成・保存方法等を規定。

5. その他

○ 本規則は、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)の施行の日(令和3年7月19日)から施行。

出典:カジノ管理委員会ホームペーシ

(3) 市等におけるIR検討の取組等

ア 都心部活性化検討調査【平成22年~平成25年】

平成11年の東京都のカジノ導入の動きをきっかけとして、平成12年以降、各地域の自治体や経済・観光団体等もカジノ導入に向けた研究・提言活動に取り組み始め、全国に広がりました。

市会では、平成 12 年から、市における地域経済の活性化に資するカジノ施設の設置に向けた検討についての議論が始まりました。平成 21 年から 23 年までにかけて、都心部活性化特別委員会において、都心部の活性化に向け、調査・研究が行われてきました。同委員会による都心部活性化特別委員会報告書(平成 23 年 2 月)では、「羽田空港国際化を契機とした都心臨海部の活性化」に向けての提言で、「(3) 横浜の目玉となる新たな集客資源の創造」として、民間主導で取り組みを進めている「全国初となる特区を活用した外国人専用のカジノの導入」等については、行政側としても、法的整備を含めた課題を整理した上で、ワークショップやシンポジウムなどを開催し、市民の意見を聞く機会を設け、実現の可能性を調査・研究していくべきであるとし、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。

あわせて、横浜経済活性化特別委員会報告書(平成24年5月)では、平成24年1月の沖縄県への市会議員による視察の報告として、「カジノは、複合エンターテインメントの柱であり、MICEにとって不可欠な、最も稼げるコンテンツである。横浜は、カジノ・エンターテインメントに対する関心や調査研究がおくれており、他都市の情報や連携、国に対するロビー活動なども進んでいない。観光産業やMICEに関心のある業界などとの連携を進めるとともに、行政も関心を持って取り組んでいることを内外に示し、機運を盛り上げていかねばならない。」と記載され、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。

このような他都市、国等の動きや市会での議論等の機運の高まりを受け、市は平成22年度から25年度までにかけて、魅力ある都心部の形成に向けた検討の一環として実施した、都心部活性化検討調査の中でカジノに関する調査を行いました。この中では、平成21年10月に神奈川県が実施した「カジノ・エンターテイメント」に関する県民意識調査の結果やカジノを含めた統合型リゾート(IR)に関する国、他自治体、海外の動向、統合型リゾート施設の整備効果、大学生との協働等について報告されました。

【図表 10】都心部活性化検討調査の実施状況(IR及びカジノに係る主なもの)

実施年度	主な調査内容
平成 22 年度	・神奈川県が実施した「カジノ・エンターテイメント」に関する県民
	意識調査結果
	・カジノに関する新聞記事等
	・カジノ議連によるカジノ法案サマリー
平成 23 年度	・カジノを含めた総合リゾート(IR)に関する情報収集(国、他
	自治体、海外の動向)
平成 24 年度	・カジノ及び統合型リゾートに関わるこれまでの政策動向
	・カジノ及び統合型リゾート導入の効果と課題
	・カジノ及び統合型リゾート導入の事業手法と整備事例
	・横浜都心部へのカジノ導入に関する検討
	・大学生との協働による検討調査(外国人カジノの記載あり)
平成 25 年度	・都心臨海部における統合型リゾート施設の施設配置計画の検討
	・統合型リゾート施設の整備効果の検討
	・統合型リゾート施設の施設配置による課題等の整理

イ 中期計画における位置づけ

(ア) 横浜市中期4か年計画2014~2017

地域経済の活性化に資するカジノ施設設置の検討を求める市会での議論等を踏まえ、「横浜市中期4か年計画2014~2017」では、都心臨海部の再生・機能強化の項目において、進化する国際的な観光・MICE都市として、統合型リゾート(IR)について検討する旨を初めて記載しました。計画の策定にあたって平成26年9月に実施されたパブリックコメントでは、歩行者の安全確保に関する道路整備、中学校昼食、子ども・子育て支援、新市庁舎整備、統合型リゾートに関して多くの意見が寄せられました。その後、計画案は、平成26年第4回市会定例会に議案として提出され、基本計画特別委員会で審査の上、議決を経て確定・公表されました。

心臨海部の再生 機能強化

戦略3

『魅力と活力あふれる都市の再生』戦略

都心臨海部 如外部

世界中の人々や企業を惹きつけ、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまち

まちづくり の 方向性

横浜の成長エンジンとなる都心臨海部では、山下ふ頭など新たな土地利用の展開、 大規模集客施設の導入等による快適で魅力的なまちづくりや観光・MICE振興、先進 的な文化芸術創造都市の取組などにより、市民・企業・行政が一体となり、世界中の人々 や企業を惹きつけ、都市の活力と賑わいを創出するまちづくりを推進していきます。

① 都心臨海部

都心臨海部の魅力向上

横浜駅周辺地区では、グローバル企業を積極的に誘致する国際ビジネス拠点として、業務・ 商業機能に加え、高規格な住宅**等の導入により大規模な都市のリノベーション**を進めます。 みなとみらい21地区においては、観光・MICE機能の集積をいかして、さらなるグローバル 企業などの誘致を加速させます。山下ふ頭周辺地区においては、大規模で魅力的な集客施設の 導入などを含め、都心臨海部の新たな賑わい拠点の形成に向けて再開発を推進します。関内・ 関外地区では、新市庁舎整備や「横浜文化体育館(武道館機能を含む。)」、現市庁舎街区の再 整備を含めたさらなる活性化を推進します。東神奈川臨海部周辺地区では、駅周辺の再開発と、 東高島駅北地区の水辺など地域資源をいかした再整備を進めます。

また、東急東横線跡地を活用した遊歩道づくりや、グランモール公園のリニューアルに合わせ た緑の創出、街路樹の育成を通じた緑のネットワークを形成するとともに、公園や港湾緑地、公 共施設の空間を相互に連携させ、季節感のある緑花により、都心臨海部全体の魅力を高めます。 さらに、5つの地区の都市機能の連担性を高め、世界中の人々を惹きつける魅力を増幅させる ため、今後の開発状況や既存の交通インフラの利用状況を踏まえ、回遊性を向上させる新たな 交通を導入し、賑わいの軸を形成していきます。

進化する国際的な観光・MICE都市

オリンピック・パラリンピックを好機とし、日本を代表するクルーズポートとしての客船の受入 機能強化や海外からの誘客プロモーションの強化及び受入環境の整備を進めます。また、横浜 の強みをいかした国際的なMICE拠点都市を目指し、MICE機能を拡充することにより、経済 波及効果の高い中大型の国際会議や医学会議等の誘致を強化します。

さらに、大規模スポーツイベントの誘致・開催やスポーツ施設の再整備に取り組むとともに、 統合型リゾート(IR)®3や官民パートナーシップの活用等を検討します。これらの取組を通じ た都市ブランド力の向上や賑わい創出により、横浜経済を活性化します。

アジアの核となる文化芸術創造都市

国や他都市との連携によるオリンピック・パラリンピックの開催 に合わせた文化プログラムや横浜らしい特色のある芸術フェスティ バルなどの継続的な実施により、世界に向けた文化芸術の発信力を 強化し、アジアの文化ハブ**としてのプレゼンスを高めます。



ヨコハマトリエンナーレ2014 ヴィム・デルボア (低床トレーラー) 2007

また、アーティスト・クリエーター等の人材の集積を一層図り、企業・NPO・大学等との協 働を進めるなど、創造的産業*5を創出するとともに、地域資源を最大限に活用しながら横浜か ら才能ある芸術家が世界に羽ばたく環境づくりを進めます。

- ※1 高規格な住宅:グローバル企業の就業者等の生活支援に必要な機能を併設し、助災・環境性能に優れた住宅
- ※2 都市のリノベーション:建築物の建て着えや都市インフラの更新により、都市機能を向上し、地域の価値を高めること ※3 統合型リゾート(IR):カジノ施設及び金融場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄わすると認められる施設が一体となっている施設
- アジアの文化ハブ:アジア地域において、文化芸術創造都市のネットワークの中核拠点としての役割を果たす機能
- ※5 創造的産業:芸術、映像、ゲームなど知的財産権を持った製品の製造・流速及びサービスの提供に関わる産業や、建築設計やデザインなどの分野を中心とした、創造性の付加価値によって市場で選択される産業

《戦略を計画の特徴(未来・創造)からみると…》

未来~2020年 世界に横浜を魅せる

オリンピック・パラリンピックの開催を、まちづくりを進める大きなきっかけとして最大限にいかし、多くの 人に訪れていただき、横浜の魅力を知っていただく絶好の機会とします。

動れていただく仕掛けづくり

港をはじめとする美しい都市の景観や国際的な観光・MICE都市の魅力など、横浜に行けば何 かあるという期待を抱かせる仕掛けづくりにより、世界からの集客につなげます。

都心臨海部の 再生

- ・山下ふ頭の再開発
- 関内・関外地区の まちづくり(新市庁会等)

花と緑による 彩りの創出

- 緑のネットワークの形成
- ●季節感のある緑花

文化芸術 観光・MICE

- 横浜トリエンナーレ

戦略的な都市の 機能強化

- 新たなMICE施設客船の受入機能強化・試合型リゾート(IR)の検討
 - ◆LRTなどの一部事業化

成功モデルを発信する

都市の抱える課題解決の新たな成功モデルを発信していくことにより、世界の成長・発展に貢献 するとともに、新たなビジネスチャンスを創出します。

切れ目のない 子育て支援

(女性の活躍支援)

- 保育所待機児童ゼロ継続
- ●放課後キッズクラブの 全小学校实施

健康寿命日本一 へのチャレンジ

- ●健康づくりのムーブメント ◆みなとみらい2050
- 在宅医療連携拠点

みなとみらい21 特区を活用した

プロジェクト

環境ショーケース 最先端医療

- 最先端医療の実用化
- 関連産業の集積

都市インフラの 郊外住宅地の 強靭な防災力

ノウハウ

- · Y-PORT*
- 水ビジネス

再生

持続可能な住宅地 モデルプロジェクト

- ●まちの不燃化
- •水害対策(浸水対策)
- ●がけ地の防災対策

※Y→PDRT:Yakohama Partnership of Resources and Technologies(横浜の資源・技術をいかした公民連携による国際技術協力)

おもてなしで魅せる

370万市民の力を結集したおもてなしや、安全で快適な滞在環境づくり、海外との交流の窓口とし て生まれた独自の文化を肌で感じてもらい、横浜へのリピーターを増やします。

国際交流

英語教育の充実 *多文化理解の促進

ボランティア育成 まちづくり

- ●パリアフリー化の推進
- 案内板等の多言語対応
- ●Wi-Fi等の適信環境の整備

ユニバーサルデザインの 魅力を伝える場 多彩な文化

- 新たなMICE施設
- ●国際都市にふさわしい ●多様な食文化 シティホール

- *文化芸術イベント

(イ) 横浜市中期4か年計画2018~2021

「横浜市中期4か年計画2018~2021」では、平成26年からの検討調査等を踏まえ、戦略4(1)「人が、企業が集い躍動するまちづくり」の項目に、統合型リゾートについて法の制定等、国の動向を見据えた検討を行う旨を記載しました。

計画の策定にあたって平成30年5月から6月までの期間で実施されたパブリックコメントでは、全体で2,129件の意見が寄せられ、その中で統合型リゾート(433件)及び中学校昼食(326件)に関して多くの意見が寄せられました。その後、計画案は、平成30年第3回市会定例会に議案として提出され、基本計画特別委員会で審査の上、議決を経て確定・公表されました。

【図表 12】「横浜市中期 4 か年計画 2018~2021」から抜粋



ウ「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」の実施【平成 26 年~平成 28 年】

平成 22 年 4 月、国においては、自民党、民主党それぞれのカジノ関連の研究会を 統合する形で、超党派の議員連盟である「国際観光産業振興議員連盟」が発足し、法 律案が起草されました。

これに対して、政権党である民主党では、平成24年1月31日に開催された内閣部門会議で議論を始めました。その後、協議が重ねられ、同法案の目的が「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」もので、低迷する地方経済及び東日本大震災以降の観光産業の立て直し対策となることや、新成長戦略で位置づけられた我が国におけるこれからの経済成長戦略とも合致することを確認しました。

また、法制化や特定複合観光施設の実現を図るためには、①依存症対策、②反社会的勢力の排除、③特区の認定数について(全国に設置されることへの懸念)、④利権や天下りへの対応の4点について対策が必要であることをまとめました。

こうした流れを受け、平成25年12月5日、自民党・日本維新の会・生活の党により、IR推進法案が衆議院に提出されました。

本市においては、横浜商工会議所から、平成25年9月に、ドーム球場の建設を含めた新たな集客施設の積極的な整備とIRの推進等を新規要望事項とする「平成26年度横浜市政に関する要望書」が提出されました。

これらの動きを踏まえ、平成26年1月に市は、「新たな中期計画の基本的方向」に都心臨海部の再生・機能強化を図る手法の一つとして、IRの検討を記載しました。あわせて、予算を計上し、平成26年度からIRに関する基礎的な調査「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」に着手しました。

【図表 13】「IR (統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり検討調査」の実施状況

実施年度	主な調査内容			
平成 26 年度	・シンガポールやマカオ、ラスベガスなど、海外のIRの代表的な事			
	例やIR導入により期待される効果、懸念される事項とその対策な			
	ど			
	・日本におけるIR導入に向けた検討状況やIRを導入する場合の			
	考え方			
	・横浜市産業連関表により算出した横浜にIRを導入した場合の経			
	済効果など			
平成 27 年度	・他国におけるIR導入の背景や目的、設置プロセス、IRの導入効			
	果、懸念事項対策など			
	・ギャンブル等依存症に関する日本の現状や対策など			
	・日本でギャンブル依存症の相談・治療等に携わっている医師へのヒ			
	アリング			
平成 28 年度	・米国ニューヨーク州、豪州ニューサウスウェールズ州、英国を対象			
	とした、IR導入の背景			
	・IR事業者やIR設置自治体の選定プロセス			
	・公民連携手法(PPP/PFI)を活用した国内事例について			
	・海外のMICE事例			

エ IR(統合型リゾート)に関する事業者への情報提供依頼(RFI)等の実施【平成 30 年~ 令和元年】

I R整備法を踏まえ、本格的な I Rの調査検討を開始しました。当該調査はそれまで判断を保留していた中で市が I Rを導入する・しないを判断するための材料のひとつとすることを目的とし、I R整備法によって示された日本型 I Rの諸条件を踏まえた上で、市の現況や課題の整理や日本型 I R等について調査・分析を行ったほか、横浜における I Rの事業性や経済的社会的効果、依存症などの懸念事項とその対応策について、事業者への情報提供依頼(R F I)や有識者へのヒアリング等により実施しました。

当該調査では、提出された調査票に基づき、事業者からヒアリングを行うとともに、それらの内容に基づいて、IR関連、都市計画等、観光・MICE、ギャンブル等依存症対策等の各分野の有識者等に対してヒアリングを行いました。有識者等からは、国で検討されている日本型IRやギャンブル等依存症などの懸念事項とその対策、市が抱える課題やIRの事業性、経済的社会的効果などについて、意見をいただきました。

本調査では、調査時点で、政省令など事業者にとって必要な情報や条件が不足して

いたものの、事業者が横浜において民間による大規模な開発投資を伴うIRの事業性を見込んでいること、観光や地域経済の振興、財政改善への貢献などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれること、また、懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験やIR整備法を踏まえた様々な対応策が想定されていることが示されました。

なお、本調査は、報告書としてとりまとめ、令和元年第2回市会定例会政策・総務・財政委員会で報告するとともに、ホームページで公表しました。さらに、令和元年6月25、26日にかけて、市民向け説明会を、中区、保土ケ谷区、都筑区、戸塚区の4方面で開催し、調査結果を説明しました。

<情報提供を依頼した項目>

I. IRの経済的社会的効果について

横浜市でIRを設置する場合、横浜市(及び広域)に与える直接的・間接的な経済波及効果等

- Ⅱ. IRで想定される懸念事項などとその対応策について
 - 1. 横浜市でIRを設置する場合、横浜市において想定される懸念事項などとその対策
 - 2. 国内外で既に実施している対策
 - 3. その他、行政との役割分担
- Ⅲ. 想定するIRのイメージについて
 - 1. 横浜市でIRを設置する場合の想定している立地場所及びその理由
 - 2. イメージ図、開発コンセプト、ゾーニング、土地利用計画図等
 - 3. IR整備法第二条第一項に記載されている施設について、それぞれ横浜市にふさ わしいと思われる施設コンセプト
 - 4. その他、開発条件(立地、面積等)に対する要望
 - 5. 横浜市でIRを設置する場合の地区内外のまちの魅力向上や賑わいの創出
 - 6. 横浜市でIRを設置する場合のIRの事業性(投資見込・収支計画、売上等)

IV. その他

その他の意見・提案

【図表 14】事業者からの提供情報と有識者ヒアリング概要 (IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査 (その4)報告書概要版)

IR(統合型リゾート)等 新たな戦略的都市づくり 検討調査(その4)報告書 概要版

【これまでの経過】

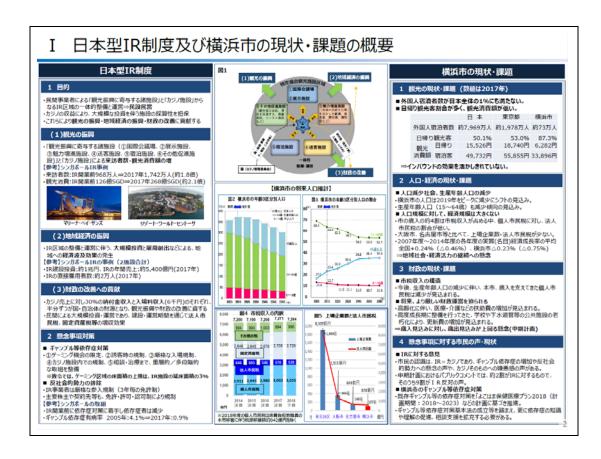
- 平成25年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(以下、IR推進法)が衆議院に提出された。
- 横浜市では、I R推進法の動きを契機として、平成26年度、27年度、28年度にI Rに関する基礎的(海外事例、依存症対策など)な調査を実施。
- 平成28年12月にIR推進法が成立。
- 平成30年7月に「特定複合観光施設区域整備法」(以下、IR整備法)が成立

【調査の背景・趣旨】

- 横浜では、観光の振興や地域経済の活性化を期待する声や、その一方で、IRを構成する施設の一つであるカジノに対して、依存症などの懸念や不安の声がある。
- 平成30年7月にIR整備法は制定されましたが、政省令などは明らかになっていない。
- このため、横浜市ではIRについて導入する・導入しないを判断していない状況。
- これらを背景に、平成30年度、横浜市では国が進めている日本型IRの制度や横浜におけるIRの事業性、コンセプトやイメージ、経済的・社会的効果、想定される懸念事項やその対策について、「事業者への情報提供依頼」・「有識者ヒアリング」などにより、調査・分析を実施。
- 本調査は、横浜市におけるIRの判断材料のひとつとすることを目的とした。

フィン・リゾーツ・ディベロップメント	.
ヤピタル&イノベーション株式会	·社
ドャラクシーエンターテインメント 3	ジャバン株式会社
プンティン・シンガポール・リミテット	5
合同会社日本MGMリゾーツ	
シーザーズ・エンターテインメント・ SHOTOKU株式会社	シャバン
セガサミーホールディングス株式会	社
メルコリゾーツ&エンターテイメン	トジャバン株式会社
	を非公表

岸井 隆幸(一般社団法人計量計画研究所 代表理事)	都市計画等
白石 小百合(横浜市立大学国際総合科学部 教授)	地域経済等
田中 紀子(公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 代表)	ギャンブル等依存症対策等
西村 直之(精神科医/一般社団法人日本SRG協議会 代表理事)	ギャンブル等依存症対策等
樋口 進(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長)	ギャンブル等依存症対策等
福田 敦(関東学院大学経営学部 教授)	地域経済等
別所 哲也(俳優/「ショートショートフィルムフェスティバル&アジア」 代表)	観光・MICE/文化・芸術
森地 茂(政策研究大学大学政策研究センター所長)	都市計画等
山内 弘隆(一橋大学大学院経営管理研究科 教授)	IR阿連
山下 真輝(株式会社)TB総合研究所 主席研究員)	観光・MICE/文化・芸術
山田 桂一郎(JTIC.SWISS 代表)	観光・MICE/文化・芸術
山木 牧子(MPI Japan Chapter 名誉会長)	観光・MICE/文化・芸術
神奈川県蟹寮本部	その他の副次的弊害対策を
公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター	その他の副次的弊害対策等







IV 有識者ヒアリングでの主な意見、30年度調査のまとめ

有識者ヒアリングでの主な意見

①日本型 I Rについて

問:国で検討されている日本型 I Rについて

- I Rについて市民にしっかりと説明することが重要。
- I Rに関する議論において、カジノと I Rが混同されることが 多いが、カジノと I Rそれぞれの問題・懸念事項の性質を区別 して議論すべきではないか。
- 「海外富裕層を狙ったカジノ収益」で I R施設全体を支える 構造は、リスクがある。
- 日本の観光は次のステージに入ってきていると思われ、日本の 魅力を発信するためにも、日本型 I R等が必要な段階。

問:観光・地域経済の振興などIRの効果について

- 観光に力を入れていきたい地域にはインパクトとなる政策であり、 大規模な経済効果を期待できる。
- インパウンド観光客にとって日本はナイトライフが少ない。インパウンドのため大人が遊べる施設が必要であり、IRはその一端になりうると思う。

問:ギャンブル依存症などの懸念事項について

- ギャンブル依存症対策については事業者まかせではいけない。 若者のゲームや薬物依存症対策も含め、総合的な対策を、 行政主導で行うことが必要。
- 依存症対策は入口制限では防げないという前提で、もう少し 踏み込んだ対策をしないといけない。

②横浜市の状況、課題等について

問:横浜におけるIRに関する様々な意見について

- 増収効果が見込まれるからIRを誘致しようという発想だけで は反対する市風も出てくるのではないか。横浜市としての特来 ビジョンを明確に示す必要がある。
- 横浜を将来的にも元気にしてくために、思い切って I Rを誘致 してみるという手段はありうると思う。その場合には、どの位のコ ストがかかるか等をきちんと試算した上で制度設計をしていく必要がある。
- 地域が大きく変化するのだから、色々な意見があって良いと思う。大きな開発で不安になる人が出てくるのは当然である。

問・横浜の課題について

- 東京との差別化の観点から、横浜にはもつとアビールできる点が結構ある。東京から富士山を見ると一部しか見えないが、横浜ランドマークタフーの展望台からたと富士山の全景が見られる。また、外田人に人気が高い富士山、指根、鎌倉へは東京よりも横浜に宿泊した方がアクセスも良いはず。
- 市民が高齢化し、将来的に介護が必要となる人が増加することが見込まれている。市としては、今後どうしていくのか、そのためにどうIRを活用していくのかについて検討すべき。

③事業者への情報提供依頼で得られた内容について

- 問:IRの事業性、経済的・社会的効果について
- 事業者からみると、現段階では、魅力増進施設や送客施設をはしめ、色々な施設等についての要求水準が分からないので、事業性等の具体的な検討ができないのではないか。
- 経済効果の検証のため、I R施設全体の事業計画や来場 者数等の見込等について前提条件や収益性を精査すべき。
- 問:想定される懸念事項などとその対応策について
- ギャンブル依存症の対策を進めるよりは、反社会勢力の動きを 抑えることが、カシノに関する対策のコアになると思う。
- 事業者が本当に依存症の予防や治療に踏み込んでいけるのか、特に予防については疑問がある。事業者は明確に分かる形、議論できる形で依存症への取組を示してほしい。

問:立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について

- 写真を撮りたくなるような建物によって、横浜の魅力が高められないと、本当の意味でのIRの象徴にはなりえない。
- I R誘致に関しては白紙と明言する中、今回情報が集まるというのは、横浜には地の利があり、客観的にみて魅力的な場所であるということだと思われる。

30年度調査のまとめ

- 横浜市がこれまで進めてきた街づくりや、航空、鉄道、道路による各方面からのアクセス利便性など、横浜の都市としてのボテンシャルが高く評価され、市としてIRを導入する・しないについて判断をしていない状況ではあるが、12事業者が海外事例と比べても遜色ない、民間による大規模な開発投資を伴う、IRの事業性を見込んでいることが示された。
- 観光や地域経済の振興、財政改善などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれることが示された。
- 懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験やIR整備法を踏まえた様々な対策例が示された。
- 一方、調査時点では、政省令などがまだ明らかになっていなかったことや、事業者が情報提供を行うにあたり必要な条件や情報が不足していた。
- これらを踏まえ、今後、以下の取組を進める必要がある。
- ・政省令など国の情報を踏まえるとともに、事業者が必要とする条件や情報を適切に示し、提供された情報の具体化や精度の向上を進めていく。
- ・事業者から示された懸念事項対策については、実施状況や有効性などについて、確認・検証をしていく。
- ・本報告書を活用しながら、日本型 I R について市民の皆様に説明していく。

オ 庁内会議等での情報共有・検討

(ア) I R検討プロジェクトの設置

平成 25 年 12 月に I R推進法案が衆議院に提出されたことを受け、平成 26 年 4 月、 I Rについて総括的に検討することを目的に、庁内に政策局担当副市長をプロジェクトリーダーとする検討チーム (I R検討プロジェクト) を設置しました。

同プロジェクトでは、市が実施した「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」の結果や国・他都市の動き等について情報共有・検討しました。

(イ) I R推進プロジェクトの設置

令和元年8月のIR誘致の表明や9月の第3回市会定例会における補正予算の 議決を受け、令和元年11月、IRについて本格的な検討・準備を進めることを目 的に、庁内に都市整備局担当副市長をプロジェクトリーダーとするIR推進プロジェクトを設置しました。

同プロジェクトでは、「横浜 I R (統合型リゾート)の方向性」や実施方針等の市が策定した文書や国・他都市の動き等について情報共有するとともに、区域整備計画の作成に向けた検討等を行いました。

カ 地元経済団体の動き

(ア) 「横浜複合エンターテインメント構想の基本的な考え方」の公表【平成 20 年 10 月】

平成11年の東京都のカジノ導入の動きをきっかけとして、平成12年以降、各地域の自治体や経済・観光団体等もカジノ導入に向けた研究・提言活動に取り組み始めました。

横浜においては、平成 20 年 1 月、横浜商工会議所に観光・情報・サービス部委員会横浜複合エンターテインメント施設研究会が発足、民間ベースでの検討が進められてきました。この検討を踏まえ、平成 20 年 10 月、同研究会が、カジノに関する調査検討内容をまとめた「横浜複合エンターテインメント構想の基本的な考え方」を公表しました。

(4) 平成26年度横浜市政に関する要望書の提出【平成25年9月】

横浜商工会議所は、平成25年9月、平成26年度の市政及び予算編成に関して、 優先的に取組を求める要望事項を取りまとめ、市に提出しました。

同要望書において、横浜商工会議所は、観光資源の活用と魅力ある街づくりについての項目の魅力ある観光地づくりの推進における新規要望事項として、「ドーム球場の建設を含めた新たな集客施設の積極的な整備とIR(インテグレイテッドリゾート)の推進」を要望しました。

(ウ) 「(一社) 横浜青年会議所としての提言書」の発表【平成26年7月】

横浜青年会議所は、平成26年7月12日、新市庁舎整備基本計画策定、2020オリンピック・パラリンピックの開催、都心臨海部再生マスタープランの策定という大きな時代の節目を踏まえ、横浜に住み暮らすまちづくりの担い手として、明るい豊かなまちの未来を創造し、横浜の未来を切り開いていく必要があるとして、政策提言を発表しました。

「提言② 特色あるMICE機能強化のための全天候型ドームの実現とIR誘致」では、今後、シンガポールをはじめとする、アジアの諸外国との誘致競争に打ち勝つためにも、他都市に負けない特色あるMICE機能が必要であり、そのための方策として、「全天候型ドームの実現」「IR誘致」「全天候型ドームの実現とIR誘致を目的とした協議会の発足」を求めました。

(エ) 「横浜 I R (統合型リゾート) の申請表明に関する要請について」の提出【令 和元年7月】

横浜商工会議所は、令和元年7月18日、IR整備法に基づくカジノ管理委員会の設立準備や基本方針の策定等の国における手続きが進んできていること、認定申請を予定している自治体等で独自の調査・研究が進んできていること、市における4か年の専門的な調査や事業者への情報提供依頼(RFI)等によりIRの認定申請に関して十分な判断材料を蓄積してきていること、今後、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、社会保障費の増大や税収の減少が予想され、地域経済の活力が失われることが危惧されている現状を踏まえ、IR整備法に基づく認定申請の実行を決断・表明するよう強く要請する文書を市に提出しました。

(オ) 「統合型リゾート(IR)横浜推進協議会」の設立【令和元年11月】

横浜商工会議所を中心とした神奈川県内の9つの経済団体等(神奈川経済同友会、神奈川県観光協会、横浜貿易協会、神奈川県経営者協会、神奈川県中小企業団体中央会、横浜観光コンベンション・ビューロー、横浜銀行協会、横浜青年会議所)で構成され、約1万5,000以上の企業や団体が参加する「統合型リゾート(IR)横浜推進協議会」が、令和元年11月6日、設立されました。

(カ) 「第1回 [横浜] 統合型リゾート産業展」の開催【令和2年1月】

令和2年1月29、30日、パシフィコ横浜で [横浜] 統合型リゾート産業展実行委員会主催、統合型リゾート(IR)横浜推進協議会共催のもと、「第1回 [横浜] 統合型リゾート産業展」が開催されました。

当日は、海外で実際にIR施設を設置・運営しているオペレーター6者を含む計 46者が展示等を行いました。

キ IR誘致の意思決定【令和元年8月】

横浜市中期4か年計画【2014~2017】及び【2018~2021】で示しているとおり、横浜は、今後の人口減少や超高齢社会の進展により、長期的には消費や税収が減少します。これにより、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。そうした状況であっても、横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の安全安心を確保する必要があります。

そのような背景の中で、市にとって、IRは、都心臨海部の機能強化、観光MICEや文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには本市の財政基盤の強化を図り、将来に向けて横浜の成長をより一層確かなものとするための手法の一つとして、有効な選択肢と考えられました。一方で、市民の安全安心を確保する観点から、その導入にあたっては依存症などの懸念事項への対策がしっかりと講じられるべきであり、これらを含めIRの実施に必要となる法制上の措置などについての検討状況を見きわめる必要がありました。

そのため、市は、IRを導入する・しないについての判断はせず、さまざまな意見を踏まえ、横浜の将来にとってよりよい方法を検討してきました。

このような状況の中で、国においては、平成30年7月のギャンブル等依存症対策基本法やIR整備法の可決・成立に続き、平成31年4月には、中核施設の具体的な基準・要件、ゲーミング区域の床面積の上限、IR区域以外でのカジノ事業等に関する広告物の表示施設、現金取引報告の対象範囲など、大きく分けて6つの項目から構成されたIR整備法施行令が施行されました。

あわせて、同月、依存症問題の現状、依存症対策の基本理念、PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進、多機関の連携・協力による総合的な取組の推進、重層的かつ多段階的な取組の推進などのギャンブル等依存症対策の基本的考え方等を規定した第1章と、広告宣伝に関する新たな指針の作成や、施設内・営業所内のATM等の撤去などの取り組むべき具体的な施策を規定した第2章の二章構成からなるギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定されました。

また、市が、IR整備法により示された日本型IRの諸条件を踏まえて前年度に実施した、「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」では、事業者が横浜において民間による大規模な開発投資を伴うIRの事業性を見込んでいること、観光や地域経済の振興、財政改善への貢献などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれること、また、懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験やIR整備法を踏まえた様々な対応策が想定されていることが示されました。

この調査結果について、市は、令和元年5月27日、令和元年第2回市会定例会政策・総務・財政委員会において、報告を行うとともに、その結果を公表しました。

また、市は、令和元年6月25、26日にかけて、市民向け説明会を、中区、保土ケ

谷区、都筑区、戸塚区の4方面で開催しました。この説明会では、「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」の報告書の内容を踏まえ、日本型IRの制度や海外IRの事例のほか、横浜を取り巻く状況と課題、事業者からの情報提供の内容、有識者へのヒアリング内容などについて説明しました。当日は、当初1時間の開催時間を予定していましたが、多くの質問・意見をいただいたため、40~50分程度延長した回もありました。また、その場で回答できなかった質問については、後日、資料とともにホームページで回答を公表しました。主な質問・意見としては、IRを構成する施設の一つであるカジノ施設に対する嫌悪感や治安や依存症などの懸念事項に関するものが多くありました。一方で、IRに期待するものや中立的なものもありました。また、説明会のアンケートでは、IRの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割あり、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられました。

また、令和元年7月18日には、横浜商工会議所から、IR整備法に基づく認定申請の実行を決断・表明するよう強く要請する文書が市に提出されました。

このような状況を踏まえ、市は、国の制度設計が明らかになりつつあること、市の調査により、横浜における I Rの事業性やこれまでにない経済的社会的効果が見込まれること及び事業者の海外での知見や I R整備法を踏まえた懸念事項対策が示されたこと、地元経済界からの強い期待の声があることなどを総合的に勘案し、今後の社会情勢の変化による経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれる中でも、横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の安全安心を確保するために I R の導入が必要であるとして、 I R の誘致を決定し、表明しました。

【図表 15】「IRの実現に向けて」要旨

人口減少や超高齢社会が進展する中で、長期的には消費や税収が減少し、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれます。そうした状況であっても横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の皆様の安全安心を確保することが必要です。

決断に至った具体的な理由としては、

- I Rによる「観光の振興」「地域経済の振興」「財政の改善への貢献」など、これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、市が抱える諸課題の有効な対応策になり得ると考えられること
- ○また、世界最高水準のカジノ規制といわれるIR整備法やギャンブル等依存症対策 基本法など、依存症に関する諸制度も整いつつあり、国・自治体・事業者・関係団体 がしっかりと協力することで、依存症の方を増やさないように取り組む環境が整っ てきたことがあります。
- ○今後とも、IRへのご理解を頂けるよう、市民の皆様に丁寧に説明を続けていきます。

これらを総合的に勘案し、横浜の20年、30年先を見据え、横浜が将来にわたり成長・発展を続けていくためには、IRを実現する必要があるという結論に至りました。

<市内部の意思決定の経過>

令和元年7月25日 IR検討プロジェクト (関係副市長・局長への情報提供)

7月29日 4副市長説明 (IRの実現に向けて)

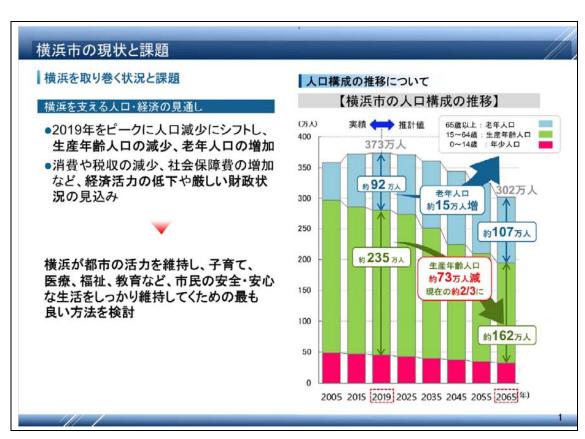
7月31日 市長説明 (IRの実現に向けて)

8月21日 方針決裁

8月22日 IRの実現に向けて 市長定例記者会見にて誘致表明

【図表 16】「IRの実現に向けて」市長説明スライド





横浜IRのイメージ

事業者からの提案

イメージ図



MICE施設

- 我が国最大級の国際会議場や展示施設
- ●施設規模:138,000~192,000㎡

宿泊施設

- グローバル水準のラグジュアリーで大規模なホテル
- 客室数 :2,700~4,800室

エンターテイメント施設

- 一流のエンターテイメントが提供されるアリーナ
- ●子供も楽しめるアトラクション施設











ビジネス客からファミリー層、国内外からの観光客だけでなく、 横浜市民の皆様にも楽しんでいただける統合型リゾートの実現の可能性

2

日本型IR(統合型リゾート:Integrated Resort)

日本型IRのコンテンツ

IR集客施設のコンテンツについて(イメージ)

昼夜を問わず、ビジネスからファミリーまで、幅広いコンテンツが提供されます。



出典:特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

インバウンドや宿泊客の増加、ナイトタイムエコノミーの充実といった、横浜観光の弱点を克服し、成長戦略の中核となる観光・MICEを牽引していく力がある

3

IRの効果

想定される横浜IRの事業性、経済波及効果等

我が国を代表する スケール クオリティ

観光の振興

- ●インバウンドを含む IRへの訪問者数
- 2,000万~4,000万人/年
- IR区域内での消費額 4,500億~7,400億円/年

IR誘致

統会型リゾート

- 。 国際会議場
- ・ホテル
- エンターテイメント施設 レクリエーション施設

地域経済の 振興

●経済波及効果(間接効果含む)[※] 建設時:7,500億~1兆2,000億円 運営時:6,300億~1兆円/年

●雇用創出効果(間接効果含む)[※] 運営時: 77,000~127,000人/年

財政の改善 の貢献

●地方自治体の増収効果 [※] 820億~1,200億円/年

(納付金収入、入場料収入、法人市民税、 固定資産税、都市計画税)

魅力ある都市横浜の さらなる飛躍



魅力的。 想击

[※] 事業者から提供された数値を基に、 委託先の監査法人が整理

これまでにない経済的社会的効果を想定

懸念事項に対する取組

ギャンブル等依存症や治安悪化などへの対策

IR整備法 (2018年7月)

- 免許制等によるIR事業者の参入規制
- ●日本人等の入場料(6,000円)、入場回数制限
- ●20歳未満の者、暴力団員等の入場等を禁止

「世界最高水準のカジノ規制」

ギャンブル等依存症対策基本法 (2018年7月)

IR整備法施行令 (2019年4月)

カジノを行う区域の面積上限を、IR施設の床面積合 計の3%

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(2019年4月)

「依存症対策の基本的事項」

多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

事業者から示された懸念事項対策の例

- マイナンバーカードや顔認証などによる厳格な 入場管理
- •「自己排除」、「家族排除」による利用制限
- 事業者と警察を含む行政が連携し、IR区域や周 辺地域の地域環境対策を強化 など





あらゆる関係者が協力することで、

- ・依存症の方を増やさないように取 り組む環境
- ●治安悪化などへの対策を強化す る環境

が整ってきた

IRに関する市民のご理解

IRに関する市民説明会

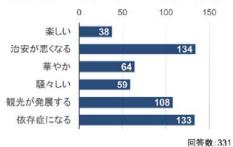
市民説明会の概要

- 開催期間:令和元年6月25日、26日
- 開催場所:市内4か所 (中区、保土ケ谷区、都筑区、戸塚区)
- 参加者数:350人(アンケート回答者数:333人)

当日は治安や依存症などに関する 否定的なご意見をいただきました。 一方で、中立的なご意見やIRに期待 するご意見もありました。

アンケート結果の一部

Q.説明後のIRのイメージについて(3つまで)



Q. 説明後、IRへの理解がどの程度深まりましたか



アンケートの自由意見の一部

- ・「税収を増やすためにギャンブルのお金をあてにするのはいやです」
- ·「最初は反対であったがやや考え方が変わってきた」等

経済界からの期待

横浜商工会議所からの要請書「横浜IR(統合型リゾート)の申請表明に関する要請について」(7月18日)

- 6

IRの立地場所

横浜IRの立地場所について

30年度の調査結果

想定立地場所:12者全でが「山下ふ頭」を想定



「山下ふ頭」の優位性

- 広大でシンボル性の高い敷地
- 利便性の高い交通アクセス
- MM21地区から続く魅力的なウォーターフロント の景観



都市型リゾートとしての高いポテンシャル

7

横浜IRについて

IRに対する考え方

経済効果

これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、横浜が抱える諸課題に有効な対応策となりうる

懸念事項

依存症の方を増やさないための制度など環境が整ってきた

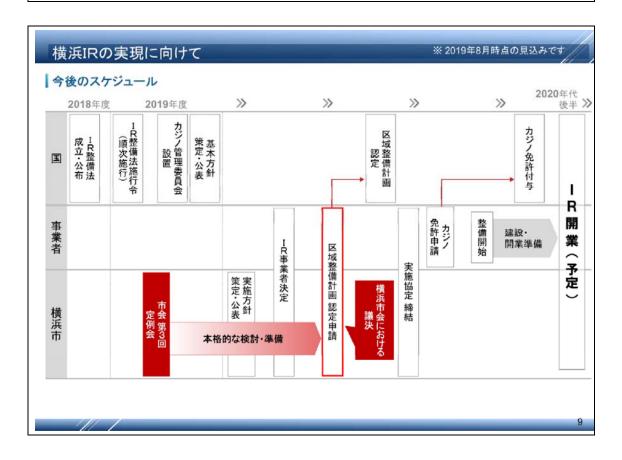
市民のご理解

丁寧に説明を継続していくことでIRに対するご理解が深められるよう進める

これらを総合的に勘案し、横浜の20年、30年先を見据え、我々の子供達の世代においても、将来にわたり成長・発展を続けていくためには、

横浜においてIRを実現する必要があると判断

8



ク「IR推進事業」の補正予算の議決と体制【令和元年9月、11月】

令和元年9月、第3回市会定例会にて「IR推進事業」の補正予算が議決されました。

また、令和元年 11 月に都市整備局に I R推進室を設置し、誘致に向けた本格的な検討・準備を開始しました。

<令和元年第3回市会定例会の経過>

9月11日・13日・17日 常任委員会

9月20日 第3回市会定例会において「IR推進事業」補正予算議決

(IR推進事業:260百万円、債務負担行為:140百万円)

ケ「横浜IRの基本的な考え方」の策定・公表【令和元年 10 月】

令和元年 10 月、国の I R整備法、施行令、基本方針(案)、市のこれまでの検討調査等を踏まえ、市が目指す I Rの基本的な考え方を公表しました。

市が目指すIRの基本的な考え方では、世界中のすべての人々が訪れたくなる、これまでにない「ハーバーリゾートの形成」を目指し、周辺の景観と調和しながら、横浜の新たな顔として世界から選ばれ、観光・MICE都市としての地位を確固たるものとするリゾートを掲げました。

(4) 公募に向けた取組

ア (仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト 募集(RFC)の実施 【令和元年 10 月~令和2年6月】

I R整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、令和元年 10 月に募集要項を公表し、山下ふ頭(約 47ha)を予定区域とする特定複合観光施設(I R)設置運営事業に係るコンセプト提案を「①日本型 I Rの実現に関すること」、「②開発事業に関すること」、「③関連産業に関すること」の3つの内容で募集しました。

<提案を求めた主な事項>

- ・全体方針・計画:事業コンセプト、土地利用、配置、動線、都市デザイン等
- ・施設計画:施設コンセプト、種類、機能、規模等
- ・運営計画等:施設運営計画、事業期間、スケジュール、事業計画等
- · 懸念事項対策: 依存症対策、治安対策、交通対策等

提案募集項目①に7者、提案募集項目②に3者、提案募集項目③に15者の提案がありました。

その後、市は、提案された内容等について、提案者と対話を行い、令和2年10月 に提案概要についてホームページで公表しました。

【図表 17】RFC提案概要

(仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR) 設置運営事業に係るコンセプト募集(RFC)の提案概要

【これまでの経過】

- 平成30年7月に「特定複合観光施設区域整備法」(以下、IR整備法)が成立。
- 横浜市では、令和元年8月22日、I Rの実現に向けた取組を行うことを発表。
- 同年9月の第3回定例会において、補正予算の議決を経て、IRの実現に向けた本格的な検討・準備を開始。また、同年10月から(仮称)横浜・山下ふ頭における 特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト提案を募集(Request for Concept(RFC))。

【RFCの実施概要】

- 事業の名称: (仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設設置運営事業
- I R予定区域の所在地:横浜市中区山下町277-1ほか
- IR予定区域の面積:約47ha
- 提案を求める主な事項
- ・全体方針・計画: 事業コンセプト、土地利用、配置、動線、都市デザイン等
- ・施設計画:施設コンセプト、種類、機能、規模等 ・運営計画等:施設運営計画、事業期間、スクシュール、事業計画等
- ·懸念事項対策:依存症対策、治安対策、交通対策等

項目	スケジュール
RFC参加登録期限	2019年10月30日
RFC提案書の提出期限	2019年12月23日
RFC提案者との対話期間	2020年1月~6月

※本RFCの情報は、新型コロナウィルス感染症の影響を受ける前の情報となっています。

提案募集項目・提案事業者数・協力事業者名

①日本型IRの実現に関すること

- 提案者7者
- ・ウィン・リゾーツ ・ギャラクシーエンターテインメントジャパン株式会社
- ・ゲンティン・シンガポール・リミテッド
- ·SHOTOKU株式会社
- セガサミーホールディングス株式会社・メルコリゾーツ&エンターテインメントリミテッド
- ラスベガスサンズコーポレーション (途中辞退)

②闘発事業に関すること

提案者3者(参加登録事業者4者)

- ·株式会社 山本理顕設計工場
- ※その他2者については、事業者名の公表を希 望しませんでした。

(掲載は50音順)

③関連産業に関すること 提案者15者

- ・一般社団法人日本ゲーミング協会
- ・株式会社エス・ピー・ネットワーク ・株式会社響尤(きょうゆう)
- ·綜合警備保障株式会社橫浜支社
- 富士通株式会社
- ※その他10者については、事業者名の公表を希望しませんでした。

事業者から提案された情報の概要





横浜で、横浜と共に築く「シティ・オブ・ザ・フューチャー」 模浜が世界最高のリゾートとなることはもちろんのこと、次世代型スマートシティの開発、文 化溶紙製造都市の実現、花と様にあかれ自然と共生するカーデンシティの製造、都市課 類解決のモデルシティとなることを自指す



世界へのゲートウェイとなる横浜 日本の粋を集めた世界最高峰の I F



地域融合型のIR 山下ふ順に煽わいをもたらし、都心臨海部及び横浜全体を再活性化



THE WORLD'S BEST EXCITEMENT & ASPIRATIONS 一 通で見たような憧れの舞台で、ラグシュアリーな非日常の世界に浸りるる本物の大人のエ ウテインメントを提供し、ソケジケする開催と便越線があぶれ出す I R を実現



個性的な推動の異なる/ トース・アールリー 販売テスティネーションへと変えることを目指す 個性的な推動の異なる/ トーンで構成し、機能を製工活気がありライフスタイルを豊かにする都市に変換 指揮する山下公議通り、山下公議や中華街など問辺の景観やフォーターフロント地区の開発と連携した 街子のも国際で フロント都市、観光デスティネーションへと変えることを目指す



I R 影談主体と人々の様々な活動を「Green Vell"で走らがに包み込み、水 物がのある人と設が独自した人と境場にやさいてR登録等



グローバルハーバーシティ接接 1 R 近隔区域に在り入、横浜で使く人、横浜で生まれた人、横浜に 砂炉のある人、お外の各種系の開催者に対って、終れる 1 R 地域と一体となり、地域とともに歩み、市民の目縁に立ち、地域社会との触和を図る



2万人が住みながら働く、横浜市民のためのまちを計画する 5000戸(2万人)の概住一体住宅と4000室の宿泊施設を中心とする降 室である。2万人の定住人口と16,000人の宿泊者、観光客を取り込む巨大 な観光地である。





事業者から提案された情報の概要

2 施設計画、運営計画

来訪及び滞在寄与施設等

- 国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめる国内外からの来妨客及び滞在の促進に寄与する施設 -



-マバーク(屋内アトラクション、ベイブルッジの絶景を堪能できるカフェ、ライブショー)



横浜ならではの景色が垣間見れるよう建物を配置





ファミリー向けウォーター・パーク

※カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置については、P.8を参照。

一般の顧客動線からは目に留まらない場所にカジノを配置
 ・ゆとりあるラグジュアリーなゲーミング空間を創出し、大人の社交場に相応しい品格と

- 格式を持たせる
 ・VIP顧客専用ゾーンの設置等、訪問客自らの嗜好に基づいて選択できるよう、マルチ
- ゾーンによって構成 ・最高位の透明性と法令順守をもって運営

※散令での基準・要件: カシノを行う区域の面積は、IR施設全体の床面積の3%以内





事業者から提案された情報の概要

施設計画、運営計画

- ■スマートシティ・環境負荷低減 ・環境負荷の少ない交通手段の導入による二酸化が素排出量の削減 ・銀先端技術を用いた高品質できか細やかなサービスの提供・安全安心なまちの実現 ・建物管理システムにスマード技術と10下線・入し、エネルギー利用の厳密化 ・「グリーンインフラ」(限上成園、整面操化、南水貯留など)を観大限に活用 ・再生可能エスチルギーの活用 ・循環システムを構築し、施設別の乗業物やフードロスの削減対策などを実施 ・総の過渡期の回動性向トにする毎4名ManSS・ステムの構築

- 都心臨海部の回遊性向上にも寄与するMaaSシステムの構築 横浜の生物多様性向上と横浜ブルーカーボン事業への貢献



■危機管理·災害対策

- ・津波・高潮対象として歩行者専用スペースを主に2階以上に配慮、浸水対策を整識し重要決議を高潮的に配慮、 地面実施に優元和間かステムや免費ンステムの導入
 ・台級等の退水率リスパン3対応ルジ建設物の全体計画
 ・金銀の地水率リスパン3対応ルジ建設物の全体計画
 ・電力供給が完全に該給した場合に備えた。重要な施設向けの非常用充電設備・大型の大開光を電設備・日かお収り電力供給が多さから、再生可能エネル・
 ・大型の大開光を電設備等。日かな限り電力供給策を多様化するため、再生可能エネル・
 ・大型の大開光を整備を開入
 ・事業提供計画を製造動がお計画の第2。計画に基大研修や別様の実施
 ・行政機関、顕彰、自治会、交通事業者等と協調に対応策の構築・
 ・非常用放送でナラシリナイター、たよる発災動の情報発信
 ・値でも連繋が可能で、高齢者や子供でも移動がしやすいプリアリーアクセスの整備
 ・機能者や足止めるれた来訪者へ支給する災害用キット(ブランケット、懐中電灯、応急処置
 用田悪急、乾燥食品、非常用トイル、水寒会含3)の貯蔵
 ・周辺地域の標を短離を ・津波・高潮対策として歩行者専用スペースを主に2階以上に配置、浸水対策を意識し重

3 設置運営事業等に関する事項等

■周辺地域との連携・貢献

- ■周辺地域との連携・資献 関存施設やイベントなどの連携を強化 ・まち中にある資源と横浜にの機能を結びつけることで、まち全体がリソートのような一体感の ある観光地となることを目指す ・地元で行われているイベントに協賛することでまちの活性化に寄与 ・地域の多様な世代(ファミリーやシニア開等)に親しみを感じてもらえるイベントを開催 ・地域で愛されるお店、情しまれつつ間店したお店のIR区域内への出店障壁を下げ、横浜の 乗りたは際は同じない参加

■雇用確保、人材育成、食材・物品等市内調達、市民広報等の方針・計画

- ・女性、高齢者、障害者を含む地元を中心とする日本人従業員の雇用 ・地域の教育機関と連携し、若者及び地域人材を木スピタティの高い人材に育成し、IR だけてなく地域社会へ輩出することを目指す ・外国人従業員は、「日本のアッパサチ」となるべ日本語と日本文化の集中研修を受講 ・柔軟な就労形態と職務変更の提供

- 等がなからからでは、 ・機能・守い、電域環境の形成 ・物品、サービス、食材、飲料を可能な限り地元から調達 ・地元金業ヤラントのプロモーション ・最新技術の実証実験の場として I Rを活用することによる商品・サービス開発や市場開拓

- 交通対策
 ・ 参車が無の交通計画、自転車専用レーンの整備
 ・ 水際沿いの賑わいを引き込むプロムナードや、緑と憩いのプロムナードの整備
 ・ は山下公園がら山下高級軍で一体がに連続するイーナンスペースの整備
 ・ パスやタウシー等での来訪を想定いた空通ターナルの整備
 ・ 多様を資通アヤセスに対応できるペリポートやシーパス等の水上交通の受入施設や C I Q ルニナー電水機 ・多様なジ通アウセスに対応できる小ボートやシーバス等の水上交通の受入施設やCIQ ケーミナル等の整備 ・MaaSシステムを活用して収集したビッグテータを活用、IR区域における交通特性を分析し、 適切なご通誘導策を実施 ・所予選者シストンドワーナル上ビリティの導入 ・「服新の交通システム」の導入を目指し、回遊性、送客性の向上を図る





事業者から提案された情報の概要

4 IR実現による効果

■観光の振興

インバウンドを含む I Rへの訪問者数

2,100万人~3,900万人/年 (国内観光客割合:67~80%)

IR区域内での消費額

4,900億円~6,900億円/年

■地域経済の振興

経済波及効果(間接効果含む)※

建設時:1兆1,000億円~1兆6,000億円 運営時:7,400億円~9,700億円/年

《参考》MM21地区建設投資額:約2兆625億円(昭和58年~平成28年)

雇用創出効果(間接効果含む)※ 運営時:91,000人~119,000人/年

■財政改善への貢献

地方自治体への増収効果 ※

860億円~1,000億円/年

(納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税)

«参考» 令和元年度 法人市民税:586億円

項目	内容	使途	根拠条文
納付金	GGR(カジノ行為粗収益)30%	公益目的	I R整備法
	(国庫納付金15%、認定都道府県等納付金15%)	として使用	第192、193条
入場料	日本人等の入場者に対し、1日 (24時間) 単位で徴収	公益目的	I R整備法
	6,000円 (国と認定都道府県等で各3,000円)	として使用	第176、177条

《参考》海外事例

施設名	年間延訪問客数
マリーナ・ベイ・サンズ	約4,500万人
リゾート・ワールド・セントーサ	約2,000万人
ギャラクシー・マカオ	約2,000万人

※出典:特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び事業者より提供

- ■効果(数値)については、事業者から提供された情報です。 ※印の数値については、それらの情報を基に、委託先の監査法人が整
- 理・確認したものです。 ■なお、これらの数値は、新型コロナウィルス感染症の影響を受ける前の数 値となっています。今後、追加で実施するRFCで影響を確認の上、区 域整備計画を作成するまでに明確化します。

____ 横浜に拡がるIRの効果

関内・関外、MM21地区、 横浜駅など 横浜駅など 横浜駅など

① 質の高いサービスを 提供する人材の育成・輩出 ②外国人材の誘致 ③市内居住

観光、サービス 産業機会の増加 大型のアフターコンベンショ

総合的な 依存症への対策 薬物、アルコールに加え、 インターネット、ゲームなど

税の種類	対象 (例示)	
固定資産税	土地・家屋・償却資産(事業のために用いている構築物・機械等)	
都市計画税	都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋	
法人市民税	市内に事務所や事業所がある法人	

事業者から提案された情報の概要

5 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光実現のための施策及び措置 (MICE誘致施策及び措置、周辺地域及び全国観光地と連携した観光施策及び措置)

- I Rの来訪者が再訪したくなるような魅力的な施設デザイン、個々の来訪者のニーズを汲み取った洗練されたサービス・ユニバーサルデザイン及び多文化共生を考慮した快適性を追求
 多言書語対応、宗教や文化に配慮したサービスの提供
 市内製化及び地域の魅力の紹介
 空港や開辺駅にアクセスできる移動サービスの提供

6 有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置 (アンダーラインは法定事項)

■ギャンブル等依存症の増加への対策

- ■・ギャンブル等依存症の増加への対策
 ・ (イナンバートードで間を延えった)等による人場制限
 ・ 自己制御・策族制限プログラム・排除命令プログラムの導入
 ・ グーシンプログにおける公社が設備の論止
 ・ 担付対象表の限定。 貸付上限税の設定
 ・ プルイ的間、賭け金等・ゲーシング調情の追跡
 ・ 送業員との別継・労育活動
 ・ 市屋への啓蒙・労育活動
 ・ 市屋への啓蒙・労育活動
 ・ 木存在日限第2日の設備、力ケンペリングサービス
 ・ 自助ガルーブ等の紹介・連携
 ・ ギャンブル等依存症対策に係る資金的支援
 ・ データへこえを活用、
 ・ 場方な地域での総合的な依存症対策に取り組むネットワークの
 ・ 観察となど
 ・ 横察 など
 ・ 横察 など

- ■治安対策
 先進技術を活用した機械警備
 発偏自の雇用・組織化・24時間体制での配置
 減内偏辺に含めた警備員の配置、監視カメラの設置
 犯罪情報の収集と活用

- ・行政・警察・地域への連携 ・元町・中華往駅等の主要駅からのアクセス動線上への警備員の配置 ・会場周辺や周辺商店街を含むIR区域外での清掃活動の実施 など

■マネー・ローンダリング対策

■青少年への悪影響への対策

- ステム等による入場防止
- ■日少年への悪影響への対策 ・マイナンバーカードや開設を証うステム等に ・ギャンブルに関する広告制限 ・従業員に対する教育・研修 ・役間巡回や習備員の配置 ・行政及び地域コミュニティとの連携 など

■反社会的勢力の排除対策



カジノ施設への入 退場者の管理が可 能な入退場ゲート



限 ● カジノライセンス取得のための背面調査及びカジノライセンス 取得後の定期的な審査

ギャンブル等依存症対策基本法

国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進 するごとにより、国民の健全な生活を確保し、安心して暮らす ことのできる社会を実現することを目的に、平成3の年にチャンブル等依存症対策基本法を制定し、以下の10の施策を定め

横浜市、国、神奈川県、I R事業者、関係機関、民間 団体等が相互に連携・協力し、国の定める規制や施策に 基づき、懸念事項対策に取り組みます。

日本型IRにおける懸念事項対策のための規制 具体的な懸念事項対策。 |国内のIR施設は上限3つに設定、カジノ行為を行う区域の血積はIR施設全体の床血積の3%以内

◆20歳未満の者等への広告及び勧誘の規制◆日本人等への7日間で3回迄、28日間で10回迄の入場

・日本人等・307日間 くり出版、80日間 くり出版の人物 制限 ・マイナンバーカード等による本人、年齢確認 ・日本人等・の24時間毎に6,000円の入場料 ・カラノかへのATMの設置所は ・カラノかへの不可能や判断の支援に関する体制整備 ・本人の中告、本人以外の家族が中告することによる入場初

事業者から提案された情報の概要

■関連産業に関する情報

※提案事業者が公表を希望する内容のみ掲載 ※提案事業者15者のうち、10者については事業者名、情報ともに公表を希望しませんでした。

提案事業者	業種等	関連産業	主な提案内容	
一般社団法人日本ゲーミング協会	カジノの調査・研究	クロス・マーケティング	カシノで顧客に提供されるコンプボイ ントの施設外利用	
株式会社エス・ビー・ネットワーク	サービス業	31	非公表	
株式会社響尤(きょうゆう)	娯楽業	日本活術由来の自社開発競技によるスポーツペッティング及び関連エコシステムを運用するeスポーツ産業	依存症対策、治安悪化対策、マ ネーロングリング対策、IRのファイ ナンス	
綜合豐備保障株式会社横浜支社	警備業	非公表		
富士通株式会社	情報サービス業	非公表		

(掲載は50音順)

イ「横浜IR(統合型リゾート)の方向性」の策定【令和2年8月】

令和2年3月、これまでの検討等を踏まえ、横浜IRの基本コンセプトや、コンセ プト実現のための方向性をまとめた「横浜 I R (統合型リゾート) の方向性 (素案)」 を公表しました。その後、公表した素案に対して、1か月間のパブリックコメントを 通じていただいた意見等を踏まえ、39か所を修正の上、8月に「横浜 I Rの方向性」 として策定しました。

「横浜ІRの方向性」では、「横浜イノベーションІR『横浜を世界から選ばれる デスティネーション(目的地)へ』」を基本コンセプトとして、横浜イノベーション IRを実現するため、①世界最高水準のIRを実現、②都心臨海部との融合、③オー ル横浜で観光・経済にイノベーションを、④安全・安心対策の横浜モデルの構築、の 4つの方向性を定めました。

また、IR導入により生じる賑わいの創出、横浜の観光・経済振興などのIR実現 の効果、懸念事項対策、地域の理解促進・合意形成に向けた取組についても「横浜I Rの方向性」の中で示しました。

ウ (仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト募集(RFC)の追加実施 【令和2年 10 月~12 月】

令和2年2月以降の国内での新型コロナウイルス感染症の拡大や贈収賄疑惑による元IR担当副大臣の逮捕・起訴を踏まえ、感染症等への対策やIR事業者のコンプライアンスの確保等について事業者から提案を受けるため、これまで「①日本型IRの実現に関すること」、「②開発事業に関すること」について、コンセプト提案をしていただいた事業者に対し、RFCを追加で実施しました。

<追加で提案を求めた主な事項>

- IR事業者のコンプライアンスの確保
- ・国や地方自治体の職員とIR事業者との接触ルールの考え方
- ・都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実への連携協力
- ・ I R 区域・ I R 施設の安全性の確保
- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症等への対策(施設計画、運営計画等)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響(事業計画、施設計画、運営計画、経済的社会 的効果等)

提案募集項目①に5者、提案募集項目②に3者から提案がありました。

その後、市は、提案された内容等について、提案者と対話を行い、令和3年1月に 提案概要についてホームページで公表しました。

【図表 18】追加RFC提案概要

(仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR) 設置運営事業に係る追加コンセプト募集(追加RFC)の提案概要

- 1 追加RFCの実施概要 .
 - ■事業の名称

(仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設設置運営事業

■実施期間

令和2年10月~12月

■追加で提案を求める主な事項

- IR事業者のコンプライアンスの確保
- ・国や地方自治体の職員とIR事業者との接触ルールの考え方
- ・都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実への連携協力
- · I R 区域・I R 施設の安全性の確保
- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症等への対策 (施設計画、運営計画等)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響(事業計画、施設計画、運営計画、経済的社会的効果等)

■提案募集項目・提案事業者数・協力事業者名(掲載は50音順)

①日本型IRの実現に関すること 提案者5者

- ・ギャラクシーエンターテインメントジャパン株式会社
- ・ゲンティン・シンガポール・リミテッド
- · SHOTOKU 株式会社
- ・セガサミーホールディングス株式会社
- ・メルコリゾーツ&エンターテインメントリミテッド
- ②開発事業に関すること 提案者3者
 - ・株式会社 山本理顕設計工場 ※その他2者については、事業者名の公表を希望しませんでした。

2 事業者から提案された情報の概要

- (1) I R事業者のコンプライアンスの確保
 - ・「コンプライアンス計画」の策定、推進体制
 - 経営トップからCSR経営とコンプライアンス経営について全社員に発信、コンプライアンス意識と風土を醸成
 - ・「グループコンプライアンス・リスク連絡会議」を開催、社内体制構築を図る
 - ・全役職員を対象とした研修、啓蒙活動の実施

- ・「コンプライアンスブック」を社員に配布。コンプライアンステストやグループ全社員を対象 とした新入社員/階層別研修等を実施
- · 内部監査、内部通報制度
- ・社内監査部門による汚職防止の監査
- ・コンプライアンス研修を通じて、事業体側の特定の個人宛ての不適切な金銭の受領の防止に 努める
- ・支払いは、基本的に銀行振込。現金出金も領収書提出を義務付け
- ・多種多様な現場環境レベルにおける、反社会的勢力との接触可能性が疑われる個別具体的な シチュエーションで適切な対応がとれるよう、Q&A配布
- (2) 国や地方自治体の職員と I R事業者との接触ルールの考え方
 - ・国や地方自治体との接触ルールを定めるとともに、従業員教育を徹底
 - ・国や自治体等が、IR事業者と国や自治体等との接触ルールを明確にすることで、既存の汚職防止をさらに強化する方針を支持
 - ・追加的なルールとして以下を想定
 - ・国や自治体等が各国カジノを訪問する際の行動規定
 - ・国や自治体等とIR事業候補者が実施する打合せの場所、頻度、参加者のガイドライン
 - ・国や自治体等とIR事業候補者の公式/非公式な接触の公開に関するルール
- (3) 都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実への連携協力
 - ・ギャンブル依存症対策に特化した官民連携の専門機関を設置
 - ・ゲーム実績の統計データ等、日本のギャンブル等依存症対策・研究の一助となるよう、プロ セスデータ等の情報連携も推進
- (4) I R区域・I R施設の安全性の確保
 - ・カジノによる悪影響から青少年を保護する施策の実施
 - ・警備員、監視カメラ、ドローンを用いた警備。 I R 区域内外の清掃活動、パトロールなど
 - ・スマートシティの推進により、感染症対策や災害等の被害の拡大を防ぐ、安心・安全なまちづくりを実現
 - ・マネー・ローンダリング組織、テロリスト、テロ資金提供者に利用されないようにするため、業界のベスト・ブラクティスを基に従業員トレーニングプログラムを作成し当局に提供
- (5) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症等への対策 (施設計画、運営計画等)
 - ・「日本型IR版 感染症対策ロードマップ」の作成
 - ・非常事態時における連携体制・対応方法などについて平常時から民間と行政での事前協議を 実施
 - ・行政の要請に24時間対応できる体制の構築・遂行
 - 情報発信のためのシステムの事前構築、顧客・従業員・マスコミに対する適切かつ迅速な情報発信
 - ・訪問客及び従業員の安全に対する I R全体の包括的なソーシャルディスタンス方針の設定

- ・施設利用者の要望に応じてフェイスマスク、消毒用品を提供
- ・施設全体の消毒、すべての入口で検温を実施、 エレベーターとトイレを 1 時間ごとに消毒
- ・全てのゲーミングテーブル、ゲーミング機器、飲食店に飛沫拡散防止用シート
- ・カジノ敷地全体、触れる頻度の高い場所や共用部への抗菌コーティング等
- ・ブレーヤーから回収した全てのチップの消毒
- ・プレーイングカードの破棄(使用後ごとに)
- ・自動体温測定・追跡(会場内の主要ポイントで、参加者をスクリーニング)、高機能な換気・ 空気清浄システム(空調システムの導入)
- ・ICTやAI等の技術を用いた感染者や来街者の行動把握等について検討
- ・国、自治体等の指導に従うとともに、近隣類似施設の状況にも鑑みて休業等の判断を行う
- ・ I R施設(各施設、パブリックスペース)のデザイン及び環境の評価と再構築
- ・非接触型サービスや業務効率化を目的とした技術革新の適用
- ・感染症発生時の3密の回避対策、消毒や換気といった人による環境整備だけでなく、IoTや ロボティクスなど先進技術を活用した省人化対策も行いながら、クラスター発生を防ぐ
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響 (事業計画、施設計画、運営計画、経済的社会的効果等)
 - ・2025 年には状況が戻るという民間事業者の予測をふまえ、IR開業が 2025 年以降であることを見据えて、大幅に投資の規模を減額することは想定していない。
 - ・将来的に状況が改善することや、ハードの整備、人材教育等に時間を要することをふまえ、 今から将来への投資として、海外のIR施設の拡張計画を進めている。
 - ・コロナ影響等を踏まえ、施設規模の見直しに伴う建物・設備費を圧縮
 - ・施設規模は、主に宿泊施設、エンターテイメント施設などについて、投資額の抑制に伴った 見直しを検討中だが、見直しの基本的な考え方は「質を落とさず、スケールを抑制する方針」 で検討

※経済的社会的効果(数値)について

経済的社会的効果 (数値) については、新型コロナウイルス感染症による影響等の社会情勢 を見極めながら、区域整備計画作成までに明確化します。

エ 実施方針の策定

I R整備法第六条の規定に基づき策定する実施方針について、市は、令和2年第4回市会定例会建築・都市整備・道路委員会へ説明、また、設置運営事業予定者の選定等を目的として設置した「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会」(附属機関)での審議を行いました。さらに、横浜イノベーション I R協議会での協議、神奈川県及び神奈川県公安委員会の同意等、I R整備法に基づく手続きを実施するとともに、横浜市経営会議へ付議、方針決裁を行い、令和3年1月に公表しました。

<実施方針策定の経過>

令和2年 3月3日 横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例 の制定

3月12日 令和2年第1回市会定例会建築・都市整備・道路委員会で実施方針(案)の骨子について報告

11月17日 第1回横浜イノベーションIR協議会開催 メンバー 横浜市長 (議長)、神奈川県知事 神奈川県公安委員会、横浜市町内会連合会会長 横浜商工会議所会頭、横浜市立大学学長

11月27日 市長説明(実施方針の策定・公表について)

11月30日 第1回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会で、実施方針(案)について説明し、実施方針の事業者の募集及び選定に関する事項について諮問

12月2日 横浜市経営会議に付議

12月11日・ 令和2年第4回市会定例会建築・都市整備・道路委員会で実

14日 施方針(案)について報告

12月14日 第2回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会で実施方針(案)について説明

12月21日 第2回横浜イノベーションIR協議会で実施方針(案)について協議

令和3年 1月12日 神奈川県から実施する施策及び措置に係る同意

1月13日 横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会から、 実施方針の民間事業者の募集及び選定に関する事項につい ての答申を受領

1月14日 横浜市経営会議に付議

1月20日 神奈川県公安委員会から実施する施策及び措置に係る同意

1月21日 方針決裁

1月21日 実施方針公表(事業予定者の公募開始)

オ 横浜特定複合観光施設設置運営事業予定者の公募の開始(RFP)【令和3年1月~】

市は、令和3年1月21日に横浜特定複合観光施設設置運営事業募集要項などを公表し、設置運営事業予定者の公募を開始しました。

その後、令和3年6月11日に2つのグループから提案がありました。令和3年7月から8月にかけて市庁舎2階の展示スペースやプレゼンテーションスペースで開催した「横浜イノベーションIR企画展示」では、パネル展示や模型等により、事業者の提案内容を紹介しました。

【図表 19】公募スケジュール

時期	内容
令和3年1月21日	募集要項の公表
令和3年1月21日~1月28日	募集要項に関する質問受付期間
令和3年2月4日、2月12日	募集要項に関する質問への回答
令和3年2月5日~5月17日	資格審査書類の受付期間
令和3年2月15日~5月31日	参加資格審査の結果通知期間
令和3年3~4月	競争的対話の実施期間
令和3年6月1日~6月11日	提案審査書類の受付期間
令和3年夏頃	設置運営事業予定者の選定

カ 横浜特定複合観光施設設置運営事業予定者の公募の中止【令和3年9月】

提案書の提出を受け、市は、事業予定者の選定に向け、審査を進めていましたが、 8月22日の横浜市長選挙で新市長が当選し、9月10日の令和3年第3回市会定例会 の所信表明において、市長がIR誘致の撤回を表明したことから、9月30日に附属 機関に諮問していた事業者の選定に係る諮問の取り下げを行う等、公募の中止手続き を行いました。

(5) 市会での議論等

ア 市会での議論【平成12年~平成25年】

(ア) 本会議等でのカジノ・IRの議論

平成11年の東京都のカジノ導入の動きをきっかけとして、平成12年以降、各地域の自治体や経済・観光団体等もカジノ導入に向けた研究・提言活動に取り組み始め、全国に広がりました。

市会でも、平成12年から、市における地域経済の活性化に資するカジノ施設の設置に向けた検討についての議論がありました。

【図表 20】市会での質疑等【平成 12 年~平成 25 年】(横浜市会会議録から本会議、予算特別委員会、決算特別委員会での I Rの制度や趣旨等に直接関わると思われるものを抜粋)

. , , , .	《第1回定》	例会》 における主な質疑等 御承知のとおり、世界有数のコンベンション都市ラスベガス は、会議施設が完備しているだけではなく、飲食やカジノなど アフターコンベンションが充実しております。一方で、大さん橋 に大型客船を誘致しても、船客はバスで箱根や東京へ出か
		御承知のとおり、世界有数のコンベンション都市ラスベガスは、会議施設が完備しているだけではなく、飲食やカジノなどアフターコンベンションが充実しております。一方で、大さん橋
	発言	は、会議施設が完備しているだけではなく、飲食やカジノなどアフターコンベンションが充実しております。一方で、大さん橋
	発言	は、会議施設が完備しているだけではなく、飲食やカジノなどアフターコンベンションが充実しております。一方で、大さん橋
		アフターコンベンションが充実しております。一方で、大さん橋
		に大型客船を誘致しても、船客はバスで箱根や東京へ出か
		け、パシフィコ横浜を訪れる国際会議の参加者は言葉の問題
		もあって野毛を訪れることもなかなか難しい実態があります。
		私は、横浜がコンベンション都市として世界にセールスしようと
		するとき、アフターコンベンションを充実するとともに案内シス
		テムを整備し横浜の魅力をアピールすることが必要ではない
		かと考えます。横浜滞在が楽しい思い出になってこそコンベン
		ションは成功し、再度横浜を訪ねる契機になると思うのであり
		ます。ぜひとも、ワールドカップを契機に官民一体となり、野毛
		や中華街など横浜の魅力的な資源を生かし、アフターコンベ
		ンションの充実に向けた取り組みを進めていただくよう要望し
		ておきます。

平成 14 年

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

問

横浜の特色を生かした交流としては観光コンベンションも大変 重要な柱だと考えます。そこで次に、世界的な観光コンベン ションの中核施設であり、我が国でも集客施設として注目され つつあるカジノについて伺います。

カジノは観光の目玉となり、地域の経済の活性化に大きく貢献することが期待できるものですが、今回の構造改革特区の提案では本市はカジノについての提案を行わなかったと聞いています。そこで、今回本市がカジノを提案しなかった理由は何か、何います。

答

今回の構造改革特区における規制緩和でございますけれども、外交、防衛など国の主権に関するもの、条約に基づく国の 義務の履行を妨げるもの、あるいは刑法に関するもの、こうい うものは当然除かれるものとされておりましたので、刑法に抵 触いたしますカジノについては、今回は構造改革特区の提案 に当たっては検討の対象としなかったということでございます。

発言

このカジノについては東京都が大変に熱心であり、きょうの新聞にも報道されていましたけれども、きのうも都庁を開放して疑似体験のイベントを行っており、都知事が率先してPRを行っています。また、賛同する地方自治体とともに国に働きかけて実現化を図ろうとしていると聞いています。カジノに関しては風紀を乱すなどの心配もあるようですが、パスポートによるチェックなどITを駆使することでセキュリティーを高めることができます。地域経済の長期低迷の中で、横浜に国内外から人、資金、情報が集まる仕掛けとして大変有効な施設であると考えます。

先ほど質問の中に本市の財政は瀕死の状態という表現もございましたけれども、またラスベガスの例を見てもわかるように、雇用の増大や税収の増加など地域経済への影響も大変大きいことから、カジノの整備は地域の活性化には大変有効な手段ではないかと考えます。けさの毎日新聞ですけれども、都の試算では年間335万人の入場者で最大910億円の収益と1万4,000人弱の雇用を誘発すると試算している、こんな記事が載っております。そこで、地域経済の活性化に資するカジノの実現について引き続き検討していただきたいと要望して、ここは終わりたいと思います。

平成 16 年

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

問

それでは、現在東京都はじめ幾つかの自治体でカジノ構想の 検討が進められています。神奈川県でも県、川崎、横浜及び 経済団体をメンバーとする京浜臨海部再生会議においてカジ ノ構想の検討を行っていると聞いています。カジノといえばラ スベガスということですけれども、ラスベガス全体が家族向け の非常に楽しく健全なテーマパークとなっていると聞いており ます。本市においても、このようなアミューズメント機能を重視 した健全なカジノを導入することによって、税収の増加だけで なく都市の活性化や観光客、さらには宿泊客の増加を図るこ とも可能になります。ナショナルアートパークにおいても例え ば大さん橋ホールをカジノに活用するなど、いろいろなアイデ アが考えられると思います。

そこで、カジノ構想について現在どのような検討が行われているのか、また、今後ナショナルアートパーク構想の中で検討を進める考えはないか、伺います。

答

カジノにつきましては、15 年度時点でさまざまなところでいろいろな研究を行っております。県、川崎市などと共同で行っている京浜臨海部再生会議では、京浜臨海部に本市の都心臨海部を加えたエリアを対象にしまして、中期的な取り組みとしてカジノを含めたアミューズメント機能の検討を行っております。カジノの実施に当たりましては法制度上のいろいろな課題がございますので、中期的な取り組みになると思います。アミューズメント機能は、集客や観光の観点から非常に重要な機能でございますので、ナショナルアートパーク構想の中でも幅広く検討していきたいと思っております。

平成 20 年

《第1回定例会》

○本会議等における主な質疑等

問

横浜への海外からの誘客を考えたときに、横浜の魅力をアップさせていくことが非常に重要なことだと思いますが、近年アジア、特にマカオやシンガポールでカジノを含めた複合的なエンターテインメント施設が脚光を浴びております。近代的なカジノは単なるかけの施設ということではなくて、飲食やショッピング、アトラクションといった多様なアミューズメントパークのような様相を呈しているわけですが、ホテルやコンベンション施設ということも相まって、ビジネス客も含めた多くの集客を望まれる複合施設となっております。

このような社会的な状況も踏まえて、我が国でもカジノ導入に向けた立法措置を図る動きが国会で活発になっているところであります。さらに本年1月には、横浜商工会議所でも横浜複合エンターテインメント施設研究会が開催されて、カジノ導入の可能性や問題点、社会的、経済的影響についての調査検討を行っていくということですが、本市から都市経営局長が委員として参加されていると伺っております。

横浜商工会議所の研究会にどのような考え方で参加している のか伺います。

答

今回、横浜商工会議所において研究会が設置され、カジノを 含めた複合的エンターテインメント施設について、県やあるい は本市も含めて民間と行政がともに勉強会を重ねながら検討 を進めていこうという要請がございました。そういう意味で、本 市としても今後の都市づくりという点から大いに議論する課題 の一つであるという考えから参加しているものであります。

問

刑法における賭博罪に当たるカジノの導入には犯罪の増加 や青少年に与える影響など根強い懸念もあるところでござい ますが、さまざまな社会的な影響も含めて研究をしていくとい うことであろうかと思います。

私は、カジノの社会的影響を考慮すると、市街地から少し離れたところ、一番いいのは例えば船舶のような限られたスペースで行うほうがいいのではないかと思うのですけれども、かつて港湾都市横浜ならではの特区申請もそのようなことで考えられるのではないかと考えた時期もございます。カジノについては特区の対象にならないという国の見解が出されておりますので、現在は特別法制定の方向に進んでいるということであり

ますけれども、外洋クルーズカジノについては、施行者のあり 方や管理、監視の仕組みを工夫するなどの必要があり、今後 の検討課題となっております。

船舶上での実施が可能になってほしいと思うところでありますけれども、船舶上でのカジノの実施が図られれば港横浜の活性化にも資すると考えられますが、見解をお伺いしたいと思います。

答

そういう御提案につきましては、大型客船が寄港する港湾都 市横浜としてのメリットも感じるところでございますが、いずれ にしても、横浜にはどのような複合エンターテインメント施設が ふさわしいか、またどのような導入が可能なのかについて、国 会での法制化の議論も踏まえまして、横浜商工会議所ととも にさまざまな角度から研究を重ねていきたいと思っておりま す。

発言

これまで海外からの観光客誘致、そしてカジノについて質問してまいりましたけれども、横浜市では来年、2009年、開港150周年の記念の年に観光入り込み客数を5,000万人にすることを目標としているところであります。海外、そして国内からも多くの観光客を呼び込む必要があると思います。2009年の開港150周年に続き、2010年には羽田空港が再国際化され、東アジア地域から横浜への利便性がますます高まることになろうかと思います。この2つは、横浜にとってはさらなる発展のための絶好のチャンスであると思います。

横浜では、開港 150 周年に向けた記念事業や企画でJRデスティネーションキャンペーンを取り込むなど、羽田国際化に向けては東アジアを重点的にさまざまな取り組みを進めているところであります。これらも観光コンベンションなど誘客につながるさまざまな施策を通じ、国内外での横浜の知名度をさらにアップさせ、横浜への来訪者をふやしていくことが必要であると思います。

《第2回定例会》

○本会議等における主な質疑等

発言

私は、現在1割程度にとどまっている宿泊客を増加させること、日本のみならず世界中から観光客を引きつけるため新たな魅力づくりが必要であると考えます。静岡県小山町は富士スピードウェイにF1を誘致し、これを核とした海外からの誘客に力を入れています。また、マカオやシンガポールではカジノを含めた複合的なエンターテインメント施設が脚光を浴びており、我が国においてもカジノ法制化の議論が進められています。本市でも、横浜商工会議所において研究会が開催され、横浜にふさわしい複合的なエンターテインメント施設のあり方について検討されていると伺っています。今後は国内外での知名度を向上させ、横浜への来訪者増加のみならず、滞在時間の延長につながるよう魅力づくりに取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

平成 22 年

《第1回定例会》

○本会議等における主な質疑等

発言

去る2月16日、林市長が本会議におきまして行われた施政方 針演説の中で、成長戦略を描き横浜経済の飛躍へとつなげ ていくとの御発言がありました。言うだけでなく、具体的な成長 戦略を描いて具体的な施策を実施すべきです。新市庁舎を 含めた関内関外地区活性化推進計画やエキサイトよこはま22 などの施策を着実に推進することはもちろん、現在私が委員 長を務める都心部活性化特別委員会でも議論が出ている市 街地エコカーレースやカジノなどの新しい企画も大いに検討 していく必要があります。

問

先だって私はこの新聞を見て怒りを感じたのですが、カジノ解禁、新たに研究会。そして、神奈川県知事が和歌山、沖縄両県と研究会を立ち上げる、カジノ解禁のためにですね。そして、その候補地として川崎、横浜を知事が記者会見で挙げております。議会の発言、また記者会見の発言というのは、大変私は重いものであり、重要だと思います。

そこで、こういったこの制度に対するものに対して、特に今回

のこのカジノについて、事前に横浜市に相談があったのかどうか、打診があったのかどうか。また、それに対して市はどういう対応をとられたのか。もしそうでなければ、この委員会において横浜市としての公式見解を私は述べるべきだと思いますが、このカジノの問題についていかがでしょうか。

答 本年2月 16 日に県が発表した研究会の設置の件でございますが、事前に本市のほうに相談はございませんでした。県に問い合わせをしましたところ、今後カジノの実現に積極的な自治体や民間団体等と研究等を行っていきたいとのことでございます。詳細な内容については、まだ決定されていないということでございます。カジノにつきましてはさまざまな課題もござ

いますので、今後国等の動向に注視してまいりますが、県の

研究会の動向にも留意してまいりたいと考えております。

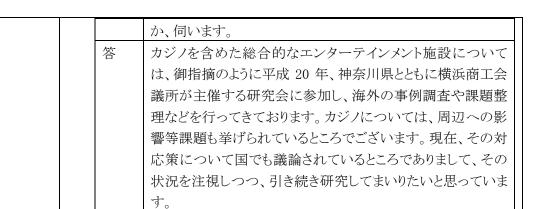
平成23年 《第1回定例会》

問

○本会議等における主な質疑等

都心部の活性化に当たっては、何か横浜の目玉になるような 新たな集客の資源の創造が必要ではないかと考えておりま す。当時の特別委員会でも提案がありましたけれども、例えば カジノとか、エコカーレース、こうしたところもかなりインパクトは 強いわけでございまして、世界的に横浜をアピールすることが できる内容ではないかなと思います。特にカジノは、国におい ても昨年4月に超党派の74名の国会議員でつくられておりま す国際観光産業振興議員連盟が設立されております。7月に は議員連盟会長のカジノ法試案が公表されています。神奈川 県においても、平成 21 年 10 月にカジノエンターテインメント に関する県民意識調査が行われております。約1,000件の回 答があったということでございますが、カジノエンターテインメ ントを日本に導入することについて、賛成が10.1%、条件が整 えば賛成が34.5%、合わせますと44.6%、一方反対が34.2% ということで、賛成が反対を上回っております。先般の県議会 の中でも、県知事のほうからはカジノの法制化を国に働きかけ ることや、カジノ施設を県内に設置した場合の課題や導入効 果などについて、市町村や経済団体とも意見交換をし、さらに 検討を進めるという答弁があったということでございます。 そこで、カジノについては、神奈川県など誘致に積極的な発

そこで、カジノについては、神奈川県など誘致に積極的な発言をしている自治体が多い中、横浜はちょっと出おくれているような感じがしますけれども、今後どのように取り組んでいくの



発言 カジノは確かにマイナスのイメージがあります。これについては、国のほうも、産業界の皆さんで何かNPOを立ち上げるような動きもあったり、いわゆる依存性の問題については、研究を今相当活発に始めているということでございます。カジノの実現、あるいはエコカーレースもぜひ検討に加えていただいて、こうした誘致を契機にして、あしたの元気な横浜を創出しようという動きも今生まれております。昨年、ヨコハマ活性化推進会議というのも設立されまして、副市長も設立総会に御出席を賜ったところでございますけれども、議論がかなり本格化しております。横浜は他の都市に比べても青年会議所が主体となって行っている開港祭とか、Y151、Y152の商店街の取り組み、花火大会など、いろいろな民間主体のイベントがありますので、市民と企業の底力、潜在力は期待を持てると思っております。

《第4回定例会》

○本会議等における主な質疑等

問

私は、観光や環境、MICEに関する海外の事例を研究するた め、先月、世界有数のMICE先進国であるパリやシンガポー ルなどに視察に行ってまいりました。パリは観光都市として大 変有名でありますが、国際会議の開催件数においても世界で 常に上位に位置しているMICE都市であります。また、シンガ ポールは、ここ 10 年で飛躍的に国際会議の開催件数が増加 している注目すべき都市であります。昨年オープンした施設 であるマリーナ・ベイ・サンズを実際に拝見しますと、展示場は 約3万 2000 平米、会議場では最大1万 1000 人を収容できる 会場、敷地内には2560室のホテルがあります。また、施設内 にはカジノや美術館、飲食店、さらには約7万 4000 平米の大 型ショッピングセンターなどのアフターコンベンションの充実を 目の当たりにしました。一方、パシフィコ横浜は、展示場は2万 平米、最大 5000 人収容の会場、隣接する3ホテルを足しても 約 1700 室という状況です。また、施設の高い稼働率などによ り、毎年約4000件の問い合わせに対し、約1000件しか成立 していないと伺っており、ビジネスチャンスを逃している状況に あると聞いております。

そこで、国際MICE拠点都市を目指すに当たっての課題について伺います。

答

国際MICE拠点都市を目指すに当たっての課題についてですが、アジア各国との競争が激化している中、本市の国際的な知名度を一層向上させることや、誘致、開催支援体制を強化すること及び質の高いコンベンション施設の維持、充実が課題となっています。特に、大型の国際会議等に付随する1000人規模のレセプションに対応できる施設が市内に少ないこと、パシフィコ横浜が建築後約20年が経過し、大規模改修の時期を迎えていること、稼働率が高く、特に繁忙期は限界に近いことなど改善をする必要がございます。

平成 24 年

《第1回定例会》

○本会議等における主な質疑等

問 市長は、予算案の冒頭で、多くの人が行き交う町には必ずビ ジネスチャンスが生まれるとの認識を示しています。私も全く そのとおりだと考えております。人が集まらない町は衰退して まいります。MICEは、国内外から高度な知識や情報を持っ たいわゆるビジネスパーソンの方々が多く集まり、まさにビジ ネスチャンスが生まれる可能性が大いにあるわけです。いち 早くその点に気づいた東アジア諸国は、国を挙げて戦略的に MICE誘致に取り組んでいます。私は、観光や環境、MICE に関する海外の事例を研究するため、世界有数のMICE先 進国であるパリやシンガポールなどに視察に行った折、その 施設規模と周辺環境のすばらしさに圧倒されました。特に、シ ンガポールでは、カジノを主体とした民間企業の参入により大 型ショッピングセンターの併設など、アフターコンベンションの 充実には驚かされました。そこで、横浜は大丈夫なのかと危 機感を募らせたところであります。

そこで、東アジアのMICE都市に対する認識について伺います。

答

シンガポールや韓国では、MICE開催による経済効果に着目をいたしまして、施設の拡充、あるいは誘致の強化など、国としてMICE機能の強化に取り組んでおります。特に施設面では、パシフィコ横浜を上回る大規模なMICE施設整備によって、ここ 10 年で飛躍的に開催件数を伸ばしております。したがいまして、横浜も早急に何らかの手を打つ必要があると認識しております。

問 例えば、我が党が特別委員会で数年前より提案しております カジノであったり、民間の方々が推進している多目的ドームで あります。カジノについては、統合型リゾート推進法案が国会 に提出される目前の状況であります。沖縄や大阪は既に検討 も済み、合法化の暁にはいつでも誘致できるよう体制を整え ています。横浜は出おくれ感があるように感じますが、まずそ こで、カジノ構想に対して市としてはどう考えているのか、ま た、今後の取り組みについて伺います。

答 カジノについてでございますが、市会の都心部活性化特別委員会、それから横浜経済活性化特別委員会での御議論を拝聴しております。都心部活性化検討調査で、カジノも含めて

横浜らしいにぎわいづくりの方向性を検討しております。税収等が期待できる半面、周辺への影響等の課題も考えられますので、国等の議論を注視しつつ、引き続き研究してまいります。

《第2回定例会》

○本会議等における主な質疑等

問 昨年訪問したシンガポールでは、カジノ、コンベンション施設、ホテル、アミューズメント施設、商業施設などが複合的に集結した民設民営の統合型リゾートと言われる施設が活況を呈しておりました。昨年視察で訪れた沖縄でも、国の法整備を待ちながら、沖縄の自然を生かしたこのような統合型リゾートが具体的にかなりの部分で検討されているというようなことを聞いてまいりました。医学系など大人向けの国際会議などで選ばれる傾向の強い横浜でもこれは検討の余地があると考えますが、カジノの誘致に関する考えを伺っておきます。厳しい競争に勝ち抜くには、誘致すべきターゲットを明確に

りと練り上げた上で戦っていただきたいと思います。
カジノにつきましては、経済効果や税収効果などが大いに期待できますし、また、国際的な観光・MICE都市として活性化の重要なメニューであると考えています。一方で周辺への影響などさまざまな課題があることや法の整備も途上であることから、国をはじめ関係方面の議論を注視するとともに、引き続き議論を尽くしていきます。

し、必要なコンテンツをきちんと整え、そして誘致戦略をしっか

平成 25 年

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

発言 MICE開催は非常に公共性が高い反面、施設の収益は低く、施設単体で民間事業者が収益を見込んで整備することは 困難であり、一定の公的支援も考えなければならないと思います。MICE推進を国家戦略に掲げるシンガポールでは、民間事業者がカジノの収益でMICE施設の整備、運営を行っていると聞いております。日本において現行法ではカジノは認められておらず、いろいろな課題があると認識しております

が、一方、国においてさまざまな検討がなされているところです。 横浜市としては、国の動向を注視するとともに、幅広く情報収集し、その対応について研究するよう要望いたします。

《第4回定例会》

○本会議等における主な質疑等

問 都心臨海部の未来に向けた再整備について幾つか質問をしてまいりましたけれども、横浜の都心臨海部は、中華街や元町、山下公園、みなとみらいなど数多くの観光地に恵まれているということはもとより、横浜の港に代表される美しい水際線や今後国際線も大幅に増便されるであろう羽田空港に近接するという世界にもまれなポテンシャルを持ったすばらしい地区だと思っております。しかしながら、残念なことに、海外に出ると、世界の中で私たちの横浜の知名度は私たちが思っているほど必ずしも高くはありません。このすぐれたポテンシャルを最大限に生かして世界に名だたる都市にしていくことは私たちの心からの願いでもあります。

そこで、世界中から観光客を引きつける魅力的な都市の実現 に向けた市長の意欲について改めてお伺いいたします。

答 魅力的な都市の実現に向けた意欲ですが、世界中の多くの 方が訪れ、情報が融合し、交流の輪が広がる、そこから常に 新しい何かが生み出され、世界に発信される、私はそうした都 市を実現したいと決意しています。横浜には、コンパクトなエリ アの中に美しい水際線や豊かな緑、観光スポットのほか、市 民のホスピタリティーの高さなど、すぐれた資源にあふれてい ます。さらなる飛躍を図るためにも、最先端の環境技術や文 化、観光・MICEを充実させ、新たな交通システムによって回 遊性を強化するなど、あらゆる取り組みに挑戦してまいりま

問 昨今、国では、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるカジノ推進法をめぐる動きが活発になってきており、来年の通常国会での成立が確実視されております。私は今回の質問のために、先月末マカオに行き、カジノを含むIR、いわゆる統合型リゾートを視察し、そしてその規模の巨大さと華やかさに衝撃を受けて帰国をいたしました。マカオは、面積30平方キロメートル、人口わずか58万人の

極めて小さなエリアでありますけれども、2002年にカジノのライセンスを対外開放されて以来、現在ではラスベガスを大きく引き離して世界一のカジノ収入を得るまでになりました。

あくまでもカジノ特別行政区の観光局の発表ではありますけ れども、2012年の年間のマカオのカジノ収入は3兆 7000億 円、年間のカジノによる税収は1兆 4000 億円に上るとも発表 されております。横浜の昨年度の税収は全体で 7000 億円で すから、横浜の税収の約2倍をマカオはカジノからの収入だけ で得ていることになります。また、私の泊まったホテルは1つの ホテルだけで客室が 4000 室、向かい側のホテルは何と 6000 室のホテルでありました。ちょうど私がマカオを訪れた日は向 かい側のホテルで1万 5000 人の観客を収容してボクシングの 世界タイトルマッチが行われていましたけれども、1つのホテ ルのアリーナに横浜アリーナの 1.5 倍である1万 5000 人を収 容する極めて大きな規模のホテルがマカオには林立をしてお ります。大型のホテル、ショッピング、グルメ、イベント、そして カジノ、さまざまな施設の組み合わせによって想像以上の活 況を呈していたわけでありますけれども、税収源の大部分は カジノと聞いております。統合型のリゾートの実現に向けて は、適切な規制、監視の仕組みなど、国民の理解が得られる ような制度構築が必要ではありますけれども、雇用や集客の 増大など、地域経済を活性化し、再生する大きな効果もまた 期待をされております。将来の横浜のため、さまざまな可能性 を検討していかなければなりませんが、特にカジノを含む統合 型リゾートについて、海外の事例を見ても莫大な経済効果が 見込めるわけで、積極的に検討すべきと考えておりますけれ ども、市長のお考えをお伺いいたします。

検討に当たっては、市役所の内部だけではなく、経済界の意見を聞くなどして連携した取り組みを進めていただくようお願いをいたします。

答

カジノを含むIRの積極的な導入についてですが、世界中の 人々を引きつける魅力的な横浜を実現するためには、これま でにない大胆な手法も考える必要があります。IRについては 有望なメニューの一つとして捉え、多方面から検討してまいり ます。

(イ) 特別委員会報告書における提言等

a 都心部活性化特別委員会報告書【平成23年】

平成 21 年から 23 年までにかけて、都心部活性化特別委員会において、都心部の活性化に向け、調査・研究が行われてきました。同委員会による都心部活性化特別委員会報告書(平成 23 年 2 月)では、「羽田空港国際化を契機とした都心臨海部の活性化」に向けての提言で、「(3) 横浜の目玉となる新たな集客資源の創造」として、「民間主導で取り組みを進めている「みなとみらい地区で開催するエコカーレース」、「全国初となる特区を活用した外国人専用のカジノの導入」、「外国人のニーズに合った商品を一堂に集め、一カ所で買い物ができるショッピング施設の整備」等については、行政側としても、法的整備を含めた課題を整理した上で、ワークショップやシンポジウムなどを開催し、市民の意見を聞く機会を設け、実現の可能性を調査・研究していくべきである。」とし、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。

b 横浜経済活性化特別委員会報告書【平成 24 年】

横浜経済活性化特別委員会報告書(平成24年5月)では、平成24年1月の沖縄県への市会議員による視察の報告として、「カジノは、複合エンターテインメントの柱であり、MICEにとって不可欠な、最も稼げるコンテンツである。横浜は、カジノ・エンターテインメントに対する関心や調査研究がおくれており、他都市の情報や連携、国に対するロビー活動なども進んでいない。観光産業やMICEに関心のある業界などとの連携を進めるとともに、行政も関心を持って取り組んでいることを内外に示し、機運を盛り上げていかねばならない。」と記載され、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。

イ 市会においての情報提供・報告、質疑【平成26年~】

平成 26 年1月に市は、都心臨海部の再生・機能強化を図る手法の一つとして、IRの検討を盛り込んだ「新たな中期計画の基本的方向」を公表しました。あわせて、予算を計上し、平成 26 年度からIRに関する基礎的な調査「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」に着手しました。以降、市会では多くの質疑・審査が行われ、予算や附属機関の設置に関する条例案等の審議を含め、およそ1,000に及ぶ質疑(本会議・予算特別委員会・決算特別委員会)が行われました。

なかでも、I R誘致の表明後、I R推進費の補正予算議案が提出された令和元年第3回市会定例会では、議案関連質疑として62問、一般質問として23問、決算特別委員会における総合審査で71問、局別審査で27問、あわせて183問に及ぶ質疑が行われました。

また、令和元年8月のIR誘致表明後の、令和元年第3回市会定例会における所管

の常任委員会においては、69件の資料要求があり、委員会を3日間開催して審議が行われました。

以降、市会においては、予算議案等の審議が行われるとともに、定例会毎の常任委員会で、IRの検討状況などに関する報告を行い、多くの質疑・審査が行われてきました。

【図表 21】市会での質疑等【平成 26 年~】

年	定例会・質疑等
平成 26 年	《第1回定例会》
	○平成 26 年度予算議案(平成 26 年 3 月 25 日議決)
	・IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000万円
	○本会議等における主な質疑等
	・IRに対する姿勢、誘致する理由、整備場所、施設機能など
	・海外のIRの状況や他都市の状況
	・カジノの影響に関する懸念
	・IR導入による経済効果
	・市民や地域の合意の取り方
	・誘致のプロセス など
	○平成26年3月14日【政策・総務・財政委員会】
	議案: IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000
	万円
	《第2回定例会》
	○本会議等における主な質疑等
	・IRの基本理念の考え方
	・カジノの影響に関する懸念
	/第3回字例会》
	《第3回定例会》 ○本会議等における主な質疑等
	・IRを誘致する理由、施設内容、整備場所、事業費負担
	・他都市の検討状況
	・カジノに関する規制やカジノの影響に関する懸念 など
	- スノノに因りの外間(スノノンが音に因りの恋心 なこ
	 ○平成 26 年 9 月 10 日【政策・総務・財政委員会】
	報告:統合型リゾート(IR)の動向等について
	【主な報告内容】
	IRの概要、日本におけるIR導入検討、諸外国におけるIR導入に
	よる効果、IR導入に伴う懸念事項と諸外国における対策

《第4回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - IRに対する姿勢
 - ・民意の確認
 - ・カジノに関する規制や、カジノの影響に関する懸念 など

平成 27 年 **《第 1 回定例会》**

- ○平成27年度予算議案(平成27年3月20日議決)
 - ・IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000万円
- ○本会議等における主な質疑等
 - ・ I R導入の意義
 - ・カジノに関する規制やカジノの影響に関する懸念 など
- ○平成27年3月13日【政策・総務・財政委員会】

議案: IR (統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000 万円

《第2回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - IRに対する姿勢
 - ・カジノの影響に関する懸念 など

《第3回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - IRに対する姿勢
 - ・カジノの影響に関する懸念 など

平成 28 年

《第1回定例会》

- ○平成28年度予算議案(平成28年3月25日議決)
 - ・IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000万円
- ○本会議等における主な質疑等
 - ・ I Rの効果
 - ・他都市の動向 など
- ○平成28年3月15日【政策・総務・財政委員会】

議案: IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000 万円

《第2回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - I R の検討状況

《第4回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - ・IRに対する姿勢や、効果 など

平成 29 年

《第1回定例会》

- ○平成29年度予算議案(平成29年3月24日議決)
 - ・IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000万円
- ○本会議等における主な質疑等
 - ・カジノの影響に関する懸念
 - ・民意の反映
 - ・ I R導入による効果 (経済効果 等)
 - ・海外の事業者が運営することの懸念
 - ・国の動向や法整備の状況を踏まえた考え方 など
- ○平成29年3月15日【政策・総務・財政委員会】

議案: IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000 万円

《第3回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - ・市長選挙での公約やIRに対する姿勢
 - ・民意の反映
 - 国の動向 など

平成30年

《第1回定例会》

- ○平成30年度予算議案(平成30年3月23日議決)
 - ・IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000万円
- ○本会議等における主な質疑等
 - ・IRの検討状況や今後のスケジュール
 - ・国の法整備の状況を踏まえた考え方 など
- ○平成30年3月16日【政策・総務・財政委員会】

議案: IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000 万円

《第2回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - ・IRに対する姿勢や効果
 - ・国や他都市の動向
 - ・市民に対する情報提供 など

《第3回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - ・IRに対する姿勢や検討状況
 - ・国の動向や法整備の状況を踏まえた考え方
 - ・民意の反映 など

《第4回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - ・ I Rの検討状況
 - ・民意の反映 など

平成31年 令和元年

平成 31 年 **《第1回定例会》**

- ○平成31年度予算議案(平成31年3月19日議決)
 - ・IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000万円
- ○本会議等における主な質疑等
 - IRに対する姿勢
 - ・民意の反映
 - ・ I Rの事業費負担
 - ・ 法整備の状況を踏まえた考え方 など
- ○平成31年3月11日【政策・総務・財政委員会】

議案: IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査:1,000 万円

《第2回定例会》

○令和元年5月27日【政策・総務・財政委員会】

報告: IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)の結果について

【主な報告内容】

市においてIRを導入する・しないの判断材料のひとつとすることを目的として 実施した、「事業者への情報提供依頼」や「有識者へのヒアリング」などによる、 国が検討を進めている日本型IRの制度や、横浜におけるIRの事業性、経済的 社会的効果、想定される懸念事項とその対応策などについての調査・分析結果

《会期外》

○令和元年8月8日【政策・総務・財政委員会】

参考人招致された東洋大学国際観光学部教授佐々木一彰氏より、「IR(統合型リゾート)について」講演

《第3回定例会》

- ○令和元年度補正予算議案(令和元年9月20日議決)
 - · I R推進費: 2億6,000 万円増額
 - ・債務負担行為設定:1億4,000万円(令和2年度~3年度)
- ○本会議等における主な質疑等
 - ・IRに対する姿勢、誘致する理由、整備場所、施設の規模や機能等
 - ・市長選挙での公約やIRに対する姿勢
 - ・市民説明会の考え方や進め方
 - ・地域や地元の合意形成
 - ・カジノに関する規制や法的整理、カジノ施設の設置に伴う懸念や依存症 対策
 - ・IR導入による効果(税収、経済効果、周辺への影響)
 - ・IRに関連する事業費の負担増
 - ・IRで得られる財源の使途
 - ・事業者への賠償に対する考え方
 - ・損失補償など安定的な運営の考え方
 - ・海外事業者が運営することの懸念
 - ・MICEの誘致効果や将来性
 - 国の動向 など
- ○令和元年9月11日・13日・17日【政策・総務・財政委員会】

議案: I R推進費: 2億6,000万円増額補正、債務負担行為設定: 1億4,000万円(令和2年度~3年度)

【主な審査過程】

9月11日: 政策局から補正予算議案及び冊子「IRの実現に向けて」の 説明後、質疑。委員会から政策局に対し、69件の資料要求あ り

> さらに慎重に審査を要するため、会期内継続審査について委 員会決定

9月13日: 政策局から9月11日に要求のあった69件の資料について 説明後、質疑。質疑は9月13日をもって終了することとし、 次回委員会で各会派の意見表明後、議案の採決をすることを 決定 9月17日:補正予算議案について、各会派の意見表明後、附帯意見を付 した上で、原案可決

○令和元年10月15日【政策・総務・財政委員会】

参考人招致された静岡大学人文社会科学部教授鳥畑与一氏より、「IR(統合型リゾート)について」講演

《第4回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - ・市長選挙での公約やIRに対する姿勢
 - ・損失補償など安定的な運営の考え方
 - ・市民に対する情報発信、民意の確認や反映
 - ・ギャンブル等依存症などカジノの影響に関する懸念
 - 誘致のプロセス、スケジュール
 - ・ I R導入による効果(経済効果等) など
- ○令和元年 12 月 12 日【建築·都市整備·道路委員会】

報告:統合型リゾート(IR)の実現に向けた取組について

【主な報告内容】

これまでの経過、今後想定されるプロセス、今後の主な取組(サウンディング調査、依存症実態調査、広報関係、アドバイザリー支援、法務支援、交通アクセス対策等の検討調査や測量、土地価格の調査)、基本方針(案)の概要など

令和 2 年 **| 《第 1 回定例会》**

- ○「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の制定」議案 (令和2年2月21日議決)
- ○令和2年度予算議案(令和2年3月24日議決)
 - I R推進費:4億円
- ○本会議等における主な質疑等
 - I Rを誘致する理由、コンセプト、施設機能
 - ・市民説明会の考え方や進め方
 - ・事業者選定の考え方や進め方
 - ・ギャンブル等依存症、治安などカジノの影響に関する懸念やその対策
 - ・カジノに関する法的整理や規制
 - ・ I R導入による効果 (経済効果 等)

- ・損失補償など安定的な運営の考え方
- ・IRに関わる不正の防止に関する取組
- ・ I R誘致の意思決定の経緯
- ・IRで得られる財源の使途
- ・ I R 導入による効果 (経済効果 等) や事業費負担
- ・海外のIRやMICE施設の状況
- 誘致のプロセス、スケジュール など
- ○令和2年2月17日【建築・都市整備・道路委員会】

議案:横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の制定

報告: IR (統合型リゾート) 推進の取組について

【主な報告内容】

「横浜IR(統合型リゾート)の方向性」について、「実施方針」について、「募集要項」について、附属機関・協議会、今後の想定スケジュール

○令和2年3月12日【建築·都市整備·道路委員会】

議案: I R推進費: 4億円

報告: IR (統合型リゾート) 推進の取組について

【主な報告内容】

「実施方針」について、「募集要項」について、市会への説明スケジュール等、実施方針(案)の骨子、横浜 I R (統合型リゾート)の方向性(素案)(※令和2年2月17日建築・都市整備・道路委員会での意見等を参考に、修正したもの)

《第2回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - I R推進事業の予算執行
 - ・IRを誘致する理由や進め方
 - ・新型コロナ感染症が I R 誘致に与える影響やスケジュールの変更
 - ・市民に対する情報発信、民意の確認や反映 など

《会期外》

○令和2年6月30日【建築·都市整備·道路委員会】

報告: IR (統合型リゾート) 推進の取組について

【主な報告内容】

「横浜 I R (統合型リゾート) の方向性 (素案)」に関するパブリックコメントの取りまとめ状況、横浜 I R (統合型リゾート) の方向性 (案) (※パブリックコメントの意見などを参考に修正したもの)、「実施方針 (案)」及び「募集要項(案) 骨子」

《第3回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - I R推進事業の予算執行
 - ・国の動向を踏まえた考え方
 - ・新型コロナ感染症の影響に伴う誘致の進め方やスケジュールの変更
 - 民意の反映
 - ・ I R導入による効果 (経済効果 等)
 - ・IRに対する姿勢、誘致する理由、施設機能
 - ・市民への情報発信、市民の声の反映
 - 誘致のプロセス、スケジュール
 - I Rに関わる不正の防止に関する取組 など
- ○令和2年9月11日【建築·都市整備·道路委員会】

報告: IR (統合型リゾート) 推進の取組について

【主な報告内容】

「実施方針」及び「募集要項」、RFC(サウンディング調査)(※参加登録者数及び提案件数)、懸念事項対策シンポジウム

《第4回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - ・地域のおける合意形成の取組
 - ・市民に対する情報発信、民意の確認や反映
 - ・新型コロナ感染症の影響を踏まえたIRの施設や機能
 - ・附属機関である選定等委員会や I R 協議会の情報開示 など
- ○令和2年12月11日・14日【建築・都市整備・道路委員会】

報告: IR (統合型リゾート) 推進の取組について

【主な報告内容】

国の動向、市民の皆様への説明等の取組、市の今後のスケジュール等、 「実施方針(案)」及び「募集要項(案)の骨子」

令和3年

《第1回臨時会》

- ○「横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設 (IR) 誘致について の住民投票に関する条例の制定」議案 (令和3年1月8日否決)
- ○本会議等における主な質疑等
 - 住民投票制度
 - ・住民投票に係るコスト

- ・過去の市会における議論
- ・ I R整備法における合意形成 など
- ○令和3年1月6日・7日【政策・総務・財政委員会】

議案:横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR)誘致についての住民投票に関する条例の制定

《第1回定例会》

- ○令和2年度補正予算議案(令和3年2月19日議決)
 - · I R推進費: 5,000 万円減額補正
- ○令和3年度予算議案(令和3年3月23日議決)
 - · I R推進費: 3億6,000万円
- ○本会議等における主な質疑等
 - 事業者の選定
 - ・カジノの影響に関する懸念
 - ・区域整備計画の作成
 - ・新型コロナ感染症の影響を踏まえた誘致の見直しやIR導入による効果
 - ・損失補償など安定的な運営の考え方
 - ・市民に対する情報発信、市民の声の反映
 - · I Rのコンセプト
 - 誘致のプロセス、スケジュール
 - ・観光振興に寄与する人材登用や組織の検討
 - ・IRで得られる財源の使途 など
- ○令和3年2月15日【建築·都市整備·道路委員会】

議案: I R推進費: 5,000 万円減額補正

報告: IR (統合型リゾート) 推進の取組について

【主な報告内容】

実施方針等の公表及び事業者公募の開始、実施方針等の市民の皆様への 説明の取組、市民の皆様へのその他の説明の取組、今後の主なスケジュー ル ○令和3年3月15日【建築·都市整備·道路委員会】

議案: I R推進費: 3億6,000万円

報告: IR (統合型リゾート) 推進の取組について

【主な報告内容】

事業説明会(実施状況)、各種広報の取組(横浜イノベーション I R オンラインシンポジウム、イメージポスター展開)

《会期外》

○令和3年4月20日【建築・都市整備・道路委員会】

報告: IR (統合型リゾート) 推進の取組について

【主な報告内容】

国の動向、各種広報の取組

《第2回定例会》

- ○本会議等における主な質疑等
 - ・事業者の選定
 - ・新型コロナ感染症の影響を踏まえたIR導入による効果
 - ・損失補償など安定的な運営の考え方
 - ・区域整備計画作成の考え方や I R の進め方 など
- ○令和3年6月3日【建築·都市整備·道路委員会】

報告: IR (統合型リゾート) 推進の取組について

【主な報告内容】

事業者公募の状況、今後の主なスケジュール

《第3回定例会》

- ○所信表明(IR誘致撤回)(令和3年9月10日)
- ○本会議等における主な質疑等
 - ・誘致撤回を踏まえたIR推進事業の予算執行
 - ・山下ふ頭の今後の開発
 - ・事業の振り返り など
- ○令和3年9月22日【建築·都市整備·道路委員会】

報告: IR (統合型リゾート) について

【主な報告内容】

事業者公募手続きの中止、提案審査参加事業者との調整、横浜イノベーションIR協議会の廃止、IR推進費の不用額精査と減額補正、これまでの検討内容の引継ぎ等

《第4回定例会》

- ○令和3年度補正予算議案(令和3年12月21日議決)
 - · I R推進費:1億5,600万円の減額補正
- ○「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の廃止」議案 (令和3年12月21日議決)
- ○本会議等における主な質疑等
 - ・条例廃止の考え方
 - ・減額補正の理由
 - I R誘致の経緯検証
 - ・ I R誘致撤回の理由
- ○令和3年12月16日【建築·都市整備·道路委員会】

議案:横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の廃止、

I R推進費: 1億5,600万円減額補正

【図表 22】市会での質疑等【平成 26 年~】(ヨコハマ議会だよりから I Rに関するものを 抜粋)

年	定例	会・質	疑		
平成 26 年	《第1回定例会》				
	○本会議等における主な質疑等				
		カジノ誘致のための予算計上			
		問	市長は、大きな経済波及効果、税収効果が期待できるとしてカ		
			ジノ誘致に強い意欲を表明していますが、国会ではカジノ合		
			法化案はまだ審議入りさえしていません。カジノは、刑法が禁		
			じる賭博行為を行う賭博場です。これらを承知で I R・カジノ		
			を含む統合型リゾートの誘致のための予算を計上すること		
			は、税金の使い方として許されることではないと考えますが、		
	_		いかがですか。		
	1	答	昨年国会に提出された法律案は、国際競争力の高い魅力ある		
			滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適		
			切な国の監視と管理のもとで運営される健全なカジノ施設の		
			収益が社会に還元されることを基本理念としています。東京		
			都などは既に誘致に向けた動きを始めています。こうした動き、映まる、国内がないの話客の種類的な民間が含む吸びる		
			きも踏まえ、国内外からの誘客や積極的な民間投資を呼び込むとともに、都心臨海部の再生の起爆剤ともなり得る I R・統		
			合型リゾートという手法を検討する調査費を計上しました。		
			日生 クノー 「CV・クテムを検的する明旦真を日上しよした。		
	《第2回定例会》		· 会》		
	○本会議等における主な質疑等				
	民設・民営・私益であるIRの公益性の考え方				
		問	今年度調査費のついたIRは、その概念上カジノを含まない		
			ことはあり得ません。したがって、IRの問題はカジノを横浜		
			でやるかどうかの問題です。現在認められている競輪、競馬な		
			どの公益ギャンブルは公設・公営・公益で特別法で定められて		
			います。しかし、現在、国会の審議待ちのカジノ法案で検討さ		
			れているものは公営ギャンブルとは真逆で、民設・民営・私益		
			で運営され、そこに公益性は一かけらもありません。民設民営		
			のカジノにどのような公益性があるのですか。		
		答	法案では、「特定複合観光施設区域内の整備の推進が、観光及		
			び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する		
			ものであること」と第1条の目的に明記されています。第3条		
			の基本理念には、「地域の創意工夫及び民間の活力を生かした		

国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されること」が明記されています。こうしたことから、この法案に基づき構想されるIRは公益性があると考えています。

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

IR・統合型リゾート構想

横浜にカジノ施設ができるとなれば、国内や世界の方々が横浜に抱くイメージを決定していきます。まさに横浜のあり方に関わる重大な構想なので、カジノを含むIR構想を推し進めるべきか否かの判断に市民意見を取り入れるべきです。財政上の折り合いが付き、宿泊施設や会議・展示施設、カジノ以外のレクリエーション施設を複合的に誘致して、横浜経済の活性化を目指すならば、市民から支持されやすいのではありませんか。市民が懸念しているのは、ギャンブルとしてのカジノです。なぜカジノ施設が必要なのですか。

答 法案では、特定複合観光施設、いわゆるIRとは、「カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設」とされています。また、IRの推進は、「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われる」となっています。さらに、会議場施設やレクリエーション施設など、投資コストの回収に期間を要する施設と、利益率の高いカジノの一体化により、IRの実現が可能になると言われています。

不健全なギャンブルの定義 問 市長は過去に、健全なカジノといった答弁をされ、議会からも健全なカジノとはどのようなものかというような指摘が相当されていましたが、逆に、不健全なギャンブルとはどのようなものだと考えているのですか。 答 競馬などの公営競技や宝くじなど、法令のもとに行われているもの以外が、該当するのではないかと思います。

平成 27 年

《第1回定例会》

問

○本会議等における主な質疑等

カジノ誘致の意向

昨年行われた新聞の世論調査では、カジノ誘致反対が 6割となり、賛成の約 3割を大きく上回る結果が出ています。しかし、そうした市民意見については、法が成立していないからとして、反映する機会も示さないまま、議会の外で市長が繰り返し積極発言をすることによって、横浜にカジノ誘致という既成事実化が進んでいくという手法は問題ではないでしょうか。正面からの議論をしないまま、外堀を埋めるかのようなやり方は、議会軽視であり、市民不在であり、将来の横浜に大きな禍根を残すと思いますが、いかがですか。

統合型リゾート(IR)は、都心臨海部を機能強化していくことや、観光・MICE都市を拡充していくためにも、有効な手法の一つと考えており、現在、調査検討をしています。IR推進法の成立が前提ですが、今後とも、市会に説明をしながら進めていきます。

平成28年

《第4回定例会》

問

答

答

○本会議等における主な質疑等

IRを導入する意義

臨時国会において審議が行われているIR推進法案は、単にカジノを認めるものではなく、国際会議場やホテル、劇場、ショッピングモールなど様々な魅力的な施設を民間のノウハウや資金を活用して一体的に整備し、国際競争力の高い滞在型観光を実現しようとするものです。横浜市が検討しているのも単なるカジノの導入ではなく、IRを活用した都市の活性化や世界的な観光MICE都市の実現だと理解しています。そこで、IRを導入する意義についてうかがいます。

IRは、国内外から多くの人を惹きつける、世界最高水準の文化芸術、エンターテインメント、MICE、ホテルなどの施設を、民間の活力を最大限に生かし、一体的に整備・運営することができる有効な手法です。都心臨海部の機能強化、観光MICEや文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには、横浜市の財政基盤の強化を図っていかなければなりません。横浜の成長をより一層確かなものとしていくために、IRの導入は必要と考えています。

平成 29 年

《第1回定例会》

○本会議等における主な質疑等

カジノ誘致

問 カジノ誘致は、ギャンブル依存症患者の増加など、様々な問題を抱えています。IR(統合型リゾート施設)推進法にかかわる国会審議では、日本人のカジノへの入場を禁じない方針が示されており、国際カジノ研究所によると、カジノへの入場者は年間約4,400万人、そのうち約9割を日本人が占めると推定しています。一方、地方自治体には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第2条で精神疾患の発生を防止する義務が課せられています。敷地の70パーセントが市有地である山下ふ頭にカジノを含むIRが作られることになれば、ギャンブル依存症患者を発生させ、この法律に真っ向からぶつかりますが、いかがですか。

答 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」との関係についてですが、他の法律などとの整合性は、今後、国会等での議論を経て、国から示されると考えております。

IR導入についての考え方

問 I Rの導入におけるギャンブル依存症の問題は、市長が I R 導入を言い始めた 3、4年前からずっと指摘されてきたこと です。それを踏まえてもなお市長は、横浜経済のためにカジ ノ、I Rが必要だと主張してきました。市長が一転してカジノ に慎重になったと報道された中で、検討すべき要素が何か新 たに生じているならば、それは何ですか。

答 I R推進法の成立を契機に、現在、国においてギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議等が設置され、検討が行われています。まずは、依存症をはじめ、懸念事項対策について国においてしっかりと議論し、国民に説明していただくことが重要と考えていますので、横浜市としても国の動向を見極めながら、この件についてしっかりと調査、研究を進めていきます。

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

統合型リゾート(IR)

問 昨年、いわゆる「IR推進法」が成立し、今後開催される臨時 国会では、IR実施に必要な制度を定める、いわゆる「実施法 案」が提出されるとの報道もされています。市長選の公約で は、IRの誘致について、市民や市会の意見も踏まえ方向性を 決定すると示されており、選挙後には市民アンケートを実施 したいとも発言しています。そこで、具体的にIRに関して市 民意見をどのように反映されていくのか、うかがいます。

答 市民意見の反映についてですが、国において制度設計がなされている状況ですので、引き続き国の動向を見極めながら検討していきます。

カジノについて

- 問 以前、本会議場で、カジノには反対と市長に言ったところ、横 浜経済の発展のためにはカジノ・IRは視野に入れていると 市長は言いました。29年7月の市長選挙の時には、カジノは 白紙と言っていましたが、選挙に当選すると、カジノをやると また言い出したように聞いています。やるのかやらないのか、 うかがいます。
- 答 I Rについては、現在国において検討が進められておりますが、全体像が明らかになっていないということで、私自身は白紙の状態です。したがって、誘致する、しないといった考えを現段階では持っていないということです。引き続き国の動向を見極めながら、市民や市会のご意見も踏まえて、検討していきます。

平成30年

《第2回定例会》

問

○本会議等における主な質疑等

山下ふ頭再開発とIR(統合型リゾート)

我が会派は、29 年秋に、カジノについては導入しない計画とするよう予算要望で申し入れました。しかし、カジノが含まれることが明白な I Rが、今後 4 年間の市政運営の骨格であり最重要計画に位置づけられる次期中期計画素案(「横浜市中期4か年計画2018~2021」(素案))に「検討します」と明記されています。市長が、「I Rは白紙」との立場をとる中で、次期中期計画素案に、「国の動向を見据え、I Rを検討します」と明記した考え方について、うかがいます。

答 I Rの整備に必要な法制上の措置となる I R整備法案が国会に提出されました。こうした状況を踏まえ、前回計画と同様に、「法の制定等、国の動向を見据えた検討」と記載しました。 I Rについては、白紙ではございますが、様々な受け止め方がありますので、引き続き、国の動向を見据えながら検討していきます。

《第4回定例会》

○本会議等における主な質疑等

IR(統合型リゾート)

問	平成30年7月に特定複合観光施設区域整備法、いわゆるカミ
	ノIR実施法が成立しました。法では、議会の関与はあるもの

ノIR実施法が成立しました。法では、議会の関与はあるものの、誘致の是非の判断を市長に委ねています。市長は市長選挙で、IRについて白紙と言って3期目に当選しましたが、態度を決める前にどのように民意を問うのか、うかがいます。

答 IR整備法では、IR区域の整備を希望する自治体が区域整

備計画を作成する際は、公聴会の開催など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない、とされています。また、国に計画の認定申請を行う際は、議会の議決を経なければならない、とされています。その前に、市としては、市民からご意見をうかがう機会や具体的な方法について検討しています。

平成31年 令和元年

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

期待されるIRの役割

問 市は少子高齢化の進展により、経済力の低下、税収の減収、社会保障費の増大等、我々の子どもたちの世代は社会を支えるためにどのような負担を強いられるのか、強い危機感を感じています。市では、今後 I Rの本格的な検討を進め、実施方針を進めていく予定と聞いています。市において期待される I Rの役割は何か、うかがいます。

答 生産年齢人口の減少、老年人口の増加により、消費や税収の減少など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。IRでは、美しい港を引き立てる景観とともに、世界規模のMICE施設、さらには、一流のエンターテインメント、お子様も楽しめるアトラクションなどにより、観光の一層の振興、地域経済の活性化につなげていきたいと考えています。また、IRによる増収効果を活用して、市民の皆様の安全安心な生活を守る施策、横浜の魅力をさらに高める施策を進め、横浜の持続的な発展・成長を実現していきたいと考えています。

カジノ誘致への民意を問う機会

答

問 市の重要施策が、市民説明会からわずか2か月足らずで誘致 の表明がなされ、全く判断材料すら与えられず、選択肢もない 検討状況を強いられました。住民投票や市民アンケートなど カジノ誘致への民意を問う機会を設けるべきではないかと願 いますが、いかがですか。

現在は、日本型 I Rの仕組みなどを十分にお伝えできていない中で、I R = (イコール) カジノと捉える方が多く、ギャンブル依存症の増加や地域の治安への影響に対する不安の声を多くいただいております。そのため、まずは世界最高水準のカジノ規制の内容、治安や依存症の対策に関する国の取組や、市の考えをしっかりとお伝えしていきます。なお、民意の反映方法については、I R整備法で、都道府県の同意、公聴会の実施、議会の議決などが規定されており、今後の国からの情報も参考にしながら、引き続き検討していきます。

カジノを含む統合型リゾート誘致

政策・総務・財政委員会の参考人招致で配付された資料や、記者会見資料で用いられた日帰り客・宿泊客の割合と、消費金額の全国・東京・横浜の比較グラフは、観光庁と市で、データ採取方法が異なることが分かりました。事実を客観的に映し出すとは言えない比較表を根拠として、横浜は全国や東京都より宿泊客が少なく、消費金額も低いから、将来のためにIRが必要だとことさら強調して説明するのは、許されないことだと思います。算出方法やアンケート手法が違う数値をカジノ誘致の理由にすることはできないと思いますが、いかがですか。

国が実施している全国調査は、無作為抽出した国民を対象に アンケート調査したものです。一方、横浜市の調査は、主要な 観光地でのアンケート調査によるものです。本市と国の調査 方法は異なっていますが、目的や調査項目が類似しており、い ずれも信頼性があると考えておりますが、これから調査を深 くやっていきたいと思います。

カジノ誘致宣言は撤回を

答

問 I Rについて、市の増収効果を 1,000 億円とした場合、大阪 にならい試算すると、カジノ売上は約 4,500 億円になります。 日本人客の割合を 8割とすると、3,600 億円が海外のカジノ事業者に移ることになります。 I Rは、地域経済の振興どころか、逆に地域経済を縮小してしまうことを直視すべきです。市長の見解をうかがいます。

答 外国資本の場合でも、IR内での消費に伴う物品、サービスなどは、近隣から調達する方が有利であるため、海外のIRでも現地の調達率が高くなっています。また、日本型IRは、カジノ売上の30%が国と自治体に納付され、これ以外に施設の魅力向上への再投資も義務付けられており、利益の多くが国内に還元されます。消費額については、有識者から、「国内よりも海外からの旅行者の方が単価は高く、総額の割合は海外と国内が50%ずつ程度ではないか」という見解も示されており、地域経済に還元されるものと考えています。

《第4回定例会》

○本会議等における主な質疑等

カジノを含む統合型リゾート誘致の是非

問 中期計画のパブリックコメントでカジノに関するもののうち、94%は反対でした。市長は、市民の意見を踏まえる、と言っていましたが、市長にとって6%の賛成が踏まえるべき意見で、94%の意見は無視しても良いと考えているのでしょうか。朝日新聞の世論調査では、住民投票を行うべきという意見が59%でした。市長が住民投票をせず、横浜にカジノは要らないという市民の想いをないがしろにするのであれば、市長の任にふさわしくないと市民の多くが考えるのも当然です。きちんとカジノ誘致を公約にして、市長の出直し選挙を行うことこそがカジノ誘致の是非を決める最も良い方法だと思いますが、いかがですか。

答 令和元年9月の第3回市会定例会において、IRの実現に向けた本格的な検討・準備に関する補正予算を議決いただきました。現在、この補正予算に基づき、実施方針の策定など、IR実現に向けた取組を進めており、選挙については考えていません。

街壊し必至といわれるカジノ誘致

問 カジノに依存することで人心の荒廃が進み、山下ふ頭の周辺と、近隣の横浜を代表する元町などのまちが壊れてしまうリスクは極めて大きいものがあります。市が事業者に求めているコンセプト提案募集では実施期間が40年間とされていることから、一度誘致すれば後戻りはできません。横浜を壊すようなことをするべきではないと考えますが、いかがですか。

答 今後、人口減少や超高齢社会の進展などの厳しい状況を迎える中、横浜はさらに成長・発展し、子育て、医療、福祉、教育など、市民の皆様の安全・安心な生活を守っていかなくてはなりません。IR導入に関するこれまでの調査で、ファミリーも楽しめる世界的なエンターテインメントや一流の文化芸術による観光振興など、これまでにない経済的・社会的効果が確認できました。こうした効果が横浜における諸課題を解決するうえで有効な選択肢の1つだと考えました。

令和2年

《第1回定例会》

○本会議等における主な質疑等

実現に向けた決意 問 人口減少や超高齢社会の進展など、今後、厳しい社会状況と財政状況が見込まれます。市の20年、30年先の将来を見据え、市会とも意見交換しながら検討を進める必要があると思います。横浜IRの実現に向けた市長の決意をうかがいます。 答 将来の安定的な市政運営に強い危機感がある一方、横浜はさらに飛躍するポテンシャルを持っています。ギャンブル依存症や治安の対策に力を入れ、観光立国を目指す日本の成長戦略の一翼を担いたいと思います。

横浜IRとスマートシティ 問 AIを使った同時通訳のテクノロジーや、分身ロボットの活用をはじめ、横浜IRはスマートシティとしての特色を出すべきと考えますが、いかがですか。 答 SDGs未来都市・横浜として、横浜IRでは、ICTやIoTなどを活用した効率的で持続可能な最先端技術と、水際に展開する緑あふれる魅力が同時に存在するまちを目指します。次世代スマートシティの実現に向け、市が求めることを実施方針等にまとめ、民間事業者から提案を求めます。

事業者	契約の解除規定							
問	1月28日の衆議院予算委員会で国交相は、申請後の取下げは							
	可能と答弁しました。IR開設後であっても状況の変化によ							
	り、立ちどまることができるよう、事業者との契約には、解除							
	に関する規定を設けるべきと考えますが、いかがですか。							
答	事業者選定後、基本協定等を締結し、信義則に反する場合のペ							
	ナルティ設定などを検討します。区域整備計画の申請後、国か							
	ら認定された場合、市と事業者で実施協定を締結します。IR							
	整備法では、実施協定の有効期間や違反した場合の措置など							
	を定めることとなっており、あらゆるリスクを想定して検討							
	します。							
<u> </u>								

	アドバ	イザリー契約事業者の透明性・公平性・公正性
	問	市とアドバイザリー契約したEY (イーワイ) 新日本有限責任
		監査法人(以下、「本法人」)の関連海外法人は、横浜への進出
		を企図する海外のIR事業者の監査法人です。本法人が、市の
		事業者選定のための実施方針や募集要項の策定に関わること
		は、透明性・公平性・公正性を担保できるか、うかがいます。
	答	各国のEYグループ各法人は法的に独立した組織で、業務に
		関して情報共有しないことを確認しており、市の検討状況等
		が漏えいすることはありません。また、市の利益に反する行為
		の制限や守秘義務を課しており、本法人がIRに関連して民
		間事業者の支援を行うことはありません。
	2回定例	
〇本	会議等に	こおける主な質疑等
	コロナ	感染拡大でその成長性に疑問符のついた統合型リゾート (I
	R)	
	問	新型コロナの世界的流行の収束が見通せない中、不要不急の
		経済活動の停止で、真っ先に閉鎖の対象となったのがカジノ
		です。今こそ、市民の声に応えて誘致を撤回するという責任あ
		る決断を求めますが、いかがですか。
	答	現在、IR事業者もウィズコロナ、アフターコロナの対策を進
		めています。国や市も、コロナの収束に向けて全力で取り組ん
		でいます。IRは、2020 年代後半の開業という、長期的な視
		点で現在事業に取り組んでいます。コロナ収束後には横浜経
		済の復興・飛躍をけん引する起爆剤になると、考えています。
1		

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

横浜イ	ノベーション I R
問	市では人口減少社会の未来の都市戦略にイノベーションIR
	を位置付け、誘致に取り組んできていますが、現在のコロナ禍
	では事業可能性について不透明となっています。コロナ禍の
	中でIRを進める意義について、うかがいます。
答	現在、市では感染症対策の強化と経済再生の実現を両輪とし
	て全力で取り組んでいます。市民の皆様、横浜の経済を支える
	事業者の皆様と共に、新しい生活様式に対応した社会づくり
	を加速させていくことが重要です。その上で、コロナ収束後の
	長期的な横浜経済の飛躍のためには、観光・MICE事業の復
	活が不可欠です。IRはインバウンドにとどまらず、国内客の
	滞在型観光促進にも寄与するものであり、経済回復をけん引
	する起爆剤になると考えています。

IR.	カジノ							
問	9月でIR・カジノを成長戦略の柱としていた安倍晋三総理							
	大臣が辞任し、新内閣が決まります。地方自治体でのIR事業							
	者の募集に関わるIR基本方針が直ちに策定されるかは全く							
	不透明です。国としても事業として成り立つかどうか示しき							
	れないIR・カジノ誘致を断念するべきと考えますが、いかが							
	ですか。							
答	将来にわたって市民の皆さまの暮らしをお守りするために、							
	IRの実現に向けた本格的な検討・準備が必要であると考え							
	予算の議決もいただきながら、事業を進めています。現在、国							
	もコロナ対策を徹底しながら、IR整備法に基づき、国家プロ							
	ジェクトとして、引き続き基本方針の検討を進めています。I							
	Rは、長期的な視点で、コロナ収束後には、横浜経済の回復を							
	けん引する起爆剤になると考えています。							

問	カジノ インバウンド頼みで観光立国を目指すという方向性はウィー コロナ、ポストコロナの時代に即したものであるとは考え
	れません。IR・カジノ事業も、事業者と目されていた企業
	撤退したことにも表れています。誘致による効果が、今や見i
<i>k</i> -k-	めず、事業の実効性はないと考えますが、いかがですか。
答	ウィズコロナ、ポストコロナにおいて、横浜の経済振興に不可 大な観光の復興に、行政としてしっかりと取り組んでいく。
	要があります。既存の観光施設と連携して、国内客の滞在型
	光を伸ばす上でもIRは大きなチャンスです。海外のIRI
	業者の皆様も、6月以降、様々な感染症対策を行いながら営
	を再開されています。これらを踏まえ、今後の事業者公募に
	いて、より実効性の高い感染症対策などの提案を引き出する
	とで、国内外において競争力を高めることができると考え、 います。
	V. A. Y.

令和3年

《第1回定例会》

○本会議等における主な質疑等

IR (統合型リゾート)事業

問	市が公表した実施方針においては、事業期間が35年と設定さ
	れており、問題が発生してもやめられないのではないかとい
	う不安を感じています。必要に応じて市の判断として事業を
	止め、引き返せる仕組みを用意しておくことが重要であると
	考えます。依存症や治安などで問題が顕在化した場合におけ
	AIR事業の解除に対する考え方について うかがいます。

答 まずは、ご指摘のような事態が発生しないように、設置運営事業者に対し、法規制の厳格な運用、ノウハウや創意工夫を生かした、懸念事項に対する積極的な対策等を求めていきます。さらに、IRの開業後も継続的にモニタリングを行い、違反等が認められた場合の、是正要求や実施協定の解除などの仕組みを設け、事業の適正な実施を確保します。

IRカジノ計画

問 事業者の募集要項では、「詳細は実施協定書で定める」などと 記載し、その案文を事業者には提示しています。事業者には示 されている事業条件書などが議会にさえ示されないのは異常 です。これでは、この後、区域整備計画等も含めて議論をする ベースというものが共有されません。基本協定書案、実施協定 書案、事業条件書など公表をするよう求めますが、いかがです か。

答 他都市との競争環境にある中で、当面の間は基本協定書案、実施協定書案、事業条件書などの公表を予定しておりませんが、 適切な時期に市会でご説明できるように検討していきます。

《第2回定例会》

○本会議等における主な質疑等

IR (統合型リゾート)

- 問 世界のカジノ事業者は、コロナパンデミックで経営危機にあ えいでいます。1兆円規模の投資を見込んだ横浜市への参入 は無理になってきているのが現状ではないでしょうか。ラス ベガス・サンズ、ウィン・リゾーツ、ギャラクシーと有力な3 社が撤退した事実を直視すれば、これまで市が市民に言って きた増収効果が見込めるとは到底思えません。今こそIRカ ジノ誘致を撤回する決断のチャンスと考えます。いかがです か。
- 答 生産年齢人口の減少や老年人口の増加などの、市の将来的な課題に対して、交流人口の増加が期待されるIRは、有効な方策の一つだと考えています。IRの実現により、これまでにない規模の民間投資が期待されます。将来にわたって市民の皆様の暮らしを守るために、IRの実現が必要であると考え、議決いただいた予算に基づき、事業を進めています。

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

IR (統合型リゾート)

- 問 市長は所信表明でカジノ誘致の撤回を宣言しました。今後どのように山下ふ頭の開発を進めていくのか、うかがいます。今後の検討に当たり、市民の皆さんに対しては、作為的な情報発信ではなく、正しい情報を伝え、理解していただくことがとても重要です。次の世代、さらに、その次の世代へ引き継げる横浜となるよう、市民と共に取り組んでいただくことをお願いします。
- 答 まず、地元の関係団体を含む市民の皆様との意見交換、有識者 や民間デベロッパー等へのヒアリングなどを開始し、事業の 枠組みを整理します。その上で、有識者や地元の皆様などで構 成される委員会を設置し、透明性を確保しながら議論を重ね、 新たな事業計画の策定を進めます。

【図表 23】市会における質疑等への対応状況

単位:件

[四张 20] 小五八	ESC 201 11 A1 C 00 17 0 Q AC 4 10 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	第1回	第2回	第3回	第4回	臨時会	合計
	定例会	定例会	定例会	定例会		
平成 12 年	1	0	0	0	0	1
平成 13 年	0	0	0	0	0	0
平成 14 年	0	0	2	0	0	2
平成 15 年	0	0	0	0	0	0
平成 16 年	0	0	1	0	0	1
平成 17 年	0	0	0	0	0	0
平成 18 年	0	0	0	0	0	0
平成 19 年	0	0	0	0	0	0
平成 20 年	3	1	0	0	0	4
平成 21 年	0	0	0	0	0	0
平成 22 年	2	0	0	0	0	2
平成 23 年	2	0	0	1	0	3
平成 24 年	2	1	0	0	0	3
平成 25 年	0	0	1	2	0	3
平成 26 年	44	3	35	5	0	87
平成 27 年	31	7	3	0	0	41
平成 28 年	4	1	4	0	0	9
平成 29 年	26	0	24	0	0	50
平成 30 年	6	7	30	3	0	46
令和元年	32	0	183	19	0	234
(平成 31 年)						
令和2年	237	19	82	20	0	358
令和3年	89	8	28		69	194
合 計	479	47	393	50	69	1038

[※]本会議、予算特別委員会、決算特別委員会でのIRに直接関わると思われる質問・発言 を集計しています。

ウ 住民投票条例制定を求める直接請求【令和3年1月】

令和2年8月21日、市民団体が、誘致の賛否を問う住民投票に関する条例制定の直接請求に向けた代表者証明書交付申請を行い、2か月間の署名活動を経て、12月23日、法定数(有権者数の50分の1)を超える署名(有効数19万3,193筆)をもって、条例制定請求書を市長あてに提出しました。

市は請求を受け、令和3年第1回市会臨時会(令和3年1月6日~1月8日)に、 市第100号議案「横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR)誘致についての住民投票に関する条例の制定」を市長名による意見とともに市会へ提出しました。

意見では、

- ・一般的な制度化は現在でもなされていないこと
- ・条例に基づく住民投票には法的拘束力がないこと
- ・IR整備法において民意を反映させる制度が法定されている中で、加えて住民投票を実施することには意義を見出しがたいこと
- ・住民投票の実施はこれまでの議論の棚上げを意味すること
- ・IRの全体像は、事業者とともに作成する区域整備計画において具現化していく ので、市民の皆様に丁寧に説明を行うとともに、議会における議論を基本として 法定の手続を着実に進めていくことが重要と考えていること

が示されました。

令和3年1月6日の議案関連質疑では、住民投票に関する制度や意義についての質 疑がなされるとともに、IRの誘致の判断などに関する質疑も行われ、次のように答 弁しています。

「平成 29 年の時点では、法令等の全容も示されておらず、ギャンブル等依存症対策についても、国で論点整理が行われている状況でした。そのため、「導入する・しない」についてはまだ判断できず、「白紙」としていたものです。

その後、ギャンブル等依存症対策基本法やIR整備法が成立するなど、国家的なプロジェクトの枠組みが整いました。これを受け、補正予算を市会にお諮りし、IR実現に向けた本格的な検討・準備を進めることとしたものです。」

翌1月7日の常任委員会で関連する3件の請願を含めた議案の審議を経て、1月8日に本会議にて議案の議決が行われ、本条例案は否決となりました。

※上記の直接請求の動きと同時期に、別の市民団体による市長のリコール(解職) に向けた署名活動がありましたが、解職の是非を問う住民投票の実施に必要な署 名筆数(有権者数の6分の1)が集まらず、直接請求に至りませんでした。

【図表 24】横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR)誘致についての住民 投票に関する条例制定についての意見(議案書から抜粋)

市第 100 号

(別紙)

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設 (IR) 誘致についての住民投票に関する条例制定についての 意見

このたび、地方自治法に基づく、条例制定の直接請求がなされた ことは、IRに関する市民の皆様の関心の表れとして受け止めてい る。

条例の内容は、住民投票の実施に関するものだが、これについて は内閣府に設置された「地方制度調査会」においてたびたび議論が なされている。平成12年の答申では、「地方自治制度の根幹は代表 民主制だが、住民のニーズを適切に反映させるためには、代表民主 制を補完する意味で、直接民主制的な手法も必要」との評価は示さ れたものの、「その制度化に当たっては、長や議会の権限との関係 等、種々の検討すべき論点があり、一般的な住民投票の制度化につ いては成案に至っていない。」との結論となっている。一般的な制 度化は現在でもなされていないことからも、住民投票の位置付けの 難しさがうかがえる。

令和2年11月1日に、いわゆる「大阪都構想」の是非を問う住民 投票が実施されたが、これは大都市地域における特別区の設置に関 する法律に基づくもので、その結果は法的な拘束力を有するものと されている。このような住民投票を定める個別の法律では、住民投 票に内在する課題を踏まえ、投票の対象となる事象、実施する時期 、実施までの手続等を詳細に定めている。

一方、条例に基づく住民投票の場合は、法律が定めた長や議会の 権限を拘束することができないため、条例の規定は「長及び議会は 市第 100 号

住民投票の結果を尊重する」となるのが一般的であり、本案もその ようになっている。投票の結果は、長及び議会が判断する際の考慮 要素の一つだとはいえるが、その実施のためのコスト等のことも十 分考えなければならない。

また、特定複合観光施設区域整備法は、IR区域の整備に当たって、地域における十分な合意形成を求めており、協議会における協議、県及び県公安委員会の同意、公聴会等の開催が義務付けられているほか、区域整備計画の認定を申請する際には、議会の議決を経なければならないとされている。このように、民意を反映させる制度が法定されている中で、加えて住民投票を実施することには、意義を見出しがたい。

さらに、IRについては、これまで様々な観点から議会において 議論が積み重ねられている。つまり、代表民主制が健全に機能して いるといえる本市において、地方制度調査会が「代表民主制を補完 する点で有意義」と指摘する住民投票を実施することは、これまで の議論の棚上げを意味する。

IRの全体像は、事業者とともに作成する区域整備計画において 具体化していくので、市民の皆様に丁寧に説明を行うとともに、議 会における議論を基本として法定の手続を着実に進めていくことが 重要と考えている。

(6) 予算の執行状況

主にIRを検討するための予算として、平成26年度から「IR(統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり検討調査」を計上し、取組を進めてきました。

I R誘致表明後には、令和元年9月補正予算から「I R推進事業」を計上し、本格的な I Rの検討・準備を進めてきました。

【図表 25】予算の執行状況

	7 M 450	4 /
	予算額	決算の概要
平成 26 年度	当初予算額:1,000 万円	決算額:615 万円
		【主な執行内容】
		IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都
		市づくり検討調査
平成 27 年度	当初予算額:1,000 万円	決算額:6万円
		【主な執行内容】
		IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都
		市づくり検討調査(その2)
平成 28 年度	当初予算額:1,000 万円	決算額:194万円
		【主な執行内容】
		IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都
		市づくり検討調査(その3)
平成 29 年度	当初予算額:1,000 万円	決算額:0円 ※執行なし
平成 30 年度	当初予算額:1,000 万円	決算額:540万円
		【主な執行内容】
		IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都
		市づくり検討調査(その4)
令和元年度	当初予算額:1,000 万円	決算額: 2億3,157万円
(平成 31 年度)	最終予算額:2億7,000万円	【主な執行内容】
	債務負担額:1億4,000万円	アドバイザリー支援、法務支援、インフ
	(期間:令和2年度~3年度)	ラ・交通アクセス対策等検討調査、懸念事
		項対策、広報関連、事務経費
令和2年度	当初予算額:4億円	決算額: 3億3,655万円
	最終予算額: 3億5,000万円	【主な執行内容】
		アドバイザリー支援、法務支援、インフ
		ラ・交通アクセス対策等検討調査、懸念事
		項対策、広報関連、公募参加事業者への予
		備調査、事務経費

令和3年度当初予算額:3億6,000万円
最終予算額:2億400万円決算見込額:2億400万円【主な執行内容】
アドバイザリー支援、法務支援、インフラ・交通アクセス対策等検討調査、懸念事項対策、広報関連、公募参加事業者への予備調査、事務経費

(7) 事業者への対応

IR (統合型リゾート) は、民間の活力や自由な発想を生かし、自治体と事業者が共同して進める事業であるため、その検討・準備には、参画を検討する事業者から情報提供を受けることが欠かせない事業です。一方で、事業者との接触にあたっては、事業者間の公平性や、接触する職員の職務執行の公正性を確保する必要がありました。

そこで、市は、RFIの実施にあたり、平成30年8月7日、IRに関する事業者とIRの調査・分析に関わる職員の接触に関する規定として、「IR(統合型リゾート)に関する事業者対応の取扱い」を定め、運用を開始しました。

そのような中で、令和元年 12 月に実際に海外で I Rを運営していない事業者による 贈収賄疑惑により元 I R担当副大臣が逮捕され、その後起訴される事件が発生しました。 この事件を受け、市は、令和 2 年 2 月に、同取扱いの対象に、市長、副市長、都市整 備局長を加える修正を行い、3 月 1 日から運用を開始しました。

また、当該事件を受け、国から「IR整備法に基づく基本方針及びIR事業者等との接触のあり方に関するルール」が令和2年12月18日に公表されたことを踏まえ、令和3年1月21日に「IR(統合型リゾート)に関する事業者対応の取扱い」を改訂しました。

その後も、公募の実施にあたって策定した募集要項では、応募事業者の市や議員等への働きかけを禁止するなど、事業の段階を踏まえ、取組を進めてきました。

<市の取組等の主な経過>

平成 30 年	8月7日	RFI等の実施に向け、「IR(統合型リゾート)に関する事
		業者対応の取扱い」を策定
令和元年	11月1日	I R推進室の設置に合わせ、「I R (統合型リゾート) に関す
		る事業者対応の取扱い」を改訂
	12 月	元 I R担当副大臣が収賄罪で逮捕され、その後起訴される
令和2年	3月1日	「IR (統合型リゾート) に関する事業者対応の取扱い」を改
		訂し、取扱いの対象に市長、副市長、都市整備局長を加える
	12月18日	国が、「IR整備法に基づく基本方針及びIR事業者等との接
		触のあり方に関するルール」を公表
令和3年	1月21日	国の接触ルールの公表を受け、「IR(統合型リゾート)に関
		する事業者対応の取扱い」を改訂
		募集要項において、応募事業者の市職員、選定等委員会委員や
		議員等への働きかけを禁止

<事業者への主な対応方法>

- ・面談は、あらかじめ目的を確認した上で、IR推進室長の了承を得て行う。
- ・ I Rに関する事業者が市に対して情報提供を行う場合は、様式に基づき申請する。申 請を受け付けた I R推進室職員は、 I R推進室長に面談実施の了承を得る。
- ・面談は、原則として、庁舎内(事業者から情報提供を受けるために、庁舎外において 施設の視察その他の情報収集を行う必要があると認められる場合は除く。)で2名以 上の対象者(責任職を必ず含む。)で対応する。

2 広報・広聴の取組

(1) 広報・広聴の取組(まとめ)

ア 令和元年度までの取組等

これまでに多くの市民から、IRの誘致に対して様々な意見等が寄せられました。 平成28年度は、IR推進法が成立した12月から翌年1月までにかけて、平成30年度は、IR整備法の成立やRFIの実施を公表した7月から8月までにかけて多くの意見等が寄せられ、これらの意見等に対して、市は、IRを導入する・しないについての判断をしておらず、国の動向を見極めながら導入に向けた検討を進めていくことや、国の動向などについて回答してきました。

また、市は、I R整備法の成立を受け、I R(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」として、I R整備法を踏まえ、事業者への情報提供依頼(R F I)や有識者ヒアリングなど本格的な I Rの調査検討を開始しました。

これとあわせて、従来、調査報告書をホームページで公表するのみにとどまっていた市のIRに関する情報発信について、「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討」に関するホームページを開設(平成30年7月)し、IRに関する市の検討状況や取組の最新情報、国の動向などについて、発信を開始しました。

翌年、「IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」の調査結果について、市は、令和元年5月27日、令和元年第2回市会定例会政策・総務・財政委員会において報告を行うとともに、その結果を公表しました。

また、市は、令和元年6月25、26日にかけて、市民向け説明会を、中区、保土ケ谷区、都筑区、戸塚区の4方面で開催しました。この説明会では、「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」の報告書の内容を踏まえ、日本型IRの制度や海外IRの事例のほか、横浜を取り巻く状況と課題、事業者からの情報提供の内容、有識者へのヒアリング内容などについて説明しました。

説明会には、4会場合計380人の定員に対して、453人の応募があり、4会場合計で350人が参加しました。

当日は、当初1時間の開催時間を予定していましたが、多くの質問・意見をいただいたため、 $40\sim50$ 分程度延長した回もありました。また、その場で回答できなかった質問については、後日、資料とともにホームページで回答を公表しました。主な質問・意見としては、I Rを構成する施設の一つであるカジノ施設に対する嫌悪感や治安や依存症などの懸念事項に関するものが多くありました。一方で、I Rに期待するものや中立的なものもありました。また、説明会のアンケートでは、I Rの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割あり、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられました。

市民向け説明会の開催にあたって、令和元年6月、市は、横浜市町内会連合会に情報提供を行いました。その後、令和3年7月までの約2年間、新型コロナウイルス感

染症対策として書面開催となった回も含めて、この期間に開催された横浜市町内会連合会で約20回、各区における区連会ではおよそ300回、IRの誘致に向けた取組について情報提供しました。

令和元年8月22日、市は、市の課題解決のためにIRを実現する必要があるとしてIR誘致の意思を表明しました。IR誘致を表明した令和元年8月から10月までにかけては、誘致の表明に関連する意見・要望が1,000件以上寄せられました。こうした意見等に対し、市がIRの誘致を判断するに至った経緯やIRの制度などについて回答してきました。

また、IR誘致の意思表明の際に、市長が自らIRに関する市の考え方などについて、説明する旨を表明し、令和元年12月から、市長が自ら説明を行う市民説明会を開催しました。

説明会では、市が I R の誘致を判断するに至った背景や日本型 I R の制度等について市長が説明し、会場で寄せられた質問に対して登壇者が回答しました(12 区合計約130件)。

また、会場で寄せられた質問のうち当日回答することができなかった質問への回答 (12 区合計約 4,700 件) や各区におけるアンケート結果 (約 3,100 人)、当日の資料 と説明要旨等をホームページに掲載しました。

説明会開催中の令和元年 12 月、多くの市民に対して横浜 I Rの取組について周知するため、I Rの実現に向けた市の考え方や I Rを誘致する理由、I Rの内容、よくある質問への回答などの情報を掲載した広報よこはま特別号を発行し、新聞折り込みや P R ボックス、区役所などで配布しました。この広報よこはま特別号は、市長による市民説明会の会場でも配布しました。

令和2年1月、新型コロナウイルス感染症患者が国内で確認され、その後、拡大していきました。これに伴い、市は、令和2年2月20日に未開催6区における市民説明会の延期を発表しました。その後、安全な説明会の開催手法について検討を重ねてきましたが、感染症は収束せず、緊急事態宣言が発令される状況が続いていたことから、参加を希望された方の安全を確保するため、令和2年7月に市民説明会の開催の中止を余儀なくされました。そこで、参加できなかった方むけに、市長が説明するとともに、過去の会場で寄せられた主な質問に回答する動画を作成・公表しました。あわせて、質問も募集し、回答をホームページで公表しました。

なお、この動画については、IRについて広く伝えるため、ホームページや横浜市 YouTube 公式チャンネルで公表するとともに、ホームページを見ることが困難な方に は市民情報センター等でDVDの貸し出しを行いました。

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大の時期には、感染症対策を優先すべきという意見や、海外から多くの観光客が訪れることによる感染症拡大への不安や観光需要の落ち込みによる経済効果への不安などに関連する意見等が多く寄せられました。

令和2年3月、市は、これまでの検討等を踏まえ、横浜IRの基本コンセプトや、コンセプト実現のための方向性をまとめた「横浜IR(統合型リゾート)の方向性(素案)」を公表しました。あわせて、令和2年3月6日から4月6日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントでは、基本コンセプトや4つの方向性、取組の背景、IR実現の効果、地域の理解促進・合意形成、スケジュール等に対して、多くの意見をいただきました。意見提出者数は延べ5,040人・団体と過去最高となり、また、提出された意見は、9,509件にのぼりました。

イ 令和2年度の取組等

令和元年度に実施した 16 回の説明会での質問内容や寄せられた意見等を踏まえ、市は、誘致を決定した理由や日本型 I Rの仕組み等についての広報を行う必要があると考え、それらに関する情報提供を開始しました。令和 2 年 4 月には、市民が I Rについてイメージできるよう、横浜が I Rを誘致する理由や懸念事項対策の説明のほか、海外の I R施設を紹介する広報動画をホームページや横浜市 YouTube 公式チャンネルで公表しました。また、令和 2 年 8 月には、市の事業の進捗状況や I Rに関する取組の情報、国の取組に関する情報等を随時発信するために、横浜イノベーション I R公式ウェブサイトを開設し、情報発信を開始しました。

令和 2 年 10 月、市は、事業コンセプト、事業計画、依存症対策、治安対策等のRFCの提案概要をホームページや公式ウェブサイトで公表するとともに、11 月には、日本型 IRの仕組みや IRで体験できること、RFCの提案概要、よくある質問への回答などの情報を伝えるため、広報よこはま特別号を発行し、新聞折り込みや PRボックス、区役所などで配布しました。

令和2年12月には、IRの情報を市民に幅広く知ってもらうため、広報よこはまや公式ウェブサイトなどでの広報に加えて、公式Facebookを開設し、SNSの特性を生かして、動画や写真といった視覚的な素材を用いながら最新情報の発信を開始しました。なお、令和3年8月末時点までに合計52件の投稿を行いました。

また、同月にカジノ施設に起因する懸念事項への取組について市民の理解を深めるため、「横浜 I Rを考えるシンポジウム」を開催し、配信を行いました。その様子は、後日ホームページや横浜市 YouTube 公式チャンネルで公表しました。

令和2年12月23日、市民団体が法定数(有権者数の50分の1)を超える署名(有効数19万3,193筆)をもって、条例制定請求書を市長あてに提出しました。これを受けて、令和3年第1回市会臨時会において、議案関連質疑、常任委員会での関連する3件の請願を含めた議案の審議を経て、令和3年1月8日に本会議にて議案の議決が行われ、本条例案は否決となりました。

この時期には、住民投票の実施を求める意見等が多く市に寄せられました。こうし

た意見等に対し、コロナ後の経済活性化のためにIRが必要なこと、また、住民投票条例の実施の有無は議会で判断されることなどについて回答しました。

実施方針の公表及び設置運営事業予定者の公募にあたって、市は、令和3年2月から3月にかけて、横浜IRに対する理解を更に深めるため、事業説明会を6回開催しました。説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Zoomを使用したオンライン形式での開催とし、令和3年1月21日に公表した実施方針等についての説明と質疑応答を行いました。オンライン形式での参加が困難な方には、説明内容を収録したDVDを提供し、書面で質問を受け付けました。あわせて、YouTubeで説明会の模様をライブ配信し、広く視聴できる環境を整えました。

ホームページには、当日に使用した資料、動画、当日の質疑応答で回答できなかった質問やDVD視聴者から寄せられた質問への回答及びアンケート結果を公表しました。

また、事業者の募集開始を踏まえ、横浜イノベーション I R について、広く市民に知ってもらうため、令和3年2月、イメージポスターやサイネージ動画を作成し、3 月に横浜駅で展開しました。

さらに、同月、MICE産業の重要性やアフターコロナに向けた経済再生の取組などについての意見交換に加え、IR施設の整備に税金を投入するのか、依存症対策はどうなっているのか等、市民から多く寄せられる質問への解説など、市が誘致を目指しているIRの姿について説明する、慶應義塾大学大学院教授の岸博幸氏と平原副市長との対談動画をホームページ、公式ウェブサイト、横浜市YouTube公式チャンネル、公式Facebookで公表しました。

令和3年3月、実施方針の内容や有識者へのインタビュー、横浜IR実現に向けたスケジュールなどの最新の情報を伝えるため、広報よこはま特別号を発行し、新聞折り込みやPRボックス、区役所などで配布しました。

ウ 令和3年度の取組等

令和3年6月、設置運営事業予定者の公募手続の中で2グループから提案書が提出 されました。

これを受け、令和3年7月から8月までにかけて市庁舎2階の展示スペースやプレゼンテーションスペースで「横浜イノベーションIR企画展示」を開催しました。

プレゼンテーションスペースでは、広報動画やPR動画などのこれまでに公表した 様々な映像を視聴できるエリアや、都心臨海部の航空写真を拡大した巨大なシールを 床面に貼ることで、山下ふ頭とその周辺の観光エリアや施設などの情報を俯瞰して見ることができるエリアを設置しました。

展示スペースでは、パネル展示や模型等により、事業者の提案内容を紹介しました。また、令和3年7月に、前年度末に展開した横浜イノベーションIRのイメージポスターやサイネージ動画について、前年度の横浜駅に加え、桜木町駅やみなとみらい駅、馬車道駅などの都心部から郊外部まで展開エリアを広げるとともに、市営バスや市営地下鉄の車内でも展開しました。また、7月以降は区役所でも同ポスターやサイネージ動画を活用した広報を展開しました。

あわせて、世界各国や横浜市民を含めた日本各地の人々が横浜 I Rを訪れ、体験できることをイメージした P R 動画をホームページ、公式ウェブサイト、横浜市 YouTube 公式チャンネル、公式 Facebook で公表しました。

その後、令和3年8月22日の横浜市長選を経て、9月10日の第3回市会定例会に おける新市長の所信表明演説において、IR誘致の撤回が表明されました。

IR誘致撤回の表明以降は、広聴件数が大きく減少しました。

(2) 様々な広報の取組

ア 主な広報の経過

市は、IR整備法の成立を受け、「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」として、IR整備法を踏まえ、事業者への情報提供依頼(RFI)や有識者ヒアリングなど本格的なIRの調査検討を開始しました。

これとあわせて、従来、調査報告書をホームページで公表するのみにとどまっていた市のIRに関する情報発信について、「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討」に関するホームページを開設(平成30年7月)し、IRに関する市の検討状況や取組の最新情報、国の動向などについて、発信を開始しました。

【図表 26】市民への情報提供等の状況

実施年度	内容
平成 30 年度	・「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討」に関するホームペー
	ジを開設【7月】
令和元年度	・「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」市民向け説明会
	を開催【6月】
	・国のIR整備法、施行令、基本方針案及び市のこれまでの検討調査等を踏
	まえて、市が目指す「横浜IRの基本的な考え方」を公表【10月】
	・IRの実現に向けた市の考え方やIRを誘致する理由等について説明した、
	広報よこはま特別号「IR(統合型リゾート)の実現に向けて」を発行【12月】
	・IRの誘致を判断するに至った背景やIRの詳細について市長が自ら説明す
	るIR(統合型リゾート)市民説明会を開催【12月~2月】
令和2年度	・横浜IR(統合型リゾート)の広報動画を公表【4月】
	・新型コロナウイルス感染症の影響で市民説明会が未開催の6区に対して、代
	替として市長説明動画を公表【7月】
	・横浜イノベーションIR公式ウェブサイトを開設し、横浜IRの事業の進捗等に
	ついて情報発信を開始【8月】
	・日本型IRの仕組みやIRで体験できること、RFCの提案概要などについて説
	明した、広報よこはま特別号「みんなが楽しめる未来のまち 横浜イノベーショ
	ンIR(統合型リゾート)」を発行【11 月】
	・横浜イノベーションIR公式 Facebook を開設し、横浜IRに関する最新情報等
	を発信開始【12月】
	・カジノ施設に起因する懸念事項への取組について市民の理解を深めるた
	め、「横浜IRを考えるシンポジウム」を開催【12 月】
	・横浜IRに対する理解を更に深めるため、Zoom によるオンライン形式でのIR
	(統合型リゾート)事業説明会を開催【2、3月】

	・横浜イノベーションIRについて、広く市民に知ってもらうため、横浜イノベー						
	ションIRのイメージポスターやサイネージ動画を作成し、横浜駅で展開【3						
	月】						
	・横浜イノベーションIR特別対談(岸博幸氏×平原副市長)を公表【3月】						
	・事業期間、IRを構成する各号施設の要件等を定めた実施方針の説明や存						
	識者へのインタビューを掲載した、広報よこはま特別号を発行【3月】						
	・アフターコロナにおける日本の観光MICEやリゾート、エンターテインメントの						
	在り方を踏まえ、バラエティ豊かなパネリストから「横浜イノベーションIR」につ						
	いてそれぞれの視点で意見を聞いた、横浜IRオンラインシンポジウムを開催						
	【3月】						
	・日本型IRの概要や、市が実現を目指すIRの概要に加え、有識者や経済人						
	からの取材記事等を掲載した、「横浜イノベーションIR広報冊子」を発行【3						
	月】						
令和3年度	・18 区の駅にイメージポスターを掲示し、市全域に広告を展開【7月】						
	・市庁舎2階のプレゼンテーションスペースと展示スペースで「横浜イノベーシ						
	ョンIR企画展示」を開催【7、8月】						
	・カジノ施設に起因する懸念事項への取組について市民の理解を深めるた						
	め、「横浜IRを考える有識者対談」を公表【7月】						
	・横浜イノベーションIRのPR動画を公表【7月】						

イ 広報よこはまを通じた広報

説明会への参加者募集、「横浜 I R (統合型リゾート)の方向性 (素案)」へのパブリックコメントの実施案内、広報動画の公表、公式ウェブサイトや公式 Facebookの開設、設置運営事業予定者の公募開始等、令和元年 11 月以降、 I R に関する情報を広報よこはまに継続的に掲載し、情報発信に努めました。

これに加え、多くの市民に対して横浜IRの取組について周知するため、広報よこはま特別号を3回発行し、新聞折り込みやPRボックス、区役所などで配布しました。

令和元年 12 月発行号では、I Rの実現に向けた市の考え方や I Rを誘致する理由、I Rの内容、よくある質問への回答などの情報を掲載しました。この広報よこはま特別号は、市長による市民説明会の会場でも配布しました。

令和 2 年 11 月発行号では、日本型 I Rの仕組みや I Rで体験できること、RFC の提案概要、よくある質問への回答などの情報を掲載しました。

令和3年3月発行号では、同年1月に公表した実施方針の内容や有識者へのインタビュー、横浜IR実現に向けたスケジュールなどの情報を掲載しました。

【図表 27】発行した広報よこはま特別号



ウ 広報冊子の発行

令和3年3月、市民をはじめ、ビジネス関係者にも横浜イノベーション I R について理解を深めてもらうために、日本型 I R の概要や市が実現を目指す I R の概要に加え、有識者や経済人へのインタビュー記事等を掲載した「横浜イノベーション I R 広報冊子」を区役所や P R ボックスなどで配布しました。

【図表 28】発行した広報冊子



エ インターネットを活用した広報

(ア) 横浜 I R (統合型リゾート) の広報動画「横浜の輝く未来のために〜横浜イノベーションIR」

令和2年4月、市民がIRについてイメージできるよう、横浜がIRを誘致する 理由や懸念事項対策の説明のほか、海外のIR施設を紹介する広報動画をホームページや横浜市 YouTube 公式チャンネルで公表しました。

【図表 29】 横浜 I R (統合型リゾート) の広報動画



(イ) 横浜イノベーション I R公式ウェブサイト

令和2年8月、IRに対する市民の理解促進を目的として、横浜イノベーション IR公式ウェブサイトを開設し、市の事業の進捗状況やIRに関する取組の情報、 国の取組に関する情報等の随時発信を開始しました。

(ウ) 横浜イノベーション I R公式 Facebook

令和2年12月、IRの情報を市民に幅広く知ってもらうため、広報よこはまや公式ウェブサイトなどでの広報に加えて、公式Facebookを開設しました。

SNSの特性を生かして、動画や写真といった視覚的な素材を用いながら最新情報を随時発信し、令和3年8月末までに合計52件の投稿を行いました。

(エ) 横浜イノベーション I R特別対談(岸博幸氏×平原副市長)

令和3年3月、慶應義塾大学大学院教授の岸博幸氏と平原副市長との対談動画をホームページ、公式ウェブサイト、横浜市 YouTube 公式チャンネル、公式 Facebookで公表しました。この動画では、MICE産業の重要性やアフターコロナに向けた経済再生の取組などについての意見交換に加え、IR施設の整備に税金を投入するのか、依存症対策はどうなっているのか等、市民から多く寄せられる質問への解説など、市が誘致を目指しているIRの姿について説明する内容でした。



(オ) 横浜イノベーションIR PR動画「横浜IRで体験できること」

令和3年7月、世界各国や市民を含めた日本各地の人々が横浜IRを訪れ、体験できることをイメージしたPR動画をホームページ、公式ウェブサイト、横浜市YouTube公式チャンネル、公式Facebookで公表しました。PR動画は、4つのシチュエーションに分かれており、老若男女、日本人・外国人を問わず様々な人々に向けた内容でした。





オ イメージビジュアルの活用

令和3年2月に、横浜イノベーションIRについて、広く市民に知ってもらうため、横浜イノベーションIRのイメージポスターやサイネージ動画を作成し、3月に横浜駅で展開しました。

また、令和3年7月には、前年度に展開した横浜イノベーションIRのイメージポスターやサイネージ動画について、前年度の横浜駅に加え、桜木町駅やみなとみらい駅、馬車道駅などの都心部から郊外部まで展開エリアを広げるとともに、市営バスや市営地下鉄車内でも展開しました。また、7月以降は区役所でも同ポスターやサイネージ動画を活用した広報を展開しました。

【図表 32】イメージポスター





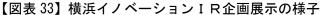


カ 横浜イノベーションIR企画展示

令和3年7月から8月までにかけて市庁舎2階の展示スペースやプレゼンテーションスペースで「横浜イノベーションIR企画展示」を開催しました。

プレゼンテーションスペースでは、広報動画やPR動画などのこれまでに公表した様々な映像を視聴できるエリアや、都心臨海部の航空写真を拡大した巨大なシールを床面に貼ることで、山下ふ頭とその周辺の観光エリアや施設などの情報を俯瞰して見ることができるエリアを設置しました。

展示スペースでは、パネル展示や模型等により、事業者の提案内容を紹介しました。







キ 横浜市町内会連合会への情報提供【令和元年~3年】

令和元年6月25、26日の市民向け説明会の開催にあたって、同月、市は、横浜市町内会連合会に情報提供を行いました。その後、令和3年7月までの約2年間、新型コロナウイルス感染症対策として書面開催となった回も含めて、この期間に開催された横浜市町内会連合会で約20回、各区における区連会ではおよそ300回、IRの誘致に向けた取組について情報提供しました。

(3) 市民説明会の実施

ア IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査市民向け説明会の開催【令和 元年6月】

市は、令和元年6月25、26日にかけて、市民向け説明会を、中区、保土ケ谷区、 都筑区、戸塚区の4方面で開催しました。この説明会では、「IR(統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」の報告書の内容を踏まえ、日本型I Rの制度や海外IRの事例のほか、横浜を取り巻く状況と課題、事業者からの情報提 供の内容、有識者へのヒアリング内容などについて説明しました。

説明会には、4会場合計380人の定員に対して、453人の応募があり、4会場合計で350人が参加しました。

当日は、当初1時間の開催時間を予定していましたが、多くの質問・意見をいただいたため、 $40\sim50$ 分程度延長した回もありました。また、その場で回答できなかった質問については、後日、資料とともにホームページで回答を公表しました。主な質問・意見としては、IRを構成する施設の一つであるカジノ施設に対する嫌悪感や治安や依存症などの懸念事項に関するものが多くありました。一方で、IRに期待するものや中立的なものもありました。また、説明会のアンケートでは、IRの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割あり、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられました。

【図表 34】 I R (統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり検討調査市民向け説明会の 開催状況

会場	開催日時	定員	応募数	通知数	参加数	質疑
中区	6月25日(火)	100 人	185 人	108 人	96 人	9人
保土ケ谷区	6月25日 (火)	80 人	60 人	80 人	69 人	16 人
都筑区	6月26日(水)	100 人	100 人	100 人	84 人	14 人
戸塚区	6月26日(水)	100 人	108 人	108 人	101 人	17 人
	380 人	453 人	396 人	350 人	56 人	

[※]応募者多数により、中区に応募された方を再抽選し20人を保土ケ谷区会場に案内

【図表 35】 I R (統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり検討調査市民向け説明会での主な質疑

質問	依存症対策で横浜市の対策は分かったが、カジノ利用者は横浜以外の方もいると
	思うが、市内以外の方の対策の考えがあるのか。
回答	横浜市は既存の依存症対策を今やっているが、仮にカジノができるのであれば、
	事業者が法制度として依存症対策をやらなければいけないことが決まっている。

	まず、入口確認で日本人の方はマイナンバーカードを持っていない人は入れない
	という条件が一つ、回数は7日で3回・28日間で10回、加えて自己規制と家族
	による排除などが法律の中で規定されている。
質問	ギャンブル依存症について非常に心配している。現在でも3百数十万人の人たち
	が依存症の対策がとれない中、新たにギャンブル依存症が発生する懸念が最大に
	ある賭博場開設をどう考えたらいいのか。
回答	シンガポールもIR導入以前は、全く依存症対策が行われておらず、導入前から
	ギャンブル等を管理する国の組織を作り、カジノ以外のギャンブルに国をあげて
	対策を進めた結果、有病率が下がっている。日本の場合、ギャンブル等依存症対
	策は基本的に公営ギャンブル、パチンコ等の遊戯で社会生活に支障が及ぶ有病率
	を指しているが、今まで措置されず、国がIRの法制度を作るのに先行して、対
	策基本法を制定し、この4月に基本計画を策定。カジノ以外のギャンブルにもし
	っかりと対策をしていく取組を国が始めている。基本計画は3年間で進め、市も
	それ以前から依存症対策を進めており、国の法律にも定められたので、県・市と
	もにしっかりと法律に基づき、IRの導入する・しないにかかわらず取り組んで
	いくとご理解いただきたいと思う。
質問	2014~2016 年度まで調査、2017 年の市長選で市長は白紙といったが、引き続き調
	査をしている。調査費用と調査内容を市ホームページで明確に示すべき。導入す
	る・しないが決まっていないと言いつつ、調査を進めて説明会をすることが理解
	できないが、何を根拠に推進するような行動をとっているのかの説明もきちんと
	ホームページに載せるべき。
回答	2014 年度の調査が6,156,000 円、2回目の2015 年度調査が61,819 円。2016
	年度が 1,944,000 円、30 年度は 5,400,000 円で実施。調査報告の内容は 30 年
	度の分もその前の分も、市の政策課のホームページの中で全て見られるようにな
	っている。
	白紙という中でこのような説明会がどうかだが、市としてはまだIRを導入する・
	しないは判断していない状況。 IRについては市民の皆様の関心度が非常に高い
	という様々なご意見を伺っており、平成 30 年度に市として検討を行った内容に
	ついて情報提供をするという視点から今回実施したものでご理解いただきたい。
質問	カジノ収益が多く言及されているが、賭博で巻き上げたお金で税収を増やしても
	非常に不健全な形で横浜市が税収を図っていくのは横浜市民として納得がいかな
	٧٠°
回答	横浜は何とか今の税収の中で市政運営ができている状況だが、将来を考えた時に
	日本最大の人口の都市であると同時に、人口減少社会の時に横浜は大きく人口減
	少していく。将来の中でなかなか今の市税収入を維持するのが難しいと認識して
	いる。個人市民税の割合が4割というのが横浜の特徴。企業からの市民税収が少

なくて市民の皆さんの個人市民税と固定資産税で市税の構成が成り立っている中で 10 年、20 年、30 年先を考えると今の市税の収入を維持することは難しいと考えている。導入する、しないを決めていない中で I Rは選択肢の一つではあるのでしっかりと調査をしていきたいというスタンスで報告をさせていただいている。

イ IR(統合型リゾート)市民説明会の開催【令和元年 12 月~令和2年2月】

令和元年8月22日のIR誘致の意思表明の際に、市長が自らIRに関する市の考え方などについて、説明をする旨を表明し、12月から、市長が自ら説明を行う市民説明会を開催しました。

説明会には、初回となった中区(開港記念会館)や令和2年2月に開催した港北区 (港北公会堂)において、定員を超える応募がありました。

説明会では、市が I R の誘致を判断するに至った背景や I R の詳細について市長が 説明し、会場で寄せられた質問に対して登壇者が回答しました(12 区合計約 130 件)。

また、会場で寄せられた質問のうち当日回答することができなかった質問への回答 (12 区合計約 4,700 件) や各区におけるアンケート結果 (約 3,100 人)、当日の説明 会資料と説明要旨等をホームページに掲載しました。

しかしながら、国内における新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大に伴い、令和2年2月20日に未開催6区における市民説明会の延期を発表しました。その後、安全な説明会の開催手法について検討を重ねてきましたが、感染症は収束せず、緊急事態宣言が発令される状況が続いていたことから、参加を希望された方の安全を確保するため、令和2年7月に市民説明会の中止を余儀なくされました。そこで、参加できなかった方むけに、市長が説明するとともに、過去の会場で寄せられた主な質問に回答する動画を作成・公表しました。あわせて、質問も募集し、回答をホームページで公表しました。

なお、この動画については、IRについて広く伝えるため、ホームページや横浜市 YouTube 公式チャンネルで公表するとともに、ホームページを見ることが困難な方に は市民情報センター等でDVDの貸し出しを行いました。

【図表 36】 I R (統合型リゾート) 市民説明会の開催状況

明煜豆	門 /宏 ロ	申込者数	出席者数	質問書数	アンケー	会場
開催区	開催日	中心有剱	山乕有剱	貝미音剱	ト数	読上数
中区	12月4日 (水)	951 人	376 人	176 件	288 件	14 件
神奈川区	12月9日 (月)	488 人	430 人	231 件	336 件	16 件
西区	12月14日(土)	318 人	293 人	147 件	217 件	8件
金沢区	12月19日(木)	364 人	315 人	205 件	253 件	4件
鶴見区	12月21日(土)	271 人	215 人	145 件	174 件	9件
磯子区	12月26日(木)	340 人	310 人	153 件	239 件	10 件
南区	1月17日(金)	427 人	326 人	222 件	272 件	12 件
旭区	1月20日(月)	344 人	291 人	212 件	247 件	9件
保土ケ谷区	1月23日(木)	339 人	248 人	156 件	222 件	10 件
港南区	1月28日(火)	365 人	255 人	174 件	229 件	9件
緑区	2月11日 (火・祝)	397 人	328 人	221 件	279 件	13 件
港北区	2月14日(金)	620 人	428 人	237 件	345 件	13 件
合計		5,224 人	3,815 人	2,279件	3,101件	127 件

【図表 37】 I R (統合型リゾート) 市民説明会での主な質疑

質問	結局、IRの中だけで金を使い、それ以外の商業施設が沈んでしまう。具体策
	は、経済的社会的効果の根拠は、裏付けられるものを提示してほしい。夢のよう
	な話ばかりで問題点、課題が全く提示されていない。課題は全くないのか。
回答	IR整備法では、IRがゲートウェイとして市内だけでなく県内や国内の観光
	MICE の発展に寄与できる仕組みになっている。 I Rエリアだけではなく、市内に
	はスポーツや MICE 関係などポテンシャルがあるので、相乗効果が生まれるよう
	IRとつなげていく。ツアー会社と組んで市内、県内等の観光メニューを作る、
	地元とIR事業者で協定を結ぶなど設計していきたい。
質問	企業誘致に失敗したときに、(企業が撤退した場合等)赤字になった場合、市民
	の負担はないのか。
回答	進出する民間事業者が主体になってIRを整備することが基本。周辺の道路整備
	等、公共の負担もあるが、事業の運営については進出した民間事業者が責任を負
	うことになる。海外の事例では施設を譲渡することによってほかの事業者が経営
	を継続することが有力。市と進出事業者が結ぶ契約によって、撤退時には事業者
	の責任を明確にできると考えている。
	また、横浜経済が活性化する、持続的に成長するという前提でIR誘致を進める
	ので、事業者の進出や撤退でどのような影響があるのか考える必要がある。

質問	旭区のような山川(都心臨海部から離れた地域)に住む市民にとって、横浜IR
	はどのような利点があるのか。
回答	IRには市内はもとより、県内や日本各地の魅力をアピールして、IRに訪れる
	お客さまを各地に送客する施設が整備される。これを活用して、ズーラシアやふ
	るさと村等市内郊外部の観光や、アグリツーリズムなどへのご案内をすることで、
	観光面の活性化が可能。
	また、IRには大規模なMICE施設やホテルなどが整備されるため、そこで使う物
	品や食品などの調達、サービスの提供などの需要については、市内全域で対応す
	ることになり、市内経済の全体的な活性化につながる。
	それからカジノの納付金や入場料収入などによって市の税収が伸びて、行政運営
	の自由度が高まる、それで市域全体の市民サービスの向上も期待できると考える。
	市民の皆様が一流のショーやエンターテイメント、文化、芸術を身近に体験でき
	ることも大事。
質問	様々な世論調査や報道によるとカジノに対して市民の強い反対があるが、市長が
	これらの市民の声に耳を傾け、声を聞こうとしないのは何故か。
回答	今までIRを導入する・しないという判断に至っていないという事で白紙と言っ
	てきたが、市民の皆さまに耳を傾けていないという事については、私はあまりそ
	う思っていない。今回の説明会についても、今日は第2回目で18区に私自身の考
	え、IRについてのご説明をし、この後は、また詳しく色々な質問に直接お答え
	できるようにしていく。このため、耳を傾けていないということは、ないと思う。
	今日のご説明は、一方的だとご批判もいただいているが、限られた時間の中で、
	スピード感を持って18 区にご説明をするため、この形にしている。それから、直
	接私自身が、市民の皆さまからお話を聞く機会もあるが、反対ばかりの方ではな
	く、是非やってほしいという方もいる。全く耳を傾けないと映ってしまう事につ
	いては、大変申しわけなく思うが、私自身が皆さんの声を聞いていることを、ご
	理解いただけるように努め、しっかり説明会をやっていくのでご理解を賜りたい。
質問	横浜の歴史と文化を守り、子育て、医療、福祉、教育など市民の安全・安心な生
	活を支えるために、なぜカジノギャンブルを中核としたIRが必要なのか。かえ
	って安全・安心な生活を壊すのではないか。
回答	まさに、医療、福祉、子育て等、高齢者をお守りするため、予算をつけていく。
	その一つの税収増の施策として、IRに取り組むという事で、そのためにギャン
	ブル依存症や治安をきちんと守るための取組をしていく。横浜市には、MICE
	施設のパシフィコ横浜がある。国際会議場や展示場だが、維持管理は大変難しく、
	実際は市の補助金も入れて、例えば低利融資、銀行からの融資の債務保証など、
	市の公共の支援がなければ成り立たない。海外にも色々な国に大きなMICE施
	設があるが、民間が単独で経営するのは非常に難しい。このため、統合型リゾー

ト(IR)では、カジノをつくることによって、施設投資や維持等の資金にしていくという考え方。このため、統合型リゾートには、カジノがないと経営自体が成り立たない。国でもそういう試算をしている。やはり全体を支えていくのがカジノの収益となる。

統合型リゾートは、単なるエンターテイメントだけではなく、国際会議場が大型であり、機能が充実したものがつくられる。国際会議をやることで、例えば会議が終わった後に、街に出て観光するとか、お食事するとか等のシャワー効果がある。横浜は、特にSDGs未来都市としてレベルが高いと評価されているが、そう言う事の発信であるとか、世界中の学会であるとか、経済界であるとかが、国際会議をやるために訪れる。そこから生み出される様々な効果、人が国外から集まってくるところに、繁栄があると考えている。そういう意味でIRには、重要な施設として国際会議場が定められている。もちろん、繰り返しになるが、安全・安心のために、徹底して対策について対応していく。

質問 IRによる依存症に懸念があると言われているが、既存のギャンブルには対策は とらないのか。

回答 今まで国の依存症対策への取組は足りなかった。横浜市も現実に、依存症の方の 実数は把握していない。国もこの調査を始めたし、横浜市もこれからしっかりと 把握し、IRだけではなく全体の依存症対策に取り組んでいく。すでに取り組ん でいるアルコールや薬物だけでなく、既存のギャンブルやインターネットなど 様々な依存症に対して、普及啓発の取組もしっかりやっていく。

依存症患者や、そのご家族に対してソーシャルワーカーによる相談、家族教室など支援を今行っているが、それについても、さらに強化する。依存症の回復に向けたプログラムの実施や、支援団体と連携も進めていく。これから既存のギャンブルの依存症の患者数も減らしていこうという決意で取り組んでいく。

質問 説明会等を行っても、カジノに不安を持つ人が増えた場合、市民の意思に反して までもカジノを作りますか。白紙に戻すことはないのですか。

回答 これから、この点について議会でよく議論をしていくことになる。今までのIR 調査検討費用については、今年度の補正予算も含め議会でご議論いただき、ご承認いただいてきた。これから区域整備計画などを作っていくには、さらに予算が必要となることから、次年度の予算についても、今後議会での議決をしていただかなくてはならない。

不安であるとか、断固反対とか様々な方のご意見や、ぜひ I Rを進めてほしいという商工会議所を中心とした13の経済団体もおり、賛否両論だと思うので、まず丁寧に日本型 I Rについてご説明したいと考え、一度目の説明会を18区で開いている。

質問 │ I Rによる経済波及効果はどのようなものが見込めるのか。 I R以外の魅力を創

出しなければ結局、観光消費額はのびないのではないか。 回答 IR以外の観光についての魅力創出は、横浜市も今まで懸命にやってきている。 例えば、クルーズ客船の誘致も大きな成果の一つではないかと思う。ただ残念な がら、最高で1隻で5,000人ほどいる乗員乗客のほとんどの方は横浜港で降りて も、横浜に留まらずに東京に行ってしまう。何とか横浜に留まって横浜でお金を 使っていただきたい、神奈川県内を周遊していただきたいと考えると、インパク トある魅力的な施設が必要になる。それがハーバーリゾートの形成を目指す山下 ふ頭開発基本計画であったのだが、公的な資金だけでは全く経営的に難しいとい う状況の中、国がIRを進めていくことになった。横浜市としてはIRが我々の 計画にあっていると判断し、今回IR導入を目指している。 他の観光促進として、例えば、ナイトタイムエコノミー充実に向けて今年の秋か ら冬にかけて、NIGHT SYNC YOKOHAMAという名称でイルミネーションやCGを用いて 夜の港の演出など行うとともに、ラグビーワールドカップの誘致にいち早く手を 挙げるなど、様々な政策も実施している。 今までの政策をやめるのではなく、IRが付随した効果として観光集客に大きく 貢献すると考えている。 質問 交通渋滞や公共交通機関の混雑が容易に想像できるが、その部分の対策もしくは 計画をどう考えているのか、お聞かせ頂きたい。 回答 山下ふ頭は入り口が一か所のような地形で、施設の規模にもよるが、間違いなく 多くのお客様がお見えになることから、当然渋滞の心配も想定される。 今、横浜市は、渋滞対策として道路を含めたインフラを周辺でどう設定すれば良 いか検討している。渋滞が起きないよう、できるだけキャパシティに余裕を持っ た計画を詰めている段階にある。これも公表できる状況になったら、皆さまにお 示ししていきたい。 質問 年間の利用客数の見込みは。IRの利益が出なかった場合、市の税金を使って、 契約年数30年から40年、補塡するのは本当か。 回答 第一部で年間訪問者数について2,000万人から4,000万人という数字をお示しし た。この数字は一昨年度から、事業者より提案をいただき、ヒアリングしながら まとめたもの。施設の規模や構成など事業者の考え方がそれぞれ違うので、数字 に幅が出てきている。この数字については、それぞれ横浜市と監査法人で確認を している。 今、2回目の事業者ヒアリングを行っており、それを基に横浜市が目安とする水準 を決めていく。事業者を募集する際には実施方針、簡単に言うと募集要項の中に その水準を盛り込んでいく。最終的に事業者が決まってからは、横浜市と選定し た事業者で区域整備計画を作って国に申請していく。その段階では、計画も具体 的になっているので、正確な数字になってくる。

日本型IRではIR区域内の整備は基本的にIR事業者が全て行う制度となっている。基本的には横浜市はIR区域内に税金は投入しない。最終的に横浜市とIR事業者がどういうIRにするかということを実施協定として契約を結び、IR事業者はそれに従って運営する。

IRの運営についてもIR事業者の責任において行うが、事業がうまくいかなくなって、仮に撤退という状況もあるかもしれない。そういう場合は、今まで世界の例では、違う事業者がその施設を買い取って運営をしている。

横浜市に負担がくるようなことにはならない仕組みで事業者と契約を結び、もし撤退をするときの約束もその実施協定の中でしっかりと決めて、この事業を進めていくことになるので、市の負担というのは基本的にはない。このIR施設が赤字になったからといって、その赤字分を横浜市が税金を投入するということはあり得えない。

質問 IRにかかる建設費は。

回答 建設に伴い派生する費用も含まれているが、7,500億円から1兆2,000億円と各事業者から横浜市は提案を受けている。規模的にはこの程度と思っている。

IR区域内の施設整備については、全てIR事業者が行うので、この7,500億円から1兆2,000億円の中には横浜市の税金は入っていない。IR区域内は、基本的には横浜市の税金の投入はない。

インフラも基本的には、区域内はIR事業者の負担で整備していただく。ただ、 先ほど紹介した山下ふ頭にある臨港幹線は国が整備するが、横浜市が負担金とい う形で一部負担する。また、渋滞回避に向けてIR区域外の周辺道路を改良する ような場合は、横浜市が負担する場合もある。

いずれにしても、IR事業者と横浜市の負担の線引きについても、IR事業者と しっかりと取り決めをしていく。

【図表 38】市長説明動画の閲覧状況

開催区	申込者数	質問書数	アンケート数
青葉区	419 人	54 件	104 件
都筑区	479 人	38 件	63 件
戸塚区	518 人	39 件	82 件
栄区	377 人	36 件	57 件
泉区	341 人	39 件	67 件
瀬谷区	301 人	29 件	46 件
合計	2,435 人	235 件	419 件

ウ 事業説明会の開催【令和3年2月~3月】

実施方針の公表及び設置運営事業予定者の公募にあたって、市は、令和3年2月から3月にかけて、横浜IRに対する理解を更に深めるため、事業説明会を6回開催しました。

説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Zoom を使用したオンライン形式での開催とし、令和3年1月21日に公表した実施方針等についての説明と質疑応答を行いました。オンライン形式での参加が困難な方には、説明内容を収録したDVDを提供し、書面で質問を受け付けました。あわせて、YouTube で説明会の模様をライブ配信し、広く視聴できる環境を整えました。

ホームページには、当日に使用した資料、動画、当日の質疑応答で回答できなかった質問やDVD視聴者から寄せられた質問への回答及びアンケート結果を公表しました。

【図表39】事業説明会の開催状況

	開催日時等	参加者	質問数	アンケート	YouTube
				回答数	視聴者
第1回	2月6日 (土)	69 人	70 件	37 件	92 人
第2回	2月12日(金)	56 人	37 件	35 件	81 人
第3回	2月20日(土)	49 人	13 件	32 件	64 人
第4回	2月26日(金)	26 人	25 件	13 件	48 人
第5回	3月7日(日)	25 人	15 件	16 件	54 人
第6回	3月14日(日)	46 人	20 件	29 件	56 人
その他	DVD等視聴	_	6件	8件	_
合計		271 人	186 件	170 件	395 人

【図表 40】事業説明会での主な質疑

質問	カジノ事業によってこの 700 億円を見込むとなると、売上規模は年間 2,300 億円、
	一日当たり 6.3 億円が必要であり、のべ面積比3%のカジノ事業で競輪の一日の
	売上に相当する額をインターネット等による投票なしで現地のみで売り上げるの
	は現実的な数字と言えるのか。カジノ施設による収益見込みが別にある場合はそ
	れを示してほしい。
回答	今回ご説明した「横浜IRの方向性」にある「市への増収効果860~1,000 億円」
	を基に回答いたします。
	内訳としては、カジノ納付金として、カジノの粗収益の 15%を市、15%を国に納
	付することが法律で定められています。入場料収入は、日本人等は1回6,000円

と法律で定められており、その半分にあたる 3,000 円が横浜市に納付されます。 その他、大きな施設ができた場合に、法人市民税や固定資産税などの税収増が見 込まれることを踏まえ、横浜市としての増収効果を 860~1,000 億円と現在お示し しています。この数値については、これまでのRFCで、複数の事業者様から提 案された数値であり、幅をもってお示しています。現時点で事業者様がその内訳 をお示しすることはできません。

今後、事業者様から提案書が提出されれば、その詳細について市民の皆様にお示 ししたいと考えています。

質問 市の広報動画で海外のIRは誰もが楽しめる施設が整備されていると感じたが、 実際に横浜IRが行われるとなった場合、IRで整備される施設の具体的なデザインはいつ頃明らかになりますか。

回答 | IR事業者の公募スケジュールを踏まえながら、ご説明します。

2021年1月21日に、実施方針、募集要項を公表し、IRの公募を開始しました。その後、2月5日~5月17日の期間で、事業者による資格審査書類の申込を受付します。そして、最終的に、2021年の6月11日が提案書の提出期限となっています。提案書類については、選定委員会で審査し、2021年夏頃には設置運営事業予定者を決定する予定です。

施設のデザインについては、事業者の提案書内容に基づくため、設置運営事業予 定者が選定される夏頃に明らかになってくると考えています。

質問 今後コロナ対策が非常に重要だと思います。それに対して、今回の計画は全然指示がありませんが、どうしたのでしょうか。

回答 横浜市としても、これからの世の中では、何をするにしてもコロナ対策が非常に 重要と考えています。1月21日に発表した実施方針では、横浜IRのひとつの柱 として、「安全・安心対策の横浜モデル」の構築を掲げています。その中で、津波 や地震などの自然災害に強いということに加え、コロナのような感染症などにも 対策がなされた、安全・安心なIRにしていきます。また、「危機管理、防災対策 及び健康衛生の確保」として、IR区域内での感染症対策を実施することとされています。

昨年(2020年)の10月から11月にかけて、IRの各事業者にどのようなコロナ対策を行っているのか調査しました。アメリカ、マカオ、シンガポールの事業者はかなり厳格に取り組んでいました。マスクや検温は当然として、例えば大規模施設でも空調を改善し、ヘパフィルターのような空気清浄ができる施設を設置するほか、自動で消毒するロボットを運用しています。ゲームで使用するトランプ等は1回使用したら廃棄し、金銭やチップも紫外線を用いて清浄・殺菌をしています。これらの徹底的な対策によって、各国とも大きな問題が出ている状況にはありません。

	国による対策も踏まえながら、このようなしっかりした感染症対策を事業者から
	提案してもらえるよう、実施方針で求めています。
質問	長い目で横浜市に潤いをという形で計画されていると思うが、契約では民間企業
	が事業を継続できなくなった場合は具体的にどのような対応となるのか。施設の
	処理費用や違約金はあるのか。
回答	民間事業者が経営不振などで事業が継続できなくなった場合に、どのような対応
	になるのかというご質問ということで回答します。
	IR事業は民設民営事業であるため、経営不振に陥った場合には、民間事業者と
	して通常想定される対応となることが原則です。そのような場合には、今後検討
	していくところですが、違約金を示したうえで、違約金を支払っていただくとい
	う方向で考えています。
	施設の処理費用についてですが、通常土地を貸与した場合には更地にした状態で
	戻していただくのが原則です。但し、設置された施設を他の事業者が引き継いで、
	営業を継続できるような場合や、いくつかの施設を活用するような場合も想定さ
	れます。施設の利活用や再活用も含めて、施設の処理を検討しています。
質問	横浜市は他の自治体と比べ、医療費や給食費等への充当が低いと思われますが、
	IRで上がった収益を市民に還元してもらえるのでしょうか。
回答	IRによって得られた収益の使途は、「IR整備法」で定められています。そもそ
	も日本型IRは、我が国や地域の観光・経済を振興するための施策であることか
	ら、カジノで得られた収益は観光経済の振興に充てることになります。また、カジ
	ノに起因する懸念事項への対策にも充てます。
	さらに、IRに伴う周辺地域の交通基盤対策にも充てるということが定められて
	います。加えて、財政改善への貢献を目的としています。具体的な配分については、
	現段階ではお示しできませんが、横浜市では、これらの施策に充てるとともに、将
	来見込まれている税収減や収支不足を補い、福祉、子育て、医療、教育、公共施設の
	更新など、豊かで安全安心な市民生活をより確かなものにするための財源に重き
	を置いて活用することとしています。
質問	横浜市の将来見込まれる税収減の対策として、IRは有効な手法となり得る事は
	理解できました。質問ですが、資料の中で、観光・経済の活性化において「市内
	中小企業からの食品・物品・サービス等の調達の取組」とありましたが、具体的
	にどのように取り組む想定でしょうか。
回答	IRによっても大きな調達は見込まれますが、今後選定される事業者と共に、ど
	のようにしたら市内の中小企業あるいはIR事業者が調達に取り組むことができ
	るかを検討したいと考えています。
	シンガポールのIRを一例とした場合、食用卵は年間 250 万個、1 週間で 5 万個、
	1日で 7,000 個を調達すると言われています。これは横浜市中央卸売市場の年間

取扱量の約3割に相当します。

食材の他にも、「リネン」、「清掃」、「警備」、「管理委託」等含め、様々な調達が見込まれます。将来的にどの程度の受注が見込まれるか、市内事業者の皆様といち早く共有し、計画をたて、IR事業者には市内の事業者から調達できるよう取り組んでもらうこととしています。

横浜市も、中小企業振興条例に基づき取り組んでいるところですが、可能な限り 市内の事業者から調達してもらうよう取組を進めていくことにより、大きな需要、 経済効果を横浜市にもたらすことになると考えております。具体的な取組につい ては、事業者の皆様にご提案いただくことになっていますので、決定した事業者 と具体策を検討していく予定です。

質問 説明を聞く限り、少しは整備が進んでいるようですが、初めてのことで皆さん不 安です。不安を払拭できるよう今後も細かく、説明、経過報告をしていただきた いと思いますが、予定されていますか。

回答 日本型IRについては、横浜市民だけでなく、国民にまだまだ浸透していないと 考えています。

そのため、横浜市では、2019 年度から、市長による市民説明会や広報よこはま特別号の発行に取り組んでいます。また、IRに関するホームページやFacebookを立ち上げ、市の取組やトピックスを掲載し、ご覧いただけるようにしています。今後、事業者決定の際における提案内容の周知や、事業者と共同で作成する区域整備計画を策定した段階で説明会等を行っていきたいと考えています。また、横浜市会における本会議や委員会での質疑内容などもインターネットでご覧いただけます。今後も節目節目で、可能な限り丁寧な説明を行いたいと考えています。横浜IRは「安心・安全の横浜モデルの構築」を掲げています。市民の皆様に安心していただけるよう対策に取り組むとともに、皆様にもご説明していきます。

質問 | カジノ以外の事業の収支計画と事業者が遵守すべき規定や罰則はあるのか。

回答 IR整備法では、中核施設として、MICE 施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設が位置付けられています。また、その他の施設として、エンターテインメント施設、レストラン、ショッピングモールなどがあります。各施設の収支を把握するよう国から求められていますので、事業者には施設毎の収支計画に関する提案を求めていきます。事業者は、事業運営時には、毎年、事業計画や監査を経た報告を国あるいは市に提出し内容のチェックを受けることになります。

仮に収支が守れなかった場合の罰則についてですが、民設民営事業となるため、 収支の増減は状況に応じて発生します。従って、「収支が悪い=即罰則」というこ とは難しいと考えています。収支が下振れしないよう、事業者と横浜市が共同で モニタリング計画を作成する予定です。収支目標や広告などの事業実施に関する 計画を事業者自身あるいは横浜市が都度チェックをしていくものです。事業者がしっかりと運営ができているか、事業収支上難しい状況にならないかどうかを、事業者のセルフチェック、横浜市のチェック、あるいは国のチェックを行っていきます。こうした中で難しい状況が生じれば、横浜市と事業者が改善策を検討して、PDCAを行っていきます。こうした仕組みによって、事業者の収支を管理していくことになります。直接的な罰則は難しいと考えていますが、モニタリングを通じて、事業の実施状況をしっかりと確認することになります。

一つ付け加えますと、収支計画での罰則は現在想定されていませんが、例えば事業者が計画どおりプロモーションを実施しなかった場合、横浜市は是正要求が可能です。是正要求に従わない場合には、様々なプロセスを踏んだうえで、違約金の徴収や契約解除などに至るような、厳しい設定を考えています。

(4) 広聴等の状況

ア 広聴

これまでに多くの市民から、IRの誘致に対して様々な意見等が寄せられました。 平成28年度は、IR推進法が成立した12月から翌年1月までにかけて、平成30年度は、IR整備法の成立やRFIの実施を公表した7月から8月までにかけて多くの意見等が寄せられ、これらの意見等に対して、市は、IRを導入する・しないについての判断をしておらず、国の動向を見極めながら導入に向けた検討を進めていくことや、国の動向などについて回答してきました。

令和元年度は、IR誘致を表明した8月から10月までにかけてと、市長による市民説明会を開始した12月以降に多くの意見等が寄せられました。特にIR誘致を表明した令和元年8月から10月までにかけては、誘致の表明に関連する意見・要望が1,000件以上寄せられました。これらの意見等に対し、市がIRの誘致を判断するに至った経緯やIRの制度などについて回答してきました。

令和2年度は、年度当初から新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、感染症 対策を優先すべきという意見や、海外から多くの観光客が訪れることによる感染症 拡大への不安や観光需要の落ち込みによる経済効果への不安などに関連する意見等 が多く寄せられました。また、住民投票条例が市会で審議された令和3年1月にも 住民投票の実施を求める意見等が寄せられました。

IR誘致撤回の表明以降は、広聴件数が大きく減少しました。

また、各団体からも、様々な意見等が寄せられました。市民団体からは、IRを構成する施設の一つであるカジノ施設に起因する懸念事項への不安、多くの市民が反対している中でIR誘致の取組を進めることの是非に関連する意見等が寄せられました。一方、経済団体からは、IRによる市内経済の活性化に期待する意見等が寄せられました。

団体から要望があった場合には、可能な限り面会による要望書等の手渡しの機会を 設け、対話を行うとともに、面会時の写真撮影にも対応するなど、各団体との意思疎 通の機会を設けました。

平成 28 年度から令和 4 年 1 月までにいただいた意見・要望の総数は、延べ 3,181 件にのぼりました。

【図表 41】 I Rに関する広聴(※)の状況(うち、市長陳情等の状況) 単位:件

	平成	平成	平成	令和	令和	令和
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度
4月	1 (-)	6 (-)	7(1)	3 (-)	146 (12)	28(1)
5月	3 (-)	7 (-)	8 (-)	12(-)	103(5)	11(-)
6月		4(1)	13(2)	9(1)	63 (18)	29(2)
7月	3(2)	14(3)	18(2)	23(4)	66(4)	23(2)
8月		10(-)	29(2)	746(7)	43(6)	24(1)
9月	1(1)	6(2)	10(1)	353 (11)	67(5)	36(4)
10 月	3(3)	6 (-)	12(1)	103(5)	86 (20)	6(2)
11月	1(1)	1 (-)	12(4)	57(4)	104(3)	3(2)
12 月	30(-)	6(3)	4(3)	148(7)	83(3)	3 (-)
1月	26(1)		2 (-)	117(1)	117(3)	5(1)
2月	11(1)	5(1)	2 (-)	102(3)	52(-)	
3月	4(1)	2 (-)	4(1)	85 (11)	54(2)	_
合計	83 (10)	67 (10)	121 (17)	1, 758 (54)	984 (81)	168 (15)

合計 3,181 件

※平成28年4月1日~令和4年1月31日に「市民の声」事業として受け付けたもの

【図表 42】 I Rに関して広聴で寄せられた主な意見

I IR推進法成立期

- ・横浜にカジノは不要という意見
- ・カジノによる景観の悪化を懸念する意見
- ・治安の悪化や風紀の乱れを懸念する意見
- ・反社会勢力の関与に関する意見
- ・カジノからの安定的な収入源確保のための方策に関する意見 など

Ⅱ IR整備法成立、RFI実施期

- ・横浜にカジノは不要という意見
- ・市民の意見を聞くべきという意見
- ・検討を直ちにやめるよう求める意見
- I R導入による効果に期待する意見 など

Ⅲ IR誘致表明期

- ・市長選でカジノ誘致を争点とすべきだったという意見
- ・カジノ誘致に対して住民投票を求める意見
- ・横浜にカジノは不要という意見
- ・カジノによる景観の悪化を懸念する意見
- ・カジノ以外のことに税金を使ってほしいという意見
- ・カジノの収益による財政再建に対して否定的な意見
- ・IRの周知が必要という意見
- ・IRによる効果を期待する意見 など

Ⅳ 18 区市民説明会開催期

- 横浜にカジノは不要という意見
- ・質疑を行うよう求める意見
- ・説明会での説明内容に関する意見
- ・説明会の運営に関する意見 など

Ⅴ 新型コロナウイルス感染症発生・拡大期

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を優先するよう求める意見
- ・新型コロナウイルス感染症への対応が落ち着くまで、誘致の取組を停止するよう求め る意見
- IRの予算を新型コロナウイルス感染症対応の関連予算へ変更するよう求める意見
- ・集客施設の誘致による感染症の増加を懸念する意見
- ・IR誘致の推進を求める意見 など

VI 住民投票条例否決期

- ・カジノ誘致の是非は住民投票で決めるべきという意見
- ・市長選でカジノ誘致を争点とすべきだったという意見
- ・住民投票条例議案に付された市長意見に抗議する意見
- ・市会の住民投票条例が否決されたことに対する意見
- ・IR誘致の推進を求める意見 など

イ「横浜IR(統合型リゾート)の方向性(素案)」に係るパブリックコメントの状況

令和2年3月、市は、これまでの検討等を踏まえ、横浜 I Rの基本コンセプトや、コンセプト実現のための方向性をまとめた「横浜 I R (統合型リゾート) の方向性 (素案)」を公表しました。あわせて、令和2年3月6日から4月6日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントでは、基本コンセプトや4つの方向性、取組の背景、IR実現の効果、地域の理解促進・合意形成、スケジュール等に対して、多くの意見をいただきました。意見提出者数は延べ5,040人・団体と市が実施したパブリックコメントとして過去最高となり、また、提出された意見は、9,509件にのぼりました。

【図表 43】パブリックコメントの実施結果

○意見の提出者数(人・団体)

提出方法	意見の提出者数
郵 送	1, 782
F A X	1, 189
電子メー ル	1,724
窓口持参	345
合 計	5, 040

○意見の分類

	意見の項目	意見数
-	方向性(素案)に関する意見	8,621件
	横浜IRの方向性 基本コンセプト	(995件)
	横浜IRの方向性1 世界最高水準のIRを実現	(877件)
	横浜IRの方向性2 都心臨海部との融合	(789件)
	横浜IRの方向性3 オール横浜で観光・経済にイノベーションを	(1,620件)
	横浜IRの方向性4 安全・安心対策の横浜モデルの構築	(1,366件)
	取組の背景、IR実現の効果、地域の理解促進・合意形成、スケジュール等	(2,974件)
	その他の意見等(素案に関連しない意見等)	888件
	合 計	9,509件

○意見への対応

分 類	対応状況	意見数
修 正	素案変更の参考としたもの	387件
参 考	案に既に記載されていたもの、 今後の事業・取組等の参考としたもの	8,234件
その他	その他の意見等 (素案に関連しない意見等)	888件
	合 計	9,509件

3 ギャンブル等依存症などの懸念事項に対する取組

(1) ギャンブル等依存症対策基本法の成立【平成 30 年7月】

I R推進法の成立及びその附帯決議を受け、ギャンブル等依存症全般について包括的な対策を推進することを目的に、平成28年12月26日から平成29年8月29日までの間、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において議論が重ねられました。

第2回会議では、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」が行われ、第3回会議にて「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられました。

法制化に向けた動きでは、平成29年2月から6月にかけて、日本維新の会、自民党・公明党、民進党・自由党がそれぞれ独自の法案を提出しました。衆議院の解散に伴い廃案となりましたが、自民党・公明党と日本維新の会が協議により法案を一本化した後、ギャンブル等依存症対策基本法案が国会に再提出され、IR整備法に先んじて平成30年7月6日に可決・成立しました。

ギャンブル等依存症対策基本法は、主に 11 の項目から構成されており、ギャンブル 等依存症の定義や、国及び都道府県によるギャンブル等依存症対策を推進するための計 画策定、内閣にギャンブル等依存症対策推進本部の設置及び同推進本部内にギャンブル 等依存症対策推進関係者会議の設置などが規定されています。

参考資料2

ギャンブル等依存症対策基本法概要

1 目的

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、 ②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている 、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、

➡ もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 完義

ギャンブル等依存症: ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その 他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題 啓発週間(5月14日~20日)を設定

* ギャンブル等依存症問題:ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① ギャンブル等依存症対策推進基本計画:政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
- ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**: 都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
 - * ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策

① 教育の振興等

- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 ⑦ 連携協力体制の整備
 - 3 (グ) 連携協刀体制の登1 (8) 人材の確保等

③ 医療提供体制の整備 ④ 相談支援等

⑨ 調査研究の推進等

⑤ 社会復帰の支援

⑩ 実態調査(3年ごと)

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置 所掌事務:①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を設置

委員: ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内)

所掌事務:本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を 述べる

- ※ 施行期日:公布の日から起算して3月を超えない範囲内(平成30年10月5日施行)
- ※ 検討:① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討
 - ② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

出典: ギャンブル等依存症対策推進本部会合資料

(2) ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定【平成 31 年4月】

ギャンブル等依存症対策基本法第二十四条の規定に基づき設置されたギャンブル等依存症対策推進本部において、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案の作成が進められました。その後、推進本部内に設置されたギャンブル等依存症対策推進関係者会議における議論やパブリックコメントを経て、平成31年4月19日にギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定されました。

基本計画は二章構成となっており、第一章の「ギャンブル等依存症対策の基本的考え 方等」では、依存症問題の現状、依存症対策の基本理念が明記されているほか、基本的 事項として、PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進、多機関の連携・協力 による総合的な取組の推進、重層的かつ多段階的な取組の推進が示されています。

第二章の「取り組むべき具体的施策」においては、関係事業者が行う取組として、広告宣伝に関する新たな指針の作成や、施設内・営業所内のATM等の撤去などが規定されています。

神奈川県は、令和3年3月、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」に位置付けられる「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しました。

(3) 横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査の実施【令和元年 12 月】

市におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するため、市は、令和元年12月から令和2年3月まで、「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」を実施し、結果を令和2年4月に公表しました。

この調査では、国が平成29年度に実施した全国調査の調査手法を踏まえ、無作為に抽出した市内の満18歳から74歳の男女3,000人を対象に面接による調査を行い、1,263人(回答率42.1%)から回答を得ました。

国と同様に、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト(SOGS)を用いて、ギャンブル等依存症が疑われる者の割合推計を算出したところ、過去1年以内のギャンブル等の経験をもとにした「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合推計は0.5%(平成29年度国調査:0.8%)という結果が出ました。

また、最もよくお金を使ったギャンブル等については「パチンコ・パチスロ」という結果でした。

【図表45】横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査結果

娯楽と生活習慣に関する調査の概要

調査実施主体	横浜市都市整備局			
調査手法		面接調査		
対象者の選択方法	市内 208 地点の住	民基本台帳より無作為に	抽出	
調査対象者数		3,000 人		
回答者数	1, 263)	人(回答率 42.1%)	_	
ギャンブル等依存症が	推計値	0.5% (0.3~1.1%) (%2)	実 数 7人/1,263人	
<u>疑われる者</u> (\$0G\$(※1)5点以上、 過去1年以内)	(内訳(※3))「パチンコ・パチ スロ」に最もお金を使った者	0. 2% (0. 0~0. 6%)	2人/1,263人	
ギャンブル等依存症が	推計値	2.2% (1.5~3.4%)	28 人/1, 263 人	
<u>疑われる者</u> (SOGS 5点以上、生涯)	(内訳(※4))「パチンコ・パチ スロ」に最もお金を使った者	1.6% (1.0~2.6%)	20 人/1, 263 人	

- (※1) SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依 存の簡易スクリーニングテストである。12 項目(20 点満点)の質問中、その回答から算出した 点数が5点以上の場合にギャンブル依存症の疑いありとされる。
- (※2) 数値は性別・年齢調整後の値。()内は「95%信頼区間」を表しており、同様の方法で標本調 査と区間の作成を 100 回行った場合、そのうち 95 回程度で真の値を含む区間のことである。
- (※3)過去1年以内に最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳
- (※4) 生涯を通じて最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

【図表46】平成29年度全国調査の概要 (ギャンブル等依存症対策推進本部)

ギャンブル等依存が疑われる者の推計値

平成29年度全国調査の概要 (SOGS (※1) に関する調査) 全国調査結果の中間とりまとめ (2017年9月29日 久里浜医療センター 発表)

▶ 平成29年度全国調査によると、国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合は、 成人の0.8%(約70万人)と推計されている(過去1年以内)。

	平成29年度 全国調査			(参考) 平成25年度 全国調査
研究実施主体	日本医療研究開発機構(AMED) (久里浜医療センターに委託して実施。研究代表者: 松下幸生 副院長)		厚生労働科学研究 研究代表者: 樋口進 (久里浜医療センター院長)	
調査方法		面接調査		自記式のアンケート調査
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より無作為に抽出			全国の住民基本台帳より無作 為に抽出
調査対象者数		10,000名		7,052名
回答者数	4,685名 (回答率 46.9%)		4,153名(回答率 58.9%)	
ギャンブル等依存が 疑われる者(SOGS(※	推計値	0.8%(0.5~1.1%)(※2)	(32名/4,685名) (※3)]
1)5点以上、 <u>過去1年</u> 以内)	(内訳) (※4)パチンコ・パチスロ に最もお金を使った者	0.7%(0.4~0.9%)	(26名/4,685名)	調査していない
ギャンブル等依存が <u>疑われる者</u> (SOGS5点 以上、生涯)	推計値	3.6%(3.1~4.2%)	(158名/4,685名)	4.8%(4.2~5.5%) (※2)
	(内訳)(※5) パチンコ・パチスロ に最もお金を使った者	2.9%(2.4~3.4%)	(123名/4,685名)	調査していない

- (※1) SOGS (The South Oaks Gambling Screen)は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。
- 12項目(20点満点)の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。 (※2) 数値は年齢調整後の値。
- (※) 内は95%信頼区間:同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間 (※3) () 内は実数
- (※4) 過去1年以内に最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳
- (※5) 生涯を通じて最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

(4) 横浜IRを考えるシンポジウムの実施【令和2年 12 月】

IRを推進する意義や、IRを構成する施設の一つであるカジノに起因するギャンブル等依存症や治安悪化等の懸念事項への対策をテーマとして、有識者による講演やパネルディスカッション等のシンポジウムを実施しました。

シンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の影響により、YouTube 専用サイトにおいてライブ配信(特別講演及び基調講演は事前収録)し、当日の配信内容を横浜市 YouTube 公式チャンネルにおいて後日、公表しました。

【図表 47】横浜 I Rを考えるシンポジウム概要

実施日	令和2年12月20日
特別講演	「日本におけるカジノを含む IR(統合型リゾート): 横浜の考察」
	ダグラス・ウォーカー 氏
	(米国チャールストン大学教授・元ハーバード大学医学大学院
	客員教授)
基調講演	「シンガポールにおけるギャンブル依存症の対策及びその効果」
	ゴマシナヤガン・カンダサミ 氏
	(シンガポール国家依存症管理サービス機構(NAMS)精神科医)
パネルディス	「ギャンブル等依存症対策の現状と課題」
カッション	池田 文隆 氏
	(グレイス・ロード甲斐サポートセンター センター長)
	ゴマシナヤガン・カンダサミ 氏
	(シンガポール国家依存症管理サービス機構(NAMS)精神科医)
	髙橋 英彦 氏
	(東京医科歯科大学大学院 教授)
	松下 幸生 氏
	(久里浜医療センター 副院長)
	三原 聡子 氏
	(久里浜医療センター 臨床心理士)
	「治安等対策の現状と課題」
	アンソニー・キャボット 氏
	(米国ネバダ大学ラスベガス校 客員教授)
	三枝 守 氏
	(元岩手県警 本部長)
	渡邉 雅之 氏
	(三宅法律事務所 弁護士)

(5) IR(統合型リゾート)懸念事項対策検討調査の実施【令和2年 10 月~令和3年3月】

市の過去の調査結果と国内外の懸念事項対策の報告書等を抽出・整理するとともに、「IR(統合型リゾート)設置に伴う懸念事項対策の検討・実施に係るヒアリング」等での有識者の意見を参考に内容を分析し、区域整備計画の策定等の参考とすることを目的として実施しました。

(6) IR(統合型リゾート)設置に伴う懸念事項対策の検討・実施に係るヒアリングの実施【令和3年2月】

今後のギャンブル等依存症や治安等の懸念事項に係る対策を検討・実施していくにあ たり、有識者からご意見をいただくことを目的に実施しました。

【図表 48】意見をいただいた有識者

有識者	依存症	池田 文隆氏	
		(一般社団法人グレイス・ロード	
		グレイス・ロード甲斐サポートセンター統括センター長)	
		高橋 英彦氏	
		(東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授)	
		松下 幸生氏	
		(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター副院長)	
		三原 聡子氏	
		(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター主任心理療法士)	
	治安等	三枝 守氏	
		(元岩手県警本部長)	
		渡邉 雅之氏	
		(弁護士法人 三宅法律事務所 弁護士)	

(7) 横浜IRを考える有識者対談の実施【令和3年7月】

IRを構成する施設のひとつであるカジノに起因するギャンブル等依存症について、 市民の理解促進を図ることを目的に、ギャンブル等依存症に関わっている有識者の対談 を実施しました。

有識者対談は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対談の様子を事前に収録の上、横浜市 YouTube 公式チャンネルにおいて公表しました。

【図表 49】有識者対談の配信日及び参加いただいた有識者

配信日	令和3年7月19日			
有識者	池田 文隆 氏			
	(一般社団法人 グレイス・ロード			
	グレイス・ロード甲斐サポートセンター 統括センター長)			
	三原 聡子 氏			
	(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター主任心理療法士)			

(8) IRに伴う懸念事項対策に係る費用

I Rの整備・運営に伴う、依存症対策や治安悪化対策などの懸念事項対策の費用については、どのような I R施設が整備・運営されるか、また、市と事業者との役割分担や費用負担が決まらなければ、市が負担すべき費用が明らかになりません。そのため、事業者選定後に事業者と共同で作成する区域整備計画の中でそれらを算定し、市民に説明する予定でした。

しかし、市のIR事業が中止となったため、事業者の選定や区域整備計画の策定は実施されておらず、そのため、横浜IRに伴う懸念事項対策に係る費用については、算定されていません。

(9) 負の影響・社会的コストについて

市では、平成27年度の「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その2)」において、ギャンブルに関する負の影響・社会的コストに関して、これまでにどのような研究・調査が実施されているかを調査しましたが、国内においては、そうした調査は確認されませんでした。海外においては、17件確認されましたが、調査対象国・地域における社会的コストに含まれている項目を比較してみると、各調査・研究において社会的コストの項目として含まれる内容が異なっていることが分かりました。

ギャンブルに関する負の影響・社会的コストの考え方については、その算定に当たり、 社会的コストの定義、定量化の範囲、及び推計モデルについて標準化されていないため、 体系的に確立された社会的コストの定量化のモデルが存在していないと言われていま す。

図表 50 に、平成 27 年度の「IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査 (その2)」の抜粋を掲載します。

【図表 50】「IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その2)」から 抜粋

- 4. 負の影響・社会的コストに関する調査・研究
- I. 本調査で確認できた調査・研究

本調査では、17件のギャンブルまたはカジノによる負の影響・社会的コストの調査・研究が確認できた。調査対象国・地域であるシンガポール、ネバダ州、ビクトリア州、マカオ、韓国では7件であったが、それ以外にも10件の調査・研究が確認できた。

No. ID (国・地域) 1 シンガポール/マカオ 文献名 発行年 発行者 The social, economic, and environmental impacts of casino gambling on the on the residents of Macau and Singapore D (国・地域) ※ そ行者 ※ 発行者 ※ Shou-Tsung Wu * Yeong-Shyang Chen		本調査で確認でき	た調査・研究	t .
文献名 発行年 発行者 The social, economic, and environmental 2014年 Shou-Tsung Wu impacts of casino gambling on the on the Yeong-Shyang Chen	No.	ID (国·地域)		
The social, economic, and environmental 2014年 • Shou-Tsung Wu impacts of casino gambling on the on the	1 シンガポール/マカオ			
impacts of casino gambling on the on the Yeong-Shyang Chen		文献名	発行年	発行者
	impacts o	of casino gambling on the on the	2014年	

- マカオとシンガポールにおいてカジノによってもたらされる社会・経済への負の影響 について調査した民間の研究論文。
- ギャンブル依存症患者の増加や犯罪の増加、家族への影響、生活の質の低下等、カジノの設置による社会的な負の影響について挙げている。
- サンプリングで選ばれたマカオ在住の480人、シンガポール在住の450人を対象としたアンケート調査を実施し、両国の違いを比較した。
- アンケートの結果、マカオ、シンガポール在住者は共にカジノによる経済的な便益を 享受しているものの、負の影響は避けられないこと認めており、マカオ在住者がシン ガポール在住者よりカジノによる負の影響を感じていることが確認された。

No.	ID (国·地域)		
2	ネバダ州		
	文献名	発行年	発行者
	he Limits of Recreation: Social Costs ing in Southern Nevada	2003年	R. Keith Schwer William N. Thompson Daryl Nakamuro

- ネバダ州南部においてギャンブル依存症患者によってもたらされる社会的コストを推計 した民間の研究論文。
- ラスベガスメトロポリタンエリア在住のギャンブルラーズアノニマスのメンバー99人を 対象とした調査を元に社会的コストの推計を実施した。
- ネバダ州南部のカジノによりギャンブル依存症患者によってもたらされる社会的コストは、1 人当たりでは年間 19,085USD (2,309,285円)、地域全体では年間約 470 百万 USD (569 億円)(高位) と見積もられた。

No.	o. ID (国・地域)		
3	ピクトリア州		
	文献名	発行年	発行者
文献名 Counting the Cost - Inquiry into the Costs of Problem Gambling 【政府調查】		2012年	Victorian Competition and Efficiency Commission

概要

- ビクトリア州においてギャンブルによってもたらされる社会的コストをビクトリア州政府から Victorian Competition and Efficiency Commission に依頼し推計した調査報告書。
- ビクトリア州在住の15,000人を対象とした電話質問調査等を元に経済的、社会的コスト の推計を実施した。
- ビクトリア州のギャンブルにより発生する社会的コストは、地域全体では年間 27 億 AUD (2,376 億円) と見積もられた。

※この調査・研究は州政府の公式見解ではないと記載されている。

No.	ID(国・地域)		
4	7	カオ①	
	文献名	発行年	発行者
AND	pacts of casino gaming in Macao: A re analysis	2010年	Yim King Penny Wan Xin Crystal Li Weng Hang Kong

- マカオにおいてカジノ運営権開放後のカジノの社会に対する効果と影響を調査した民間 の研究論文。
- カジノが社会に対して与える負の影響の項目を過去の論文から引用し、マカオにおける 影響について考察した。
- マカオへの影響として、ギャンブル依存症患者及び犯罪の増加、公共レジャーや緑地の 不足、交通渋滯及び交通渋滯、高等教育での高い退学率、ギャンブル依存症のカウンセリ ング及び治療の需要増加、生活の質の低下等を挙げている。

No.	ID(国・地域)		
5	マカオ②		
10	文献名	発行年	発行者
	l cost of gambling in Macao: before the liberalisation of the gaming	2011年	Davis K. C. Fong Hoc Nang Fong
industry			Shao Zhi Li

- マカオにおいてカジノ運営権開放前後(2003年と2007年)の社会的コストを推計し比較した民間の研究論文。
- マカオにおける各種統計データ等を引用し社会的コストの推計を実施した。
- マカオのカジノにより発生した社会的コストは、地域全体では年間約 106 百万 MOP (15.9 億円) (2007 年) と見積もられた。

No.	ID (国·地域)		
6	韓国①		
	文献名	発行年	発行者
賭博問 書 【政府	題の社会・経済的費用推計研究最終報告調査】	2010年	• 射幸産業統合監視委員会

- 韓国においてギャンブル産業によってもたらされる社会的影響を検証し、社会的コストを推計した調査報告書。
- ギャンブル依存症患者 142 人を対象としたアンケート調査、当事者・家族インタビュー、研究論文等を元に社会的コストの推計を実施し、韓国のギャンブルにより発生する社会的コストは国全体では年間約 78.3 兆 KRW (7.8 兆円) と見積もられた。
- また、社会的コストは経済効果(運営事業者の売上高)を上回るため、韓国におけるカジノ産業は社会的に負の影響があると結論づけている。

※この調査・研究は射幸産業統合監視委員会の公式見解ではないと記載されている。

No.	ID (国·地域)		
7 韓国②			
	文献名	発行年	発行者
	s' Perceptions of Casino Development : The Kangwon Land Casino Case	2005年	Ki-Joon Back Choong-Ki Lee

概惠

- カンウォンランドにおいて、カジノの社会や地域住民に対する負の影響を調査した民間の研究論文。
- カンウォンランドの地域住民 567 人を対象としたインタビュー調査や研究論文等を元に 社会的な負の影響について調査を実施した。
- カジノの社会的な負の影響についてギャンブル依存症患者の増加、犯罪の増加、家族問題、破産及び自殺等の負の影響を挙げている。社会的な負の影響として、カンウォンランドにおいて事業者と政府は、負の社会的要因を最小限にし、住民からの支援が必要な場合は社会的、経済的利益を最大化するための努力をすべきであると結論づけている。

No.	ID (国・地域) アメリカ合衆国①		
8			
文献名	4	発行年	発行者
Gambling Impact and Beh	avior Study	1999年	National Opinion Research Center (NORC)
	细	and .	*

- アメリカ合衆国においてギャンブルによってもたらされる国民 1 人当たりの社会的コス トをアメリカ合衆国ギャンブル影響調査委員会から National Opinion Research Center (民間機関) に依頼し推計した調査報告書。
- ギャンブルに関する問題等について全米 2,417 人を対象とした電話調査や参考文献等を 元に社会的コストの推計を実施し、アメリカ合衆国のギャンブルにより発生する 1人当 たり社会的コスト (病的ギャンブラー) は、生涯 10,550USD (1,276,550 円)、年間 1,195USD (144,595円) と見積もられた。

No.	ID(国·地域)			
9	アメリ	アメリカ合衆国②		
	文献名	発行年	発行者	
Nationa - Final : 【政府訓	AND TO THE RESERVE OF THE PERSON OF THE PERS	1999年	 National Gambling Impact Study Commission (アメリカ 合衆国ギャンブル影響調 査委員会) 	

- アメリカ合衆国においてアメリカ合衆国ギャンブル影響調査委員会法に基づいて、アメ リカ合衆国ギャンブル影響調査委員会がギャンブルによってもたらされる社会的、経済 的な負の影響を調査した調査報告書。
- 社会的コストの推計はNORCの調査結果を引用している。
- ギャンブルによる社会に対する負の影響として、ギャンブル依存症患者の増加、及びア ルコールや薬物等の問題や犯罪の増加、家族への影響等を挙げている。
- 負の影響の発生を踏まえ、青少年に対するギャンブル教育の啓発、注意喚起等のギャン ブル依存症対策等について提言している。

No.	ID (国·地域)		
10	アメリカ合衆国③		
文献名	発行4	発行者	
Gambling in America: Costs an	d Benefits 2009年	• Earl L. Grinols	

椰蔥

- アメリカ合衆国においてギャンブル産業によってもたらされる経済的効果と社会的コストを推計した民間の研究論文。
- 他の研究論文の社会的コストの項目の推計結果を元に、年間の社会的コストの推計を実施した。アメリカ合衆国のギャンブルにより発生する1人当たり社会的コストは、年間10,330USD(1,249,930円)と見積もられた。

No.	ID(国・地域)		
11	アメリカ合衆国④		
	文献名	発行年	発行者
Based I	Why Casinos Matter - Thirty-One Evidence- Based Propositions from the Health and Social Sciences		• Institute for American Values

- 1990年代以降、アメリカ合衆国で新たにカジノの合法化が進んだことから、カジノが社会に与える役割や影響について整理した民間の研究論文。
- 健康や経済、政治、社会等31の観点について考察し、カジノによる社会に対する負の影響として、ギャンブル依存症患者の増加、犯罪の増加、家族への影響及び青少年への影響等を挙げている。

No.	ID (国·地域)				
12 ウィスコンシン州・コネチカット州					
	文献名	発行年	発行者		
	Costs Of Gambling: A Comparative Of Nutmeg And Cheese State Gamblers	2000年	William N.Thompson Ricardo Gazel Dan Rickman		

挪車

- ウィスコンシン州とコネチカット州においてギャンブルによってもたらされる社会的コストを推計した調査報告書。
- コネチカット州ではギャンブル依存症治療グループで治療を受けている患者 112 人、ウィスコンシン州では州内のギャンブラーズアノニマスの会員 98 人を対象とした調査を元に社会的コストの推計を実施し、ギャンブルにより発生する 1 人当たりの社会的コストはウィスコンシン州では年間 15,994USD (1,935,274 円)、コネチカット州では年間 8,681USD (1,050,401 円) と見積もられた。

No. ID (国	ID(国・地域)				
13 マサチュ	マサチューセッツ州				
文献名	発行年	発行者			
Projecting and Preparing for Potential Impact of Expanded Gaming on Commonwealth of Massachusetts	2008年	Spectrum Gaming Group			

- マサチューセッツ州においてカジノの合法化に際し、カジノ新設による効果最大化による諸施策を検討するために、カジノによってもたらされる経済効果や社会への負の影響をマサチューセッツ州から Spectrum Gaming Group (民間機関) に依頼し調査した調査報告書。
- 他の参考文献より社会的に懸念される項目を挙げ、それぞれ様々な観点でその影響度合いについて論じている。
- カジノによる社会に対する負の影響として、ギャンブル依存症患者の増加、犯罪の増加、 破産等を挙げている。

No.	ID (国・地域) ニューハンプシャー州				
14					
	文献名	発行年	発行者		
Final Repor 【政府調查】	t of Findings May 18, 2010	2010年	New Hampshire Gaming Study Commission (ニューハ ンプシャー州ゲーミング 研究委員会)		

- ニューハンプシャー州の政府機関であるニューハンプシャー州ゲーミング研究委員会に おいてカジノを合法化するか判断するために経済効果と社会的コストを推計した調査報告書。
- 経済効果は、既存産業のカニバリゼーションについて検討がなされ、州外顧客を取りこめない場合のカニバリゼーションの可能性について触れられている。
- 社会的コストは、NORCが推計した1人当たり社会的コスト等を元に年間の社会的コストの推計を実施し、ニューハンプシャー州南部のカジノにより発生する社会的コストは、地域全体では年間60.1百万USD(72.7億円)(高位)と見積もられた。

No.	No. ID (国・地域)			
15 フロリダ州				
*	文献名	発行年	発行者	
Gambling Impa	ct Study	2013年	Spectrum Gaming Group	

- フロリダ州においてカジノ合法化の検討に際し、フロリダ州がSpectrum Gaming Group (民間機関)に依頼し合法化によってもたらされる経済波及効果や社会的コストを推計 した調査報告書。
- 過去の研究論文の1人当たり社会的コストを元に年間の社会的コストの推計がなされ、 フロリダ州のカジノにより発生する社会的コストは、地域全体では年間1,188百万USD (1,437億円) と見積もられた。

No.	ID(国・地域)				
16	6 ニューヨーク州				
	文献名	発行年	発行者		
	of Wilmot Casino on Primary Impact Emphasis on Socioeconomic & Public	2014年	Center for Governmental Research		

- ニューヨーク州セネカ郡において、事業者が提案したカジノ構想による社会的影響を検 討する為に、タイア市が Center for Governmental Research (民間機関) に依頼しカジ ノによってもたらされる社会的コストを推計した調査報告書。
- NORC が推計した1人当たり社会的コスト等を元に年間の社会的コストの推計を実施しており、ニューヨーク州セネカ郡のカジノにより発生する社会的コストは、病的ギャンブラー1人当たりでは年間1,700USD(205,700円)、地域全体では年間70万USD(84.7百万円)と見積もられた。

No. ID (国·地域)				
17	オーストラリア			
文献名	発行年	発行者		
Productivity Commission Inquiry Repo 【政府調査】	ort 2010 年	Australian Government Productivity Commission		

- オーストラリア国内におけるギャンブルによってもたらされる経済的便益と社会的コストをオーストラリア政府の独立機関である Australian Government Productivity Commission が 1999 年に推計した調査報告書。
- ギャンブルの影響に関してオーストラリア国民を対象にした全国調査を元に社会的コストの推計を実施しており、オーストラリア国内におけるギャンブルによってもたらされる社会的コストは、国全体では年間9,765百万AUD(8,593億円)と見積もられた。

II. 累型別分類

本調査で確認できた17件を、調査目的別、調査手法別に分類して整理する。

(調査目的別)

調査目的別に分類すると、以下のとおりであった。

- 合法化の検討材料の一つとして調査・研究した事例が3件
- 事業者選定の検討材料の一つとして調査・研究した事例が1件
- ギャンブルの影響を調査・研究した事例が11件、うちカジノのみが対象となっている 事例が4件
- マカオにおけるカジノ運営権解放後の影響を調査・研究した事例が2件

なお、合法化の検討を行った3件のうち、マサチューセッツ州は、雇用創出と新たな税収に よる財源確保を理由に2011年に合法化しているが、ニューハンプシャー州では、2013年と 2015年に州議会で合法化を否決した。これは、先に合法化したマサチューセッツ州との競合 等により、州外からの来訪客があまり見込めない等の理由からであると言われている。また、 フロリダ州では現在も合法化の検討が進められている。

調査目的別の分類

実施時期	目的	対象	件数	No. ID (国·地域)
カジノ合法化以前	カジノ合法化可否の検討	カジノ	3件	15.マサチューセッツ州 14.ニューハンプシャー州 15.フロリダ州
	事業者遷定の検討	カジノ	1#	16.ニューヨーク州
ギャンブル (またはカジノ) 合法化後	社会に与える負の影響の調査	ギャンブル 全般	7 _{(#}	3.ビクトリア州 6.韓国① 8.アメリカ合衆国① 9.アメリカ合衆国② 10.アメリカ合衆国③ 12.ウィスコンシン州・コネチカット州 17.オーストラリア
TELLE		カジノ	4件	1.シンガポール/マカオ 2.ネパダ州 7.韓国② 11.アメリカ合衆国④
	カジノ運営権関放の影響の関査	カジノ	2件	4.マカオ① 5.マカオ②

(調査手法別)

調査手法別に分類すると、社会的な負の影響を検討した調査・研究と社会的コストを推計し た調査・研究の2種類に分類される。

社会的な負の影響についての調査・研究では、ギャンブルやカジノが社会に与える影響について定性的に整理されている。

社会的コストを推計した調査・研究は、11 件確認され、そのうち 2 件が国・地域全体及び 1 人当たり社会的コストを推計、6 件が国・地域全体での社会的コストを推計、3 件が 1 人当たり社会的コストのみを推計するものであった。

調査手法別の分類

調査手法		対象	件数	No. ID(国・地域)
【定性】 社会的な負の影響の検討		ギャンプル 全般	1#	9.アメリカ合衆国②
		カジノ	5件	1.シンガポール/マカオ 4.マカオ① 7.韓国② 11.アメリカ合衆国④ 13.マサチューセッツ州
	国・地域全体、 1人当たり 年間社会的コスト	カジノ	2件	2.ネバダ州 16.ニューヨーク州
【定量】	国・地域全体の 年間社会的コスト	ギャンブル 全般	3件	3.ピクトリア州 6.韓国① 17.オーストラリア
社会的コストの推計		カジノ	3件	5.マカオ② 14.ニューハンプシャー州 15.フロリダ州
	1人当たり 年間社会的コスト		3件	8.アメリカ合衆国① 10.アメリカ合衆国③ 12.ウィスコンシン州・コネチカット州

III. 社会的コストの定義

ギャンブル(またはカジノ)における社会的コストを推計する調査・研究において、社会的 コストは、それぞれ異なった分類・定義がなされており、統一して定義されていない。

調査対象国・地域における社会的コストに含まれている項目を比較してみると、各調査・研究に応じて社会的コストの項目として含まれる内容が異なっている。

社会的コストに含まれる項目の比較

		No. ID(国・地域)		
2.ネバダ州	3.ピクトリア州	5.マカオ	6.韓国①	8.749加合衆国① 16.ニューヨーク州
1.雇用費用 (矢職、従業員の選職、 解解による) 生産性 (長職、任業) 生産性 (根 東美) 生産性 (根 東美) 生産性 (根 東美) 生産性 (最 東美) 生産性 (最 東美) 生産性 (国 東美) 生産性	1.直接サービ 療用 用 照	1.治療及び予防 2.法の 3.レン費用 3.レン費ルの動きを 正規を 3.レン費ルの動きを 正規を 4.規修する 2.提供の 3.レングルの動きを 3.レングルの動きを 4.規修する 5.研修する 5.研修する 5.任子のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの 5.任のの	1. ギャ用ンプルチャーンプルチャーンプルテキーンプルテーターのでは、大きな場所で、大きな場所で、大きないのでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1. 雇用関連費用 (仕事喪失に係る費用) 2. 破産保険3 2. 破産保険3 4. に保める費用、無社・ 当、犯罪 3. 犯罪 (連補費用)関連生費用 (維持費用、産業 (維持費用、機等費用 精神維維 を発力が、 を一を、 を発力が を発力が、 を力が、 を力が、 を力が、 を力が、 を力が、 を力が、 を力が、 を

No. ID(国・地域)							
10.7月加合衆国③	12.ウィスコンシン州・ コネチカット州	14.ニューハンプ シャー州	15.フロリダ州	17.オーストラリア			
1. 犯罪 日本	1.雇用費用 (労働時間の損失、失業補 債費用。生産性の損失失 業) 2.不良難 3.盗事期 5.犯罪司法、関連 費用の設定の 資施費を表する。 1. 企業を表する。 2. 不良難 費用司法、関連 費加・ 資施費申用、 3. 企業を表する。 2. 不見 の 2. 不見難 り 2. 不見難 り 2. 不見難 り 2. 不見難 り 2. 不見難 り 3. 企業を表する。 3. で 2. 不見 2. 不見 2. 不見 2. 不見 2. 不見 2. 不見 2. 不見 2. 不見 3. 企業を表する。 3. で 4. に 4. に 5. で 4. に 5. で 5. で 5. で 5. で 5. で 6. で 7. と 7. と 7. と 7. と 7. と 7. と 7. と 7. と	1. (NORC (8.7月)か合衆国①)の研究における)とはける)とはないの研究におって、(1) 雇乗無 (位事疾症、(1) 保護・ (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1.雇用 (労働時間の損失、失業補 優費用、生産性の損失失 業) 2.不良事裁判 (破産裁判・その他の民事 裁判・事用、連新費用、 (室職費用、執行額予費用、 投献費費費 5.治・統計・費用 (核業児童への援助費用、 フードスタンプ費用)	1.ファイナンシャル費用 (破産) (破産) (破産) (収益) (収益) (収益) (収益) (収益) (収益) (収益) (収益			

出所:各国・地域の研究論文・調査報告書をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

4 経済的社会的効果

(1) IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査【平成 26 年度】

平成 26 年度に実施した「IR (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」では、委託先とともに、横浜市にIRを導入した場合の経済効果について、産業連関分析を用いて定量効果の算出を実施しました。経済効果の算出にあたっては、毎年発生する運営段階の「IR売上・観光消費による経済効果」と、施設整備段階の「建設による経済効果」について、それぞれ算出しました。

ア IR売上・観光消費による経済効果(毎年発生)

総合効果*1:4,144億円(直接効果:2,561億円、波及効果:1,583億円)

就業者の増加:41,030人

税収*2:61 億円

*1博報堂が平成 26 年春に各都道府県 100 サンプルを対象に実施したインターネット調査(日本国内「IR受容性」の最新動向)の回答(20 歳以上IR訪問客数、利用意向、年間利用回数、カジノ平均使用額)、横浜市観光客の消費単価を参考に推計算出

平成22年みなとみらい21地区の経済効果(約1兆7,556億円)の4分の1程度 (23.6%)

*2税収効果は、個人市民税と法人市民税の和

イ 建設による経済効果(期間中のみ発生)

総合効果*1:3,922 億円(直接効果:2,500 億円、波及効果:1,422 億円)

就業者の増加:30,904人

税収*2:55 億円

*1 各国主要 I R施設を参考に延床面積を 500,000 ㎡と仮定し算出

*2 税収効果は、個人市民税と法人市民税の和

(2) IR(統合型リゾート)に関する事業者への情報提供依頼(RFI)【平成 30 年~令和元年】 ア 平成 30 年度に実施した RFI で示した経済的社会的効果

日本型IRの大枠が示されたIR整備法成立を踏まえ実施した「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」では、日本の制度に基づき、横浜でIRを実施した場合の経済的社会的効果について、事業者へ情報提供依頼(RFI)を実施しました。その結果、横浜でのIRに意欲のある12者・グループから調査票が提出されました。市では、その情報を委託先である監査法人とともに整理し、事業者の示した定量的な効果を下限・上限という形でまとめました。

【施設規模】

- I R施設面積(全体)
 - ·約 670,000 m²~約 1,500,000 m²
- ■MICE施設
 - ·約 70,000 ㎡~約 229,000 ㎡
- ■宿泊施設
 - ·約 270,000 ㎡~約 600,000 ㎡
 - ·約2,700室~約5,000室

【投資見込み・売上見込み等】

- ■投資見込額(建設費等*1)
 - ・約6,200 億円~約1兆3,000 億円
- ■売上見込額
 - ・約3,500億円~約8,800億円/年
- E B I T D A *2
 - ・約800億円~約2,100億円/年
- *1 土地取得費用も加算した事業者も含まれている
- *2 純利益に、支払利息と税金と減価償却費を加えた利益 企業の収益力を分析、比較するのに適した指標と言われている

【観光客数・訪問者数見込み】

- ■IR設置後の横浜への観光客数
 - ·約4,400万人~約7,800万人/年
- I Rへの訪問者数
 - ・約800万人~約5,200万人/年
- ■国内・海外観光客の割合
 - · 国内観光客:約4割~約9割 海外観光客:約6割~約1割

<参考:横浜市の観光集客実人員(年間)> 3,631万人(平成29年見込)

<参考: テーマパーク年間入場者数(平成29年)> 東京ディズニーランド 1,660万人 東京ディズニーシー 1,350万人 ユニバーサルスタジオジャパン 1,494万人

※出典: THEME INDEX MUSEUM INDEX 2017

【経済効果見込み】

- ■IR建設時
 - ·直接効果 約4,700億円~約1兆1,900億円
 - ·全体効果 約6,700億円~約1兆8,000億円
- ■開業後事業運営時
 - ·直接効果 約4,900億円~約9,100億円/年
 - ·全体効果 約7,700 億円~約1兆6,500 億円/年

<参考: みなとみらい 21 地区の経済波及効果(昭和 58 年度~平成 28 年度)> みなとみらい 21 地区における建設投資(累計) 約2 兆 625 億円 横浜市内への経済波及効果(累計) 約2 兆 8,827 億円

【雇用者数見込み】

- ■IR建設時
 - ・雇用者数 約4.3万人~約10万人
- ■開業後事業運営時
 - ・直接雇用者数 約1.0万人~約5.6万人
 - ・間接雇用者数 約0.7万人~約14.9万人

<参考:みなとみらい21地区の就業者数> 約103,000人(平成28年度末)

【地方自治体の増収見込み】

- ■地方自治体への増収効果 (開業後、安定運営した平年度ベースの見込み)
 - ・約 600 億円~約 1,400 億円/年 (カジノ入場料、カジノ納付金、消費税、市民税、固定資産税等)

<参考>

横浜市 市税歳入 7,271 億円 (平成 29 年度) 横浜市 法人市民税 570 億円 (平成 29 年度) みなとみらい 21 地区における市税収入 約 155 億円 (平成 27 年度)

イ IR誘致の意思表明時(令和元年8月)に示した経済的社会的効果

平成30年度に、情報提供にご協力いただいた事業者から、平成31年4月に施行されたIR整備法施行令など、新たな情報を踏まえ、具体性や精度を高め、再度情報提供を受けました。提供された情報については、委託先である監査法人とともに、ヒアリングなどを行い、根拠に基づいて算定されたものであることを確認した上で、下限・上限という形で整理しました。

【IR区域全体の施設規模・初期投資】

■施設規模(総延床面積): 77 万㎡~100 万㎡

■建設費等の初期投資※ : 7,000 億円~1 兆 3,000 億円

※人材確保・人材育成にかかる費用、什器・備品調達、資金調達費用等を含む

<参考:海外事例>

施設名	敷地面積	施設規模	開発費用※
マリーナ・ベイ・サンズ(シンガポ	約 19ha	約60万㎡	約 4,870 億円
ール)			
リゾート・ワールド・セントーサ(シ	約 49ha	約 34 万㎡	約 5, 220 億円
ンガポール)			
シティセンター (ラスベガス)	約 27ha	約 167 万㎡	約 8,556 億円
ギャラクシー・マカオ (マカオ)	約 28.5ha	約 100 万㎡	約 4,518 億円

※出典:特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び事業者より提供

※開発時のおおよそのレートで換算。人材確保・人材育成に係る費用なを含むかは不明

【MICE施設の規模】

■総延床面積 : 138,000 m²~192,000 m²
 ■最大国際会議室の収容人数 : 3,000 人~6,000 人
 ■展示等施設面積 : 60,000 m²~120,000 m²

<参考:事例>

施設名	総延床面積	最大会議室	展示等施設
7 - 7		の収容人数	面積
パシフィコ横浜(横浜)	約 167,700 ㎡	5,002 人	20, 000 m²
東京国際フォーラム(東京)	約 145,000 ㎡	5,012 人	_
東京ビッグサイト(東京)※	316, 990 m²	-	115, 420 m²
マリーナ・ベイ・サンズ(シンガ	約 12 万㎡	8,000 人	31, 750 m²
ポール)			
マンダレイベイ (ラスベガス)	約 19 万㎡	12,000 人	105, 734 m²

※出典:特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び各運営会社HP等より

※東京ビッグサイトは拡張工事後の面積

【宿泊施設の規模】

■宿泊施設の部屋数 : 2,700 室~4,800 室

■最小客室面積 : 40 m²~45 m²■スイートルームの最小客室面積: 70 m²~80 m²

■スイートルームの割合 :約2割

<参考>

	世界的なブラン	諸外国の I R	日本を代表す	日本の大規模
	ドの宿泊施設	の宿泊施設	る宿泊施設	な宿泊施設
スイートルームの	67. 0 m ²	65. 6 m ²	58. 7 m²	64. 1 m²
最小客室面積の平均	1_01. U III	<u></u>	56. 7 III	04. 1 111
最小客室面積の平均	1_39.7 m²	40. 0 m²	29. 0 m²	17. 7 m²
総客室数の平均	273 室	[2,495室]	930 室	1,554室
スイートルーム数の	35 室	617 室	47 室	28 室
平均	50 至	017 至	41 至	20 至
スイートルーム割合	14.8%	19.2%	5.3%	2.3%
の平均	14.0/0	7 72 2/0 -	J. J /0	ے ، ک

※出典:特定複合観光施設区域整備推進会議資料

【インバウンドを含むIRへの訪問客数】

■訪問客数:2,000万人~4,000万人/年(ゲーミング利用者の割合は約2割~4割) うち国内観光客割合:66%~79%

- I Rへの延べ訪問者数の見込み方(国内)
- ・事例1:IR及びカジノへの来訪意向と回数をアンケートし、その割合により推 計
- ・事例2:MICE、エンタメ、ショッピング、カジノなどの目的別の訪問者数を アンケート調査等により推計
- I Rへの延べ訪問者数の見込み方(海外)
- ・事例1:外部コンサルにより、観光庁データなどを元に、今後の訪問者数の伸び を推計
- ・事例2:外国人旅行者の意識調査や国際会議統計などを活用して推計

<参考:海外事例>

施設名	年間延べ訪問客数
マリーナ・ベイ・サンズ (シンガポール)	約 4,500 万人
リゾート・ワールド・セントーサ (シンガポール)	約 2,000 万人
ギャラクシー・マカオ (マカオ)	約 2,000 万人

※出典:特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び事業者より提供

【 I R区域内での消費額(年間売上)】

- I R 区域内での消費額(年間売上): 4,500 億円~7,400 億円/年
- ○事業者の多くは、訪問客数に、1人当たりのGGR※(海外実績等)を掛け合わせて算出していました。※GGR(カジノ行為粗収益:掛け金総額-顧客への払戻金)

【経済波及効果・雇用創出効果】

■経済波及効果(間接効果含む)

建設時:7,500 億円~1 兆 2,000 億円 運営時:6,300 億円~1 兆円/年

■雇用創出効果(間接効果含む)

建設時: 85,000 人~136,000 人 運営時: 77,000 人~127,000 人

○事業者から情報提供された「建設費等の初期投資額」や「IR区域内での消費額 (年間売上)」の数値を基に、平成23年横浜市産業連関表を用いて委託先である 監査法人が整理しました。

【増収効果】

- ■市への増収効果:820 億円~1,200 億円 (カジノ納付金収入、入場料収入、その他税収(法人市民税、固定資産税、都市 計画税))
- ○事業者から情報提供された「GGR」、「ゲーミングへの日本人等入場者数」、「整

備コスト」、「損益予測」等を基に委託先である監査法人が整理しました。

(3) (仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト 募集(RFC) 【令和元年 10 月~令和2年6月】

I R整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、令和元年 10 月に募集要項を公表し、山下ふ頭(約 47ha)を予定区域とする特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト提案を募集しました。その中で、改めて想定する効果(数値)について提供を受けました。事業者から示された効果(数値)については、再度、市と委託先である監査法人において、ヒアリングなどを行い、根拠に基づいて算定されたものであることを確認した上で、下限・上限という形で整理しました。

【MICE施設】

- ■展示場
 - 60,000 $\text{m}^2 \sim 120,000 \text{ m}^2$
- ■会議室収容人数
 - •4,000 人~20,000 人

【宿泊施設】

- ■施設規模
 - ·約 160,000 ㎡~約 750,000 ㎡
- ■客室数
 - ・約2,500室~約5,200室

【観光の振興】

- ■インバウンドを含む I Rへの訪問者数
 - 2,100 万人~3,900 万人/年(国内観光客割合:67%~80%)
- ■IR区域内での消費額
 - •4,900 億円~6,900 億円/年

【地域経済の振興】

- ■経済波及効果(間接効果含む)※
 - ・建設時:1兆1,000億円~1兆6,000億円
 - 運営時:7,400億円~9,700億円/年
- ■雇用創出効果(間接効果含む)※
 - ・運営時:91,000人~119,000人

※事業者から情報提供された「建設費等の初期投資額」や「IR区域内での消費額(年間売上)」の数値を基に、平成23年横浜市産業連関表を用いて委託先である監査法人が整理しました。

【財政改善への貢献】

- ■地方自治体の増収効果※
 - ・860 億円~1,000 億円/年

(カジノ納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税)

※事業者から情報提供された「GGR」、「ゲーミングへの日本人等入場者数」、「整備コスト」、「損益予測」等を基に委託先である監査法人が整理しました。

<参考>本報告書で使用している略語

本報告書で使用している略語は、以下のとおりです。

略語	意味	
横浜IR	IR推進法及びIR整備法に基づき、IRを横浜の都心臨海部の街と	
	体的に整備する横浜イノベーションIR	
IR	IR整備法第二条第一項で規定されている「特定複合観光施設」	
IR推進法	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成 28 年法律	
	第 115 号)	
IR整備法	特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)	
実施方針	IR整備法第六条第一項の規定に基づき、都道府県等が定める特定	
	複合観光施設区域の整備の実施に関する方針	
	(市では「横浜特定複合観光施設設置運営事業実施方針」を作成)	
区域整備計画	IR整備法第九条に基づき設置運営事業等を行おうとする民間事業	
	者と共同して、基本方針及び実施方針に即して作成する特定複合観	
	光施設区域の整備に関する計画	
基本方針	IR整備法第五条の規定に基づき、国土交通大臣が定める「特定複合	
	観光施設区域の整備のための基本的な方針」	
IR整備法施行令	特定複合観光施設区域整備法施行令(平成31年政令第72号)	
IR推進本部	IR推進法第十四条の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備	
	の推進を総合的かつ集中的に行うため、設置された「特定複合観光	
	施設区域整備推進本部」	
IR推進会議	IR整備法第二十一条の規定に基づき、IR備推進本部の下、特定複	
	合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要	
	事項について調査審議するため、設置された「特定複合観光施設区	
	域整備推進会議」	